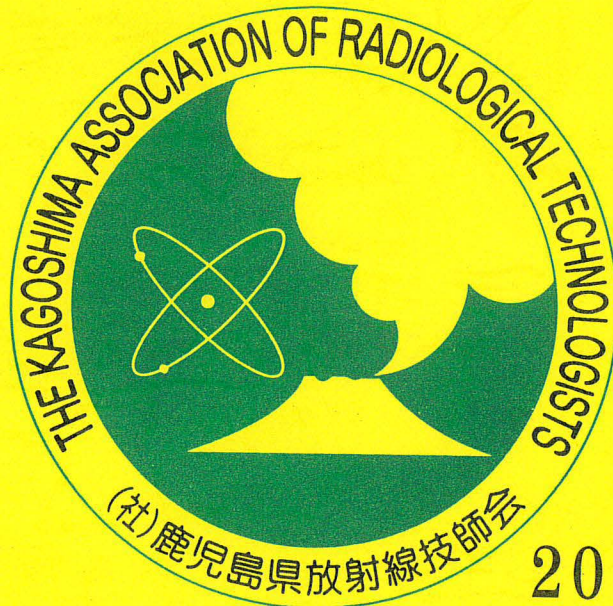


誌 念 記

法人設立15周年 会報発行100号



2004

組 織 と 活 動

— 第2版 —

社団法人 鹿児島県放射線技師会

目 次

発刊にあたって……………(社)鹿児島県放射線技師会 会長 鯨嶋 宗俊……………	1
寄 稿 文……………	3
施 設 紹 介……………	13
1. (社)鹿児島県放射線技師会組織図……………	67
2. (社)鹿児島県放射線技師会定款……………	69
3. 諸 規 程……………	
1) 支部運営規程……………	75
2) 役員選挙規程……………	75
3) 会費及び諸経費徴収規程……………	76
4) 事務所負担金等取扱規程……………	77
5) 表彰規程……………	78
6) 表彰規程細則……………	79
7) 叙勲申請に関する規程……………	80
8) 旅費規程……………	80
9) 慶弔規程……………	81
10) 役員災害規程……………	81
11) 緊急連絡規程……………	82
4. 各 種 委 員 会……………	
1) 各種委員会の目的……………	83
2) 委員会規程……………	83
5. 会 費 について……………	85
6. 入退会について……………	
1) 入会の方法……………	89
2) 退会の方法……………	89
申し込み用紙（見本）……………	90
個人データー（見本）……………	92
7. 連 絡 網……………	
1) 支部について……………	95
2) 鹿児島支部緊急連絡網……………	96
3) 国分・始良支部緊急連絡網……………	99
4) 大隅支部緊急連絡網……………	100
5) 大島支部緊急連絡網……………	101
6) 南薩支部緊急連絡網……………	102
7) 川薩支部緊急連絡網……………	103
8. 会 員 名 簿……………	105
役 員 名 簿……………	136
9. (社)日本放射線技師会定款および諸規程……………	139



発刊にあたって

(社) 鹿児島県放射線技師会

会 長 鮫 嶋 宗 俊

社団法人鹿児島県放射線技師会は昭和22年11月に創設され42年間の苦難の時代を乗り越え、平成元年3月に法律上社会的存在が認められた社団法人となり、名実ともに揺るぎない医療専門職能団体となった。現在は、公益法人の組織としてNPOの健康ハートやチャリティーウォークへの参加、市民健康まつりの主催団体、市民公開講座開催など社会活動も活発化してきている。また、県民保健の一翼を担い県民の医療福祉の向上のため学術面にも力を入れ会員の資質の向上に取り組んでいる。会員数も平成元年の236名から430名へと増加し大きな団体に成長している。また、本会の『顔』として重要な役割を果たしてきた会報も100号に達した。これらの会報には本会がどのような57年間の歴史を歩んできたかの活動が刻み込まれている。今日のこのような輝かしい本会があるのは、歴代会長さんをはじめ役員の皆様、先輩方の長年に亘る並々ならぬご尽力、ご苦勞の賜であり心から深甚なる敬意を表したい。

今回、このようにめでたい『法人化設立15周年及び会報発行100号』のこの2つの大きな節目を、本会の歩みを振り返り将来のヴィジョンを確立するための機会とするため記念誌を発刊することにした。内容は、会員の手引きとなるよう定款、各種規約、会員名簿、緊急連絡網等を掲載すると共に、全会員の全施設を全会員の顔写真入りで紹介することにした。全会員が互いに顔の見える存在となって気軽に情報交換が行えるなど、会員の横のつながりを強くし一体感のある会運営を行いたいと思う。連携をよくすることで県全体の組織力を高め、公益法人としてより大きな事業の展開ができたらと考える。

本会は、社団法人として地域社会に役立つ会として、公益事業を積極的に推進すると共に、県民の命の守り手として尚一層の研鑽を積み、県民の保健福祉の向上に取り組んでまいりたいと考える。日本放射線技師会「歌」の一節にもあるように、『技術と誠は我が手にあり、努力と進歩は我が手にあり』を肝に命じたい。

最後に、会員の皆様に今後とも変わらぬご支援ご協力ご指導をお願い申し上げ『法人化設立15周年、会報発行100号』を祝っての記念誌発刊のご挨拶とさせていただきます。

寄稿文



鹿児島県放射線技師会の益々の発展を祈念して

第7代会長 有馬 春夫

鹿児島県放射線技師会の会長を決めることについて、あの頃は選挙ではなく鹿児島市内の施設で会長として最もふさわしい会員を選んで且また会務の庶務、会計、会報の執行をやって貰えるところをお願いするとゆう習わしであったように記憶しています。

あの頃昭和48年3月で湯窪会長には3期6年間御苦労下されたので次は税所先生に是非お願いしたいと皆で御相談しましたところ先生のご都合で今は新築病院の大事業遂行のため余裕が無いので今回は有馬にやれとゆわれました。でも浅学非才の私には全く無理なこと第一私の職場は技師は一人で全県下の出張集検が本業で殆ど拠点は留守がちですからとお断わりしましたが先生は執行部事務はうちでやるのであんたは時々見てくれるとよいとの言葉でした。当時大学病院と私の事務所は道路一つ隔てた同じ山下町の隣組でしたので先のことは考えが及ばずついお引受けしてしまいました。そしてその成り行きは皆様御存じのとおり執行部事業はそれぞれの担当者のたゆまぬ努力によって会務は全て迅速且つ活発に執行していただきました。しかし私は九割がた地方巡りの旅が続いておりこのままでは誠に申し訳無くただ甘えてだけではすまないと考えまして1期2年を終えたら速やかに会長職を大学病院へお返しすべきと考えていましたのでその旨を篠原教授に相談に行き技師会の現状と会長職の了承をお願いしたのですが先生のご意向では中央放射線部の現況は新体制のもとで業務の流れや仕事の配分等で組織の効率化など模索進行中であるので会長交代はもう1期間待ってくれとのことでした。又2期の終りのときも同様でとうとう3期6年間を不慣れな私を許してくださった大学病院中央放射線部の皆さん特に執行部担当の皆様方並びに会員の皆様にここで改めてお詫びと御礼を申し上げます。

ここで私の任期中どうしても困難でありました『金』の問題について事実を書いてよいものかと悩みましたが意を決して書き残して置きます。それは会費の納入が悪いことは私の所属する職域の同僚が最たるものであったこと、但しなかには模範者も居ましたが反対に未納退会者もありました。私は勉めて説得の努力をしましたがなかなか難しい問題でいまだに残念に思っております。

次に日本放射線技師会の教育会館設立の出資金、寄付金の納入成績が毎月の本部ニュースで全国各県別の棒グラフで派手に表示されハッパをかけられその遂行に明け暮れていましたが会員皆様の御協力によりまして私の任期中90パーセントで会長交代のまもなく完納され有難くうれしくほっと致しました。

平成16年11月



温故知新 思い出すままに

第8代会長 下野哲勇

鹿児島県放射線技師会は昭和22年11月1日創立、以来57年になる。また当会会報は、税所篤正第4代会長のもと宮城哲夫会報担当幹事によるガリ版刷りの第1号が昭和32年7月1日に発行され、本年度100号を数えるに至った。

これ等の会報に担当幹事として私が関わったのは、monoのペンネームで編集後記を書いている昭和34年6月発行の第9号より第23号までであり、何れの編集者でも同様に原稿集めに苦労したのは云うまでもない。

なお当時は、日本放射線技術学会鹿児島県支部および日本放射線技師会ならびに鹿児島県放射線技師会とがあり、日本放射線技術学会鹿児島県支部と鹿児島県放射線技師会は同一規則の下に共同運営が行われていた。

この日本放射線技術学会鹿児島県支部長ならびに鹿児島県放射線技師会長に私が昭和54年6月に選ばれ、その私の任期中に、この両会分離規約が（第54号に掲載：社団法人日本放射線技術学会鹿児島支部規約および鹿児島県放射線技師会会則）整備され、昭和58年6月の総会にて分離運営を決議、そこで私はこれを機に2年後の日本放射線技術学会鹿児島総会に専念するため、鹿児島県放射線技師会長を辞任した。

その後、鹿児島県放射線技師会は会員諸兄の御努力により、法人化ならびに立派な専用事務所取得と名実ともに発展したことは誠によろこばしいかぎりであります。

ところで私は、加齢にくわえて采薪之憂いがあり、会諸行事への参加もままならず、皆様方にご迷惑をおかけして申しわけなく思っています。

今後とも皆様方には、なお いっそうの充実した運用の御努力により、鹿児島県放射線技師会の益々の発展を祈念いたします。



さらなる飛躍を

第10代会長 黒 岩 保 雄

ドイツのレントゲン博士が明治28年（1895年）X線を発見され、医学医療に応用したのが画像診断の始まりであります。

それらの機器を取り扱う技術者が必然的に誕生しました。大正10年（1921年）県立鹿児島病院に初のX線技術者として配置されたのが、鹿児島県のX線技師の源流であると文献に記録されております。

時代は昭和に代わり日本は軍国主義、富国強兵へと進んで行きます。

その頃、亡国病と言われ日本人の死亡原因の一位であった病気が肺結核であり、しかも働き盛りの若者に多く発生して、その結核の撲滅が最大の国策の一つでありました。

国は結核の早期発見の方策として、X線間接撮影が軍隊の徴兵検査に用いられたと聞いております。そして戦後昭和26年に結核予防法が制定され一般住民の検診と学童の検診が実施されるようになり県下の保健所にはX線技師が配置され結核予防の第一線にたつて、昼夜を問わずその責務の遂行の先輩、同僚の姿は今も脳裏に焼き付いており本当に頭の下がる思いがします。先輩方の並々ならぬ努力によりこの年の6月に待望の身分法である診療エックス線技師法が制定されております。

技師の養成は2年以上の学校か養成所を卒業した者に国家試験の受験資格が与えられたのでありますが、技師の数は絶対的に不足しレントゲン助手或いは技師補と言う形でレントゲンの撮影行為を行政当局も黙認している状態が長い間、続きました。

その後放射性同位元素が医学的に利用されるようになり、昭和43年に診療放射線技師法が制定されております。

技師法の文章を読む時、今の世の中に適正でない字句が余りにも多いのではと思います医師の手足として只技術のみを教えられ医師の指示のもとに与えられた仕事だけをこなす技師の時代ではないのです。法律の改正となればなかなか大変な事と思いますが、技師の将来のためには技師法の改正が避けては通れない問題ではないでしょうか。

日本放射線技師会は各都道府県の技師会をもって組織されております。かつて医療界でも自分達の要求だけの追求のため患者さん（国民）を無視して非常に迷惑を掛けた時代もありました。その反省の上にたつて患者（住民）中心の医療、国民本位の医療行政でなければ世間の支持は得られないと、他の医療団体よりも先がけて人と人とのつながり、そして優しさ思いやりのキャンペーンを展開してきました。そして自分達の教養教育なくしては職業の発展はないと、生涯教育、卒後教育、その他講習会など、対外的にはあなたのための放射線展などを開催して放射線技師の存在価値をPRをしてきております。

今や高等教育は時代の流れであります。60年代の初頭にはまだ技師の養成の大学は一校もなく技師会として大学の創設を強く要請して、初めての技師の大学が藤田学園に誕生したのであります。その後鈴鹿医療技術大学ができ、国立の短期大学もすべて四年制の大学に移行しております。

鹿児島県放射線技師会も社団法人設立15周年、そして手書きの会報一号から百号記念誌それぞれに思いがあることでしょう。故人となられた先輩達、歴代会長、役員、会員の皆さん本当に有り難う。技師会の益々の発展を祈念します。



想 い 出

第11代会長 米 倉 誠 耕

平成16年10月13日付けで、記念誌掲載『特別寄稿文』について（お願い）の文書を会長鮫島 宗俊氏より受領した。会報発行100号記念と、法人設立15周年を記念して、記念誌を発刊する予定である、ついでには、特別寄稿文をお願いしたいとの依頼である。

昭和26年から、平成9年まで約51年間放射線業務に従事し、現役を退いてから既に2年半、その間全く医療現場には縁が無い、会誌、会報、ニュース等で高度化された技師会活動を知るのみである。最近、放射線管理士、機器管理士、臨床実習指導者、生涯学習システム、アドバンス技師格、シニア技師格、とか複雑で全くチンプンカンプンである。エックス線技師に次いで、放射線技師の国家試験を受けさせられ苦い思いをした40年くらい前を思い出しながら今の技師職は大変だな、昔の方がのんびりしていたかなー、と老兵は現役時代を偲びながらこの原稿を書いている。今の老兵には、暇ばかり多くて未来志向ははなはだすくない有るのは過去だけである、約50年前を振り返りながら期待に備えるべく筆を取る事にしよう、やはり老兵は淋しく消え去るのみを実感。

会報について

依頼を受けて、会報綴りを紐解いて当時を振り返りながら早速1号を見ることにした。発刊日は昭和28年7月1日、50部の発行で、会員数44名（入会手続中2名）会費は1,000円、『県会費200、技師会、技術学を含む』也、当時の会長 稲葉 松雄氏の会長就任挨拶を兼ねた手書きである、当時会長は専売公社の課長職に有り、事務所は山下町の県立大学病院エックス線室に置かれていた。

次の発行は4年後のS.32年7月1日 昭和32年度総会で、県立病院の 税所 篤正技師（当時技師長制度は未だ制定されていなかった）が会長に選出されて2ヶ月後の発行だが、何故か号数が書かれていない。第2号はS.32年9月、第3号は同年12月、第4号は33年3月、以来号数は順調に100号を迎えているが、本当の2号は税所会長時代の1号に該当する事になり、この号を1号と勘違いしたものと思われる、従って第100号は101号が正しいのでは？。

当時の役員会、勉強会、総会などは事務局である大学が担当した。1番の新米である私は訳も判らず先輩に言われたとおりウロウロと動いていただけ、会報も鉄筆のガリ版刷りが第5号まで続き第6号から印刷所廻しと成り、会報係の負担が軽くなったのを覚えている。ちなみに当時の役員名簿を見るにその殆どの方が鬼籍に入られて居る、やはり年月を感じる。その後S.34年会員数も51名となり、会費1,450円也。

S.62年、思いがけなく会長職を引き受けさせられたのを機に、年2回の会報だけでは細かい技師会活動の実態が会員に徹底しないだろうと理事会に謀り、又会員の事業参加を促進する為にもと2ヶ月に1回の『ニュース』発行を副会長である 中村 純雄理事の担当で開始した。以来任期中の4年の間、最初は彼のワープロ打ちで休み無く発行して頂いた、役員の方々は職場と兼業であり無理を承知だが現在のニュースの発行が少なく物足りなさを感じている、当時の中村理事の努力に今でも感謝の念で一杯だ。

法人化について

昭和62年8月、東京の技師会事務所で新任会長会議が開催された、自己紹介を兼ねて抱負を述べよとの事、当時34県が法人化され、残るは13県也の状態『先ず放射線展を開催し、後法人化を達成したい』と応えた、中村会長いわく『法人化していない県は烏合の衆であり、何時かは落ち零れてしまう、定年前のロートル会長ではだめだ』4年後に定年を迎える56歳の小生はがっくりである。

早速県の理事会で詳細を報告、62.9、副会長の 中村 純雄氏を委員長とした法人化対策委員会を発足、63.1、準備委員会設立にこぎ付け、63.3、の総会を法人設立総会として会員の皆様に承認して頂いた、63.7.7、公益法人設立許可申請書を県に提出、許可されず、H1.3.7、再提出、同、4.4、待ちに待った吉報が【H1.3.31】、付けを以って法人化を許可するとの報が届いた。過去43年間の任意団体を礎に待ちに待った 社団法人鹿児島県放射線技師会 の誕生である、全国で35番目であった、当日祝杯を挙げたかは良く覚えていない。

法人化対策委員会発足より僅か1年6ヶ月、短期間で法人化にこぎ付けたのは、中村委員長の超人的な行動力と精密な事務能力賜物である。他県の会則、資料等の収集、会計法に基づく約1千万円の予算案作成（当時の鹿放技会の年間予算は約80万位で1千万の予算案と内4分の1を公益に使用と言う過酷なもの）70ページ余に亘る設立申請書作成の為の県庁参り、そして作成、申請書提出、当時統一講習会の実施要綱案の作成等多忙を極めた時期に、良くぞ成し遂げたもの、勿論各理事の並々ならぬ努力、各会員のご協力の賜物であるが、中村技師無くして到底法人化は不可能であったと、今でも固く信じている。

尚、法人化に役立ててと、各百万円をご寄付頂いた出水の石原 勝先生、太陽化学有限会社の川野社長に会員に変わり、心より御礼を申し上げる次第である。あれから15年？、芭蕉ならずとも月日の流れは速い。

この原稿を書いている最中に 中村 純雄技師の瑞宝双光章受勲の栄誉のニュースを入手した、良かった本当に貰うべき人の手に渡る、おめでとう、心からお祝いを申し上げますと共に、彼の努力と協力に感謝を申し上げたい、最後に今後健康に留意されん事を望みます。鹿児島県放射線技師会の益々の発展を祈りながら。



轍

第12代会長 湯ノ口 武 司

法人化設立15年、会報100号を記念して、記念誌発刊の大きな節目を迎えられることができたのは、会員の弛み無い努力によって築かれたもので、敬意を表すと共にお祝い申し上げます。

「歴代会長の特別寄稿文」と言われ、振り返りみて「もう、あれから13年過ぎたのだなあ?」と感慨深いものがあります。

4年間技師会長時代の思い出はいろいろなことがありました。

反芻してみれば、胃からあの酸っぱい胃液が口に逆流し口に広がる感じがする。一筆書くには、どうしても避けて通れないのがある。特にその中で4年目の最後の年、平成6年7月に突然知人より「鹿児島県内に有る学校が放射線技師養成専修学校（短期大学でない）を設立しようとしている」との情報が入った。鹿児島県放射線技師会会員ばかりでなく、九州全体、本部までパニック状態に陥った。本部と連絡し乍ら、鹿児島県放射線技師会員をはじめ、九州各県放射線技師会長と一丸になって、県、鹿児島市医師会長、学校当局に対し「後3年すると、熊大医技短、九大医技短の卒業生で技師不足が解消されるから、それ迄、設立しないで欲しい、どうしても設立するならば4年制大学で設立して貰いたい」と懇願したが聞き入れず、結果はご存じの通りとなった。

鹿児島県医師会会長とも単独会談を1時間以上をしたが、総て見解の相違があり、結論を得ずに別れてしまった。更に再三学校側と九州各県放射線技師会会長とで話し合ったが設立の阻止が出来なかったことが悔やまれる。

鹿児島県放射線技師ばかりでなく、放射線技師全員に済まなく思う。

未だに心身共に追いつめられたので、PTSD（心的外傷後ストレス障害）として心に黒点として染みついていきます。

遂に、平成7年1月21日 AMI（急性心筋梗塞）で家族見守る中で心カテを行い入院しました。

カルテには「血管の痙攣によるAMIです。過労が引き金です。ゆっくり休み、薬は一生飲んで下さい。」と書かれています。総ての資料はコピーして現在も手元に有る。

それ以来、薬は飲み続けています。戦いの代償は大きい。

これ以上は、愚痴っぽくなるので、この件はここで筆を終わりたい。

1期目の2年間は先輩が築き上げた技師会を発展させなければと多少意気込んでいた。当時、小川副会長が福岡に転勤される迄の間、勤めていた国立南九州中央病院に再三行き冷静なアドバイスを受けて随分助かりました。深く感謝したい。

2期目に小川副会長の後任に村山光生氏にお願いし、数多くの難問（特に技師学校問題）に対処していただきました。何とか、いろいろな事業が出来たのは有能な理事に恵まれたことです。更に、鹿児島市医師会病院の放射線技師仲間が支えてくれた事が何より甚大であったのです。

僭越と思いますが、事業の足跡(轍)を振り返ってみると、
新規事業

- ① 技師会事務所設立提案（アンケートの結果97%事務所設立賛成）
- ② 技師会費値上げ（技術学会鹿児島支部廃止に伴い）
- ③ 生涯教育手帳発行
- ④ 各種委員会設立（前年度の継続事業）
- ⑤ 法人化3周年式典

- ⑥ 全国統一講習会終了
- ⑦ 社団法人 鹿児島県放射線技師会学術大会新設（技術学会鹿児島支部廃止に伴い）
- ⑧ 毎日新聞 1 ページにわたり放射線及び放射線技師について啓蒙を掲載
- ⑨ 各地域幹事選出
- ⑩ 表彰規定細則制定（感謝状・表彰状・功労賞・学術賞・学術奨励賞等）
- ⑪ 準会員入会促進 18 → 28
- ⑫ 事務所負担金取扱規約制定
- ⑬ 会費及び諸経費徴収規定改正
- ⑭ 役員災害規定制定
- ⑮ 事務所設立計画案可決により負担金徴収開始
- ⑯ 新入会促進 280 人 → 324 人
- ⑰ 個人データをパソコンで処理
- ⑱ 鹿児島県放射線技師会創立 45 周年記念誌発行
- ⑲ 超音波講習会開催
- ⑳ 学術講演会設立（市民公開講座・生涯教育講座）

継続事業

- ① 会員手引き書
- ② 緊急時連絡網整備
- ③ 技師会事務所開設

表彰

公的表彰

- ① 叙 勲 洞口 利則
- ② “ 有馬 春夫
- ③ 厚生大臣賞 鳥越 敏正
- ④ 科学技術庁長官賞 鮫嶋 宗俊
- ⑤ 医療功労賞 四元 義隆

鹿児島県放射線技師会関係表彰

- ① 功 労 賞 中村 純雄（技師会法人化による功績）
- ② “ 米倉 誠耕（連続 26 年間役員による功績）
- ③ “ 小川 臣人（連続 22 年間役員による功績）
- ④ 学術功労賞 谷 俊雄（消化管撮影研究及び普及による功績）

昭和 22 年 11 月に鹿児島県放射線技師会が創立され、昭和 28 年 7 月に会報第 1 号（50 部）が発行されて半世紀が過ぎた。初刊の頃はガリ版刷りで枚数も少ない。我々放射線技師の姿が反映されているようだ。号数（歴史）を重ねる毎に医療・学術・医療機器も急速に発展し患者さんに信頼される医療人の高い質が求められている。

この 100 号の節目に放射線技師会の歴史を振り返り、将来に至って社会的要求に対応できるように自己研鑽に励み、医療に貢献する技師会の発展を期します。



＜特別寄稿文＞

第13代会長 村山光生

鹿児島県放射線技師会は、法人格を取得して15年目を迎えております。益々発展の現在にまずもって、心よりお慶びを申し上げます。今回、平成7年度から10年度までの4年間について、当時の技師会運営の思い出を書けとのご下命がありました。ひとは忘却の動物であります。記憶違い、勘違いがありましたらご容赦戴くこととして思いつくままに記すことにしてみます。会長職としての事始めはまず、市医師会病院から運ばれてきた10数個から成る段ボールの受領から始まった。半世紀に亘る歴史を物語る代物が色々詰められたそれが、歴代会長の職場の放射線室を回りまわって、今度は私共の施設の胃透視室一隅を占領することとなった。会務は、その時代と巡り合せで避けて通れない事柄があり、タスキを渡されたときから予定として既に決められたものもある。平成8年度の九州放射線技師学術大会開催担当県としての準備から運営・実施、並びに鈴鹿市で行なわれる地域選抜全国野球大会への九州代表チームの結成・派遣の2つは、それであった。学術大会は7年2月に沖縄県が挙行した後を受けて、わが県は同年の秋11月に開催で、年度は異なるものの、同年に2回の開催を余儀なくさせられての大会であった。まずは、沖縄の実施状況の視察に始まり、大会テーマの決定・テーマに沿ってのシンポジストの選定等、熾烈なことも多々あったにも拘らず、実に手際良く進行したナーと終わって月日が経ってみれば、懐かしく思い出される。どのような些細なことであろうと、ひとつの事を企画・立案そして賛同を得て、成就の日を迎えるというプロセスには、非常に大きなエネルギーと長い時間を要し、多大な努力・忍耐をも必要とする。平成10年度に東坂元に完成をみた事務所設置が、まさしくそれであったように思える。計画のスタートは、市内のマンションの1室を改良した事務所での構想だったものが、会議を幾度も重ねるごとに夢は大きく膨らんで土地付きしかも、車も数台駐車出来るものでありたい・・・に変わってきた。負債を後世会員に残してはならないという当初の方針から手元にある2,000万円です。まずは、建設用地探しから始まった。今だから笑い話で済まされると思うが、通勤途中、鹿児島アリーナ近くの道路沿いに“近くに売り地あり”の看板を見つけた。場所的にはグッド。早速TEL。「どの程度の広さがありますか。」「30坪です。」駐車場付きと言っていた。少し狭いな。「ちなみに、坪単価いくらするものですかネ。」「ハイ70万ちょっと位のものでしょう。」「・・・・・・。内部検討しまして再度TELします。」クワバラ、クワバラ。当時、日曜日の新聞は、マッ先に住宅情報宣伝の欄からの購読であった。会員自らの負担金と一般会計からの200万円を足して、負債ゼロで無から有を作り出した我々会員の力と団結は、世間に対しても又、他の医療職にも大いに胸を張っているのではと思う。これで、前述の段ボールの受け渡し作業はしなくて済む環境になった訳で、過去の長い年月行われてきた会長職施設の技師室を借りての会議も、自前の机と椅子とで会議がもてる体制整備は成った。会のシンボルである会旗・会章の作成もこの頃であり、研究会2つ（乳房・CR）の新設があったり、会員によるレクリエーションが復活したり、その他枚挙すれば他にも多々あるが・・・・多岐多彩にいろいろだった非常に熱い時期だった様に思う。

言葉足りない拙文となり恐縮ですが、最後にこの会が会員一人おひとりのご努力とご研鑽とで、なお一層前進する組織と期待致しまして、この稿を締めさせて戴きます。 (16・11・30)



法人化設立15周年・会報100号を祝う

－感謝とさらなる発展を願って－

第14代会長 岡 田 淳 徳

法人化設立15周年、会報100号の出版にあたり心からお祝い申し上げます。

技師会への係わりを経験した三十数年を振り返ってみるとき、次々と移り変わる時代の流れにマッチした事業の展開は、会報をさかのぼり頁をめくると黎明期のご苦労、それから、関係して現在まで本会のために尽くしてこられた先輩の会長はじめ監事と理事の献身的な努力の程が誌上から容易に知ることができます。思えば、診療エックス線技師から診療放射線技師へ移行する際に行われた、国家試験受験資格取得講習会が、昭和43年に各県の放射線技師会へ委ねられて開催されたことが社会人になったばかりの私には奇異に感じたと同時に、日放技のテキストに基づいた実施が国家資格取得になっていくことを経験し、入会することの重要性をその時に知りました。

さて、話を変え新体制が整った時のこと、平成11年3月引継を済ませた理事が一堂に会したのは翌月、東坂元に建築したばかりの事務所において最初の理事会を行い、会の発展と飛躍していく情報発信の場と認識し活用することを全理事で確認し合い、いきなりエンジン全開で活動を始めました。早速入り込んできた初仕事は、県からの表彰手続きに関する郵便物でした。診療放射線技師として叙勲受章をはじめ、厚生大臣表彰、医療功労賞の栄に浴されました先生方のお世話ができましたことは、素晴らしい表彰委員の推薦があったからであり、スムーズな手続きは爽やかに理事の心に残っています。

一方、事業の遂行に関しては、前年度決議された計画を実施していくにあたり“楽しく展開して行くこには”という点と“さらなる会の活性化”ばかりを考え、会においてはタイムリーな話題を中心に、また、イベントにあっては多くの市民の方々に興味ある内容となることに全力を注ぎました。特に、企画と立案等に関しては十分な時間を費やし、論議の静まる頃はその理事会も午前0時におよぶこともありました。その結果、公開シンポでは会場に増設した椅子が参加していただいた市民の方々に足らなくなり、会員の座っていた席を譲り周りに立って静聴することとなりました。その時の会員のとられたごく自然な振る舞いを目のあたりにして、心の熱くなったことを今でも忘れることができません。その後も毎年盛会の中に開催され、お礼の意味もあって市民の皆様に少しでも役立つテキストができないものかと考えて出来たのが“あなたの健康と放射線”であり、小冊子委員のアイディアを満載した内容は本県のみでなく、全国の技師会からも引き合いがありました。本小冊子は多くの皆様に喜んでいただけたものと信じています。その当時、本会のために多くの労力をいただいた監事と理事、支部長、小冊子、HP、および支部研修会とジョイントした県研究会責任者の協力の賜と深く感謝している次第です。

鹿児島県放射線技師会法人化設立15年、会報100号という一つの節目を迎え、これからさき何時の時代を迎えようとも相応しい職業倫理の高揚と、診療放射線学および診療に供する放射線技術の向上発達を図り、県民保健の維持発展に貢献し続けることを祈念してやみません。

施設紹介

出水市立病院

特別天然記念物“つる”の渡来地として知られる出水市は、鹿児島県の最北端に位置し、熊本県水俣市と接しています。

市の東から南は、標高800mから1,000mの肥薩山地に囲まれ、そこから北西に扇状形にひらけた平野は不知火海に注ぎ、遠く天草の島々を眺望できます。

人口は約4万人、面積はおよそ229km²、農業と商工業が調和した田園都市です。

病院の歴史は古く、大正14年に米ノ津町立・米ノ津医院として開設されたのが始まりで、今年は80周年の記念すべき年にあたります。

昭和29年4月市制施行に伴い「出水市立病院」と改称、その後幾多の変遷を経て、平成7年から一般病床330床・感染症病床4床の総合病院として機能し、北薩地区の基幹病院として位置付けられています。災害拠点病院、エイズ拠点病院であり、また、感染症ベッドを有する病院です。従っていろいろな機能に対応しなくてはならない病院です。災害拠点病院としては針原地区土石流の際20数名の患者を収容し、全員元気で退院した実績があります。エイズ診療に関しても県内で鹿児島大学病院について実績を示している病院です。一般診療は勿論のこと先端医療も実践しています。

放射線部門は、画像診断部門と治療部門で構成され、スタッフは医師2名、放射線技師8名、看護師3名、助手1名で運営されています。

一般の診療に加え、救急医療への対応、さらに院外からの紹介検査・治療も行っています。画像診断部門は、CT・MRI・RI・血管造影装置が各1台稼動し、各診療科の要望に対応した迅速な検査や画像診断に努めています。平成15年度実績では、CT8,000件、MRI2,000件、RI600件、血管造影500件となっています。なお血管造影装置は最新の回転DSA装置（将来的にフラットパネル装着にも対応）で、3次元的な画像が再構成でき、臨床に役立っています。治療部門はリニアックを用いた放射線治療が年間70件程度ですが、今年度中に最新の治療装置に更新される予定で、さらに多くの患者様に質の高い治療を提供することを期待されています。



医療法人クレアル 指宿鮫島病院

検査部 米倉 誠耕・白澤 信也

所在地 〒891-0406
鹿児島県指宿市湯の浜一丁目11番29号
TEL 0993-22-3079
FAX 0993-22-3019

アクセス JR指宿駅下車 南に徒歩2分 駐車場完備

診療科目 内科, 循環器科, 消化器科, 外科, 肛門科
リハビリテーション科, 耳鼻咽喉科, 放射線科, 呼吸器科

診療時間 朝9時～昼12時30分
昼2時～夕方6時

休診日 土曜午後, 日曜祭日

病床数 100床 (一般病棟40床, 療養病棟30床, 介護療養型医療施設30床)

主な放射線機器 一般撮影 (CR), 乳房撮影, X線透視装置
マルチスライスCT (DUAL), 超音波装置, ポータブル装置

技師数 2名 (職員数約150名)



財団法人 昭和会 今給黎総合病院

本院は、鹿児島市の北に位置し近隣にはイオワールド、黎明館それに南洲神社があり桜島、城山、錦江湾が望める風光明媚な現代と過去がうまく調和された上町地区にあります。

当院の成り立ちは、この地に昭和13年故前会長の今給黎満幸氏が開設しました。60数年の歳月を経て現在は450床、21診療科で70名の医師を含む職員数700名の総合病院です。当院の特徴は、地域のセンター病院として時代の進歩に即応した最新最高の設備を導入しサービス（「二十四時間年中無休」体制下2対1看護で急性期型の病院として社会貢献できるように日夜努力を続けています。）の行き届いた質の高い医療を確保し提供できる病院を職員一丸目指しています。

放射線部スタッフは放射線科部長を中心に専門医4名、診療放射線技師17名、臨床検査技師1名、看護師4名、事務員4名、トランスクリイバー2名の総勢32名のチーム医療を行っています。主な検査装置等は次の通りです。シーメンス社1テスラMRI、6チャンネルMDCTとIVRCTを含むX線CT2式、RI、FPD搭載X線透視装置を含むDRX線テレビ2式、CR・フラットパネル型一般撮影装置4式、ライナック等です。又、平成13年には各種モダリティーを接続した画像ネットワークシステムが完成し運用面で大きな成果を上げています。平成17年には、外来棟（クリニック）が運用を開始する予定で電子カルテも導入されます。スタッフや両棟間をうまく結ぶネットワーク構築など問題点を克服していきたいと考えています。業務面では、夜間を問わず常々色々な患者様が来院されますのでどんな検査にも即応できるように、技師会活動、講演会、研修会、勉強会（全体で約50回の学術大会に参加しました。）に積極的に取り組み研鑽を積んで行きたいと考えています。

これからも、患者様を第一に技師の評価を高める努力を続けていきたいと思っています。

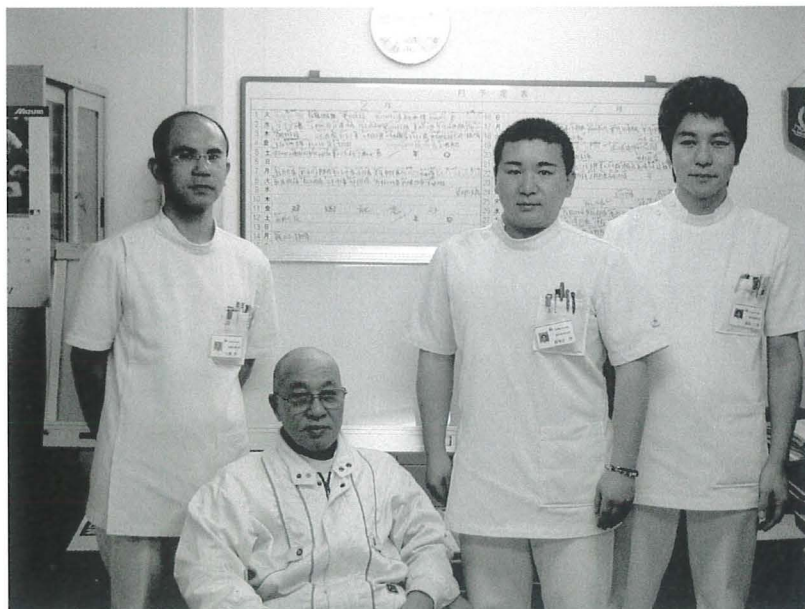


医療法人明正会 今林整形外科病院

当病院は、薩摩半島の南端、砂むし温泉で有名な南国指宿に昭和51年6月1日に開設されました。患者様及びその家族の立場になって考え実践する、という基本理念のもとに、心と心のふれあいと温もりのあるコミュニケーションに重点を置き、家庭的な雰囲気の中で安心して治療していただけるように努めております。

現在、病床数110床（一般病棟：60床 回復期リハビリテーション病棟：50床）で、診療科目は整形外科・リウマチ科・リハビリテーション科・麻酔科があります。併設施設として同敷地内に介護老人保健施設『指宿温泉菜の花苑』と訪問看護ステーション『菜の花』があり、全職員数は約250名です。

主な放射線機器は、一般撮影装置・X線透視装置・CT装置・MRI装置・骨密度装置・超音波装置・ポータブル装置・サーモグラフィー装置があり診療放射線技師2名、助手1名、臨床検査技師1名で業務を行っています。24時間撮影できるよう診療放射線技師が毎日交代でベル待機しています。スタッフが少なくいろいろ大変ですが、より良い医療を患者様に提供できるように積極的に院内外の勉強会・研究会への参加し、技術の向上に努力しています。



財団法人慈愛会 今村病院 本院

当病院は、鹿児島市堀江町に在ります、堀江町と言ってもピンとこないと思いますがいづろ交差点より2～3分の所にあります。

当病院の診療科は、内科（消化器科、循環器科、血液内科）、小児科、外科、産科婦人科、脳神経外科、放射線科、神経内科の7科です。病床数は、165床、職員は250名です。

病院は急性期開放型、専門病院となり、初診外来は来春より完全予約制になっています。

主な放射線機器は、一般撮影、X線透視装置2台、CT（マルチ16列）装置 MRIマンモグラフィ装置、DSA装置、超音波診断装置、ポータブル装置2台、診療放射線技師6名で毎日忙しく動いています。

技師の内訳6名（男性5名、女性1名）で、平均年齢34歳と若い技師が多いですが、検査時には、安全かつ安心して検査が受けられるように、リスクマネジメントに積極的に取り組み、精度の高い医療サービスの提供ができるように、毎日頑張っております。

学会、研修会、研究会などの勉強会や各種認定資格試験も積極的に参加するよう心掛けています。（現在取得、胃がん専門技師、マンモグラフィ技術認定技師、超音波検査士）また院内のマラソンチームや野球チームに参加し明るい職場です。



財団法人 慈愛会 今村病院分院

当病院は、目の前に桜島を一望できる鹿児島市の鴨池ニュータウン内に位置します。近くに県庁、鹿児島市医師会病院等があります。

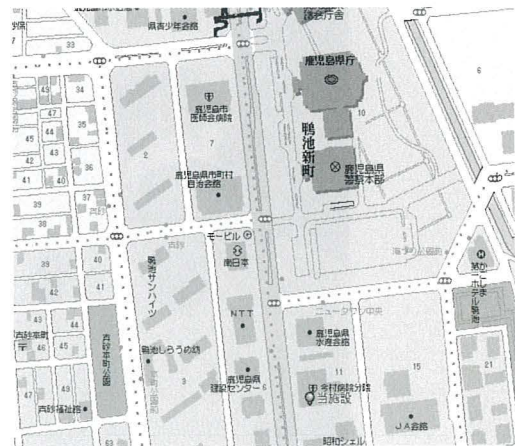
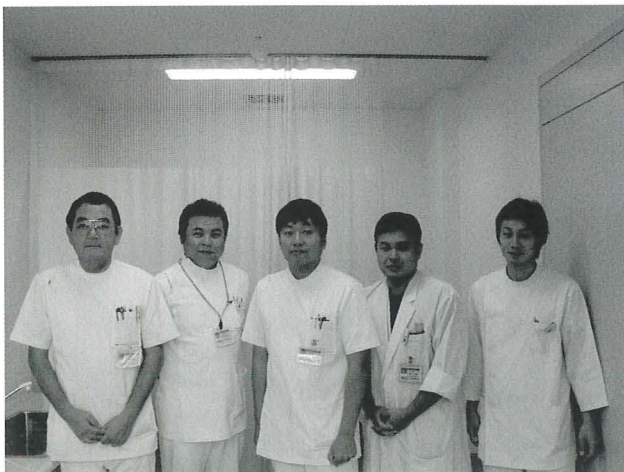
当病院の診療科は内科を中心に耳鼻咽喉科，眼科，泌尿器科，リハビリテーション科，人間ドック，在宅診療部を有します。内科を専門別に分けますと腎臓，血液，糖尿病，消化器，肝臓，救急，総合内科です。病床数240床職員は430名です。

主な放射線機器は一般撮影1台(C R)，X線透視装置2台内(D R 1台)，MDCT装置1台，骨密度装置1台，血管造影装置1台，ポータブル装置2台を診療放射線技師5名で稼働させています。

スタッフを簡単に紹介致します。写真右から順に一番若手でよかにせの松下，バイク好きで勉強熱心な恵，大好きな鉄球遊びをもうやめたとやっている中窪，釣りや野球の合間に仕事をしている馬場，鉄砲玉で何処に飛んで行くかわからない園田です。

現在の主に取り組んでいる事は4年前に取得した(財)日本医療機能評価機構の再受審の準備です。

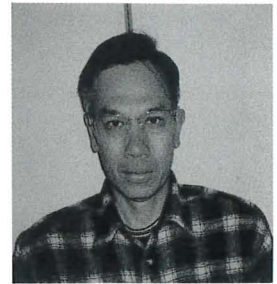
当病院の基本指針としましては，医療を通じて地域社会へ貢献，良心的な高度医療の提供，心に届く慈愛の看護を提供し働きがいの有る職場環境をめざしています。



医療法人あおぞら会 岩 尾 病 院

(理事長 坂 元 明 雄 院長 岩 尾 象二郎)

鹿児島市甲突町17-18



診療放射線技師
安 田 秀 作

当院は 昭和30年8月23日 現在地に外科・内科病院として、病床数58床にて開設されて以来 増改築を重ねて 現在 介護病棟50床、一般病棟35床 療養病棟24床 職員数100名にて運営されています。診療科目は整形外科・内科・神経内科・外科・リハビリテーション科です。歴史が古いので当院をご存知の先生方がおられると思います。

放射線設備はCT 1台 CRTイメージャー 1台 一般撮影及び透視撮影台両用型 1台 CR装置 1台 レーザーイメージャー 1台 小型自動現像機 1台 X線ポータブル 1台 骨塩定量測定装置 1台 外科用X-TV装置 1台あり 私一人で管理しております。超音波装置もありますがこちらは管理しておりません。

患者様に来てよかったと思われるように また時代に取り遅れないよう講習会などに出席するなど頑張っていきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

内之浦町立病院

当院は鹿児島県の東南部に位置し農業、漁業の第一次産業を中心とし、またロケットの町としても著名な内之浦町に有ります。小生は当院に勤務して5年、日々孤独との闘い（一人勤務）の中で僻地医療に勤しみ、失われたファッションセンス、容姿端麗を取り戻す為にパチンコ、マージャンに精を出し小金を貯めては内之浦産のイセエビを食べハイセンスな技師を目指しています。（? 何のこっちゃ!）

「何考えとるねん! アホとちゃうか?」

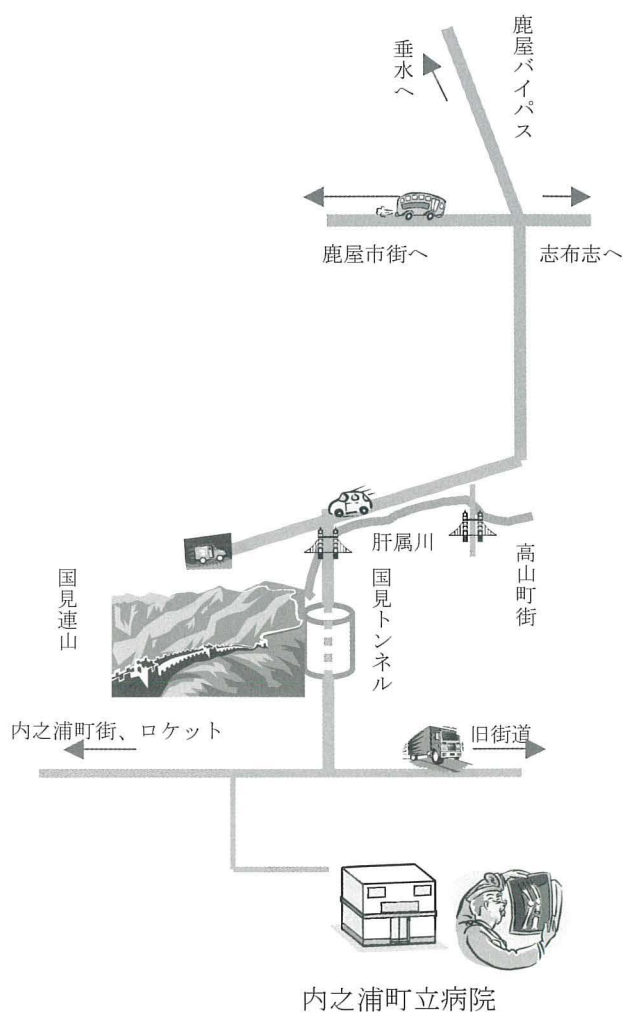
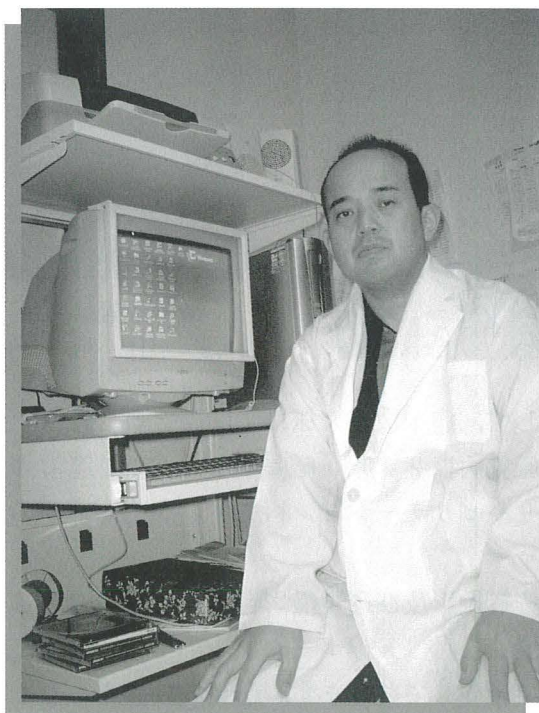
「アホちゃいまんねん。パーでんねん。」

と日頃独りレントゲン室で少しでも明るく楽しんでいる小生です。（寂しい…………。）

日進月歩で放射線技術の向上のなか検舞台で活躍している技師さんに何とか付いて行って片田舎で時代錯誤に陥った一昔前の機器を使いながらも時代に遅れることなく地域医療に奉仕できればと思っています。

病床数／40床 診療科／内科，外科 職員数／50名（常勤医3名，放技1名）

設備／一般撮影，X線TV，CT，ポータブル撮影



医療法人慈生会 ウェルフェア九州病院

枕崎市別府 6 6 0 7

前 床 寿 隆

URL <http://www.welfare-kyusyu.or.jp/>

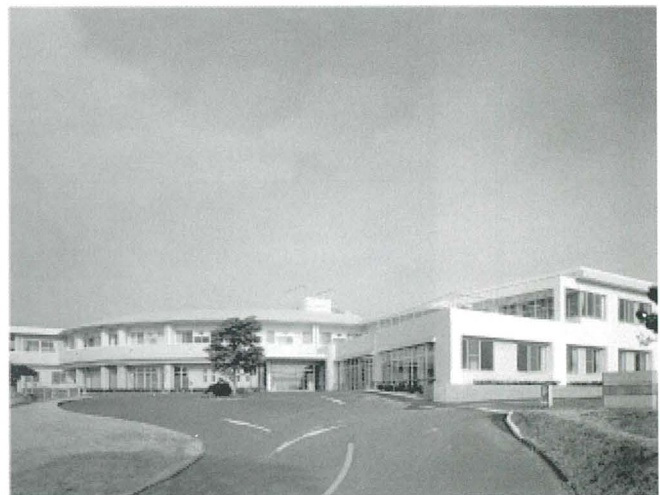
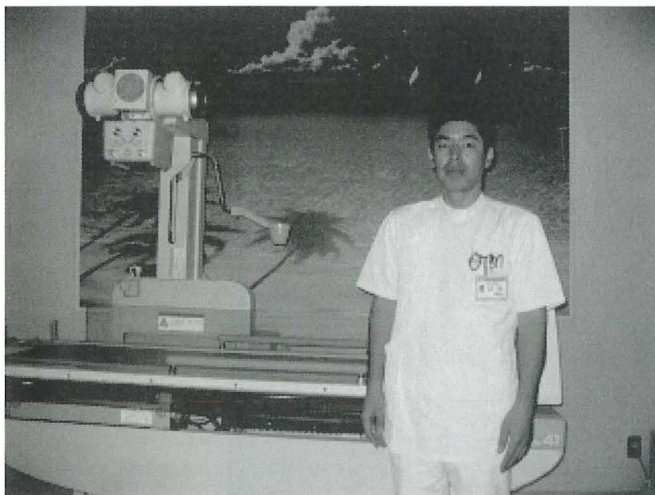
当病院は、平成 8 年に枕崎市別府に開院しました。旧病院（枕崎厚生病院）は枕崎の市街地に在りましたが、建物の老朽化のため、現在の地へ新築移転しました。名称のウェルフェア（welfare）は、健康・幸福・福祉・繁栄を意味しています。

病院は旧枕崎空港近くの国道225号線沿いに位置し、前方には東シナ海が広がり、天気の良い日には竹島・硫黄島・黒島、また東には開聞岳が一望できます。建物はパステルカラーを基調に明るい雰囲気です、心身ともに癒される環境づくりになっています。

診療は精神科主体でありまして、入院病床は、ストレスケア病棟（44床）・精神科閉鎖病棟（53床）・精神科開放病棟（52床）・老人性痴呆疾患治療病棟（50床）の4病棟199床になっており、うつ病などのストレス性疾患への対応や、精神科疾患に対するクリニカルパスの導入、またパワーリハの実施など病院全体で取り組んでいます。

放射線設備は、一般撮影装置（1台）・透視台（1台）・CT（1台）で、撮影室内は、模様付の壁紙を使用して明るい感じになっています。

現在技師1名で業務しておりますが、患者様への思いやりを大切に、一つひとつ丁寧な仕事を心がけて、これからも努力していきたいと思っております。



医療法人松船会 MKリハビリテーション病院

当病院は、自然豊かな山々に囲まれ、竹林の郷として有名な鹿児島県薩摩郡宮之城町にあります。

『わたくしたちは、障害者の自立と社会復帰を目標とし、身体的・精神的・社会的にわたり、チーム医療でリハビリテーションを提供いたします。』という運営理念のもとにがんばっています。

診療科目は、リハビリテーション科、整形外科、泌尿器科、内科、消化器科、神経内科、放射線科、眼科、循環器科の9科あります。

病床数は、153床で、一般病棟、特殊疾患療養病棟、回復期リハビリテーション病棟があり、約200名の職員がいます。

主な放射線機器は、一般撮影装置、X線透視装置、CT装置、MRI装置、ポータブル装置、外科用イメージ装置、骨塩定量装置で、4名の診療放射線技師がいます。

当院の放射線技師は、親切・丁寧・迅速・正確・誠実・公平をもっとうに日々患者様に接する様心がけております。

さらに平成14年には病院では第三者機関であるISO9001を鹿児島県で初めて取得もしました。



医療法人隼仁会 大口温泉リハビリテーション病院

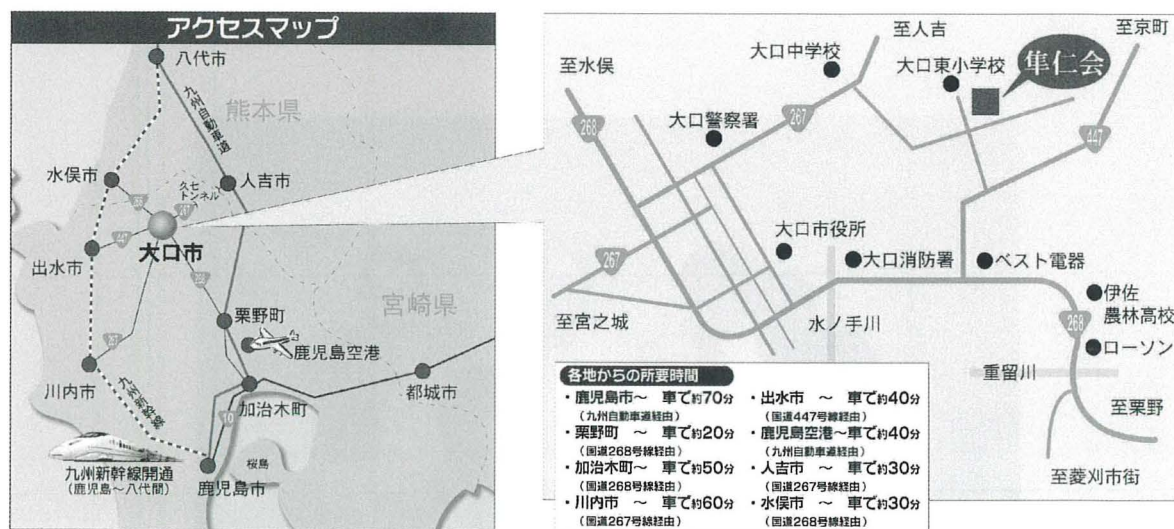
当病院は、鹿児島県の最北端に位置し、緑豊かな山々に囲まれた田園風景の広がる大口市にあります。

当病院は介護老人保健施設や介護老人福祉施設等が連設した隼仁会という医療・介護の総合施設群の一角にあり、診療科は、内科、消化器科、循環器科、リハビリテーション科、放射線科の5科を標榜しています。主な放射線機器は、一般撮影装置1台、X線透視装置1台、乳房撮影装置1台、CT装置1台、骨密度測定装置1台、超音波装置2台、ポータブル撮影装置1台で放射線科専門医2名、診療放射線技師1名、臨床検査技師1名の常勤で稼働しています。

病院の機能としては地域密着型の診療体制を目指しており、域内の診療所のみならず、県立北薩病院や水俣総合医療センター等の高次機能病院との連携の良好です。

放射線科の業務内容には通常の画像検査の他に検診活動があります。平成17年度からはCR撮影装置を搭載したデジタル画像診断車を活用して集団健診等に対応していく予定です。

さらに詳しい内容等はホームページにてご覧頂けます。(http://www.hayahito.com/)



医療法人愛心会 大隅鹿屋病院

開 設 昭和63年 8月 1日

所 在 地 〒893-0015

鹿児島県鹿屋市新川町6081番地1

代表電話 Tel 0994-40-1111

Fax 0994-40-4579

交通機関 鹿屋バスセンターから車で5分

診療科目 内科・呼吸器科・消化器科・循環器科・外科・整形外科・形成外科・脳神経外科
心臓血管外科・泌尿器科・耳鼻・咽喉科・リハビリテーション科・放射線科・麻酔科
歯科口腔外科・リウマチ科

病 床 数 313床 (一般 235床 / 療養型 78床)

医療機器 ヘリカルCT, MRI, RI, 血管撮影装置 (DSA), 循環器用血管撮影装置,
外科用イメージ, 一般撮影装置, X線テレビ, ポータブル撮影装置, 断層撮影装置,
マンモグラフィ装置, 骨塩定量装置, CR, ドライイメージャ



(社)鹿児島市医師会病院

院長 迫 田 晃 郎

所在地 〒890-0064 鹿児島市鴨池新町7番1号

開設年月日 昭和59年6月1日

電話番号 099-254-1125

FAX番号 099-259-1694

H P <http://www.minc.ne.jp/kasiihp/>

診療科目 内科, 神経内科, 呼吸器科, 消化器科, 循環器科, 小児科, 外科, 産婦人科, 放射線科, 麻酔科及び病理部

職員数 診療部 47人, 看護部 231人, 薬剤部 8人, 放射線室 12人, 生理・内視鏡 15人
栄養室 11人, 事務部 32人, 委託 39人, 駐車場管理 1人
合計 395人 (平成16年10月1日現在)

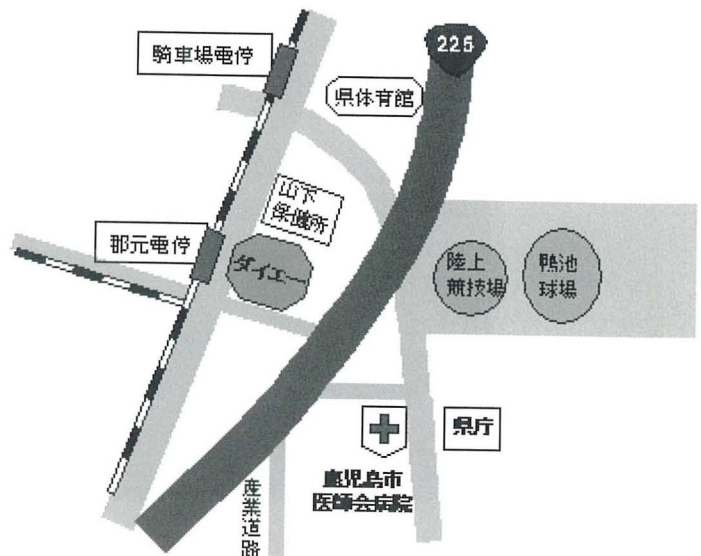
設立理念

鹿児島市医師会病院は、開放型共同利用施設として、地域の包括医療体制の中核病院となるよう、以下の主要機能を基本理念として設立・運営しています。

1. 救急医療 2. 検査診断 3. 地域医療センター 4. 卒後研修 5. 集中治療 6. 実習病院,

放射線室紹介

当院の放射線室は技師9人助手3人で構成されています。放射線機器は、一般撮影装置2台、X線透視装置3台、MDCT(16列)1台、IVR-CT(IVR-CT対応型CT)1台、RI装置1台、MRI装置1台、心カテ装置(直接FPD)1台、病棟回診用ポータブル装置3台、外科イメージ1台、乳房撮影装置を保有し、紹介患者様の検査や人間ドックなど検診事業などを行っています。時間外はオンコール体制で対応しております。



鹿児島市立病院

放射線部門の組織名称は中央放射線室で放射線技師17人、受付補助員6人で運営している。

鹿児島市立病院は診療科目20科、病床数687床である。救命救急センターと周産期センターの二つの大きなセンターを持っている。三次救命救急センターは県下に一カ所しかない鹿児島の救命救急医療の最後の砦である。脳卒中、心筋梗塞、頭部外傷などの重傷患者を24時間体制で受け入れ、また広範囲熱傷、急性中毒、四肢切断等の特殊疾患患者にも対応している。周産期センターには新生児用ベッドが80床あり24時間体制で受け入れ、重傷の未熟児や異常新生児をNICUに収容し、最新の高度治療を行い新生児の救命向上を図っている。小児病棟は50床で高度な医療レベルを保持しており救急患者数としては小児科疾患患者が一番多く県下の小児医療センター的役割も果たしている。また南九州がんセンター的役割も果たしており放射線治療装置リニアック、コバルト60RALSを導入し、一日40数名以上の放射線治療を行っている。

放射線部門としては病院から預かる人、物、金、時間、情報の5大資源を効率的にそして有効活用すべく毎日が奮闘の連続である。高度化する医療技術に対応すべくそれぞれの部門で専門化を図りたいが、当院の大きな柱である三次救命救急医療に従事することを優先しなければならない状況である。



鹿児島県厚生連健康管理センター

当センターは、鹿児島市与次郎ヶ浜にあり、目の前には視界を遮ることなく錦江湾と桜島を望むことが出来ます。

業務は、生活習慣病を予防し疾病の早期発見につとめるため、巡回健康診断や人間ドックなどの健診活動を行っています。職員数98名で、私たち画像技術科は15名（技師14名）でがんばっています。

主な放射線関連機器は、施設内に一般撮影装置1台、X線テレビ5台、ヘリカルCT1台、超音波診断装置4台、乳房撮影装置1台です。巡回健診用として、腹部超音波検診車3台、骨粗しょう症検診車2台をもち、それぞれ2台ずつの検査装置を固定装備しています。

施設内の健診では年間約2万人、巡回健診では4万人以上の方が訪れてくださいます。皆様の健康づくりのお役に立ち、早く正確な検査が行えるよう日々努力しています。

鹿児島市与次郎1丁目13-1

管理者名 草野 健

TEL 099-256-1133・1134・1135

FAX 099-52-5632

<http://www.ks-ja.or.jp/kou/>



鹿児島厚生連病院

当院は、鹿児島市の天保山公園近くの海岸沿いに位置し、目の前は桜島と錦江湾が望め、裏は公園の松林の心休まる環境の中にあります。

診療科目は内科、外科、消化器科、循環器科、呼吸器科、放射線科、リハビリテーション科、麻酔科があり、病床数は184床、職員数224名で、私たち画像技術科は11名（うち技師9名）でがんばっています。

放射線関連機器は一般撮影1台、ポータブル装置2台、16列マルチスライスCT1台、超音波装置3台、透視台3台（うちDR3台）、IVR-CT1台、心カテ装置1台です。時間外はポケットベル体制です。

新しい装置の技術の習得と新しい知識を得るため、各種勉強会にも参加し、おのこの自己研鑽にもはげんでいます。迅速にかつ正確に検査が進められるよう、また患者さまに気持ちよく検査を受けてもらえるよう科内での話し合いももち、サービスの向上にも日々努力しています。

鹿児島市天保山町22-25

管理者名 窪 蘭 修

TEL 099-252-2228

FAX 099-252-2736

Homepage <http://www.ks-ja.or.jp/kou/>



画像技術科スタッフ

鹿児島大学医学部・歯学部附属病院

昭和49年4月に鹿児島大学医学部附属病院放射線部が設置され、附属病院も城山の麓から現在の桜ヶ丘に移転しました。現在は医学部と歯学部の附属病院が統合され医学部・歯学部附属病院（鹿児島大学病院）となり放射線部も統一されています。また平成16年4月1日には「国立大学法人 鹿児島大学」が設立されました。

病院の概要は、病床数775（医735，歯40）床，1日平均入院患者数652（医618，歯34）人，1日平均外来患者数1360（医895，歯465）人，職員数は教官418（医325，歯93）名，技術職員124（医98，歯26）名，看護職員460（医420，歯40）名，事務職員116名，診療科数は36（医25，歯11），中央診療施設数は26です。

鹿児島大学病院の組織改革として平成15年10月に臨床技術部が発足しました。臨床技術部は検査部門，放射線部門，医科技術部門（リハビリテーションと臨床工学），歯科技術部門（歯科技工，歯科衛生）の4部門からなり，総勢100人を超える組織です。放射線部門は，技師長（副部長併任）1名，副技師長3名，主任技師10名，技師7名，非常勤技師8名，技能補佐員2名，事務補佐員2名，外部委託事務補佐員1名で構成されています。

放射線部の現状は，平成16年度に血管造影検査治療システム（IVR-CT），16チャンネルCT，4チャンネルCTが導入される事になり，現在設置工事中で平成17年3月に稼働開始予定です。しかし，MRI装置，放射線治療装置，核医学検査装置など10年以上を経た装置が多く，質の高い医療の提供からも早い時期の更新が望まれます。

臨床現場では，昭和58年にCRシステムを日本で最初に導入し医療被ばく線量の低減に努めています。平成9年から放射線部情報システムとして本格的にCR装置の導入を行い，被ばく線量低減の努力とともに患者情報・医療画像情報の保管・管理についてのシステム構築を図り，電子カルテへの移行を考えています。



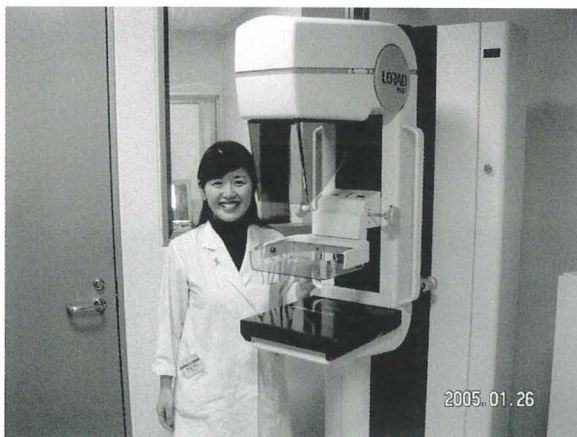
医療法人 あさひ会 かねこクリニック

現在、女性のがんの中でもっとも多い乳がん。最近のデータでは、年間3万5千人が乳がんを患い、毎年約1万人が亡くなっていると報告されています。しかし、乳がんは発見が早ければ、乳房を切除することもなく最小限の治療で治すことができます。

当院は、「乳腺・甲状腺疾患で悩む人を少しでも多く手助けしたい」という理念のもと、1999年9月に誕生しました。私たちが大切にしているのは、「質の高い医療」をお届けすることです。最先端の医療技術や知識はもちろんですが、これに加えて、医師やその他スタッフの対応にいたるまで、より高いクオリティを追求していきたいと考えています。

当院は、乳腺疾患、甲状腺疾患を中心に診察を行っており、入院設備（ベッド数 19床）、手術室を完備しています。放射線機器は、乳房撮影装置、一般撮影装置、CT撮影装置を設置しています。また、院内のアメニティに関しても、明るく清潔であることはもちろん、患者さんが病院にいることを忘れて、心からくつろげる居心地のいい空間を提供することに心を注ぎました。

私たちスタッフは、超早期発見をめざし、精度の高い検査ならびに診察を行なっています。また、自宅でもできる自己検診を指導し、わずかな変化も見逃さないよう、自己管理をおすすめしています。鹿児島県の乳がん死亡率がゼロになることを、1人でも多くの患者さんに笑顔が戻ることを願って、患者さんの気持ちを第一にしたクリニックづくりをめざし、私たちは日々努力しつづけています。



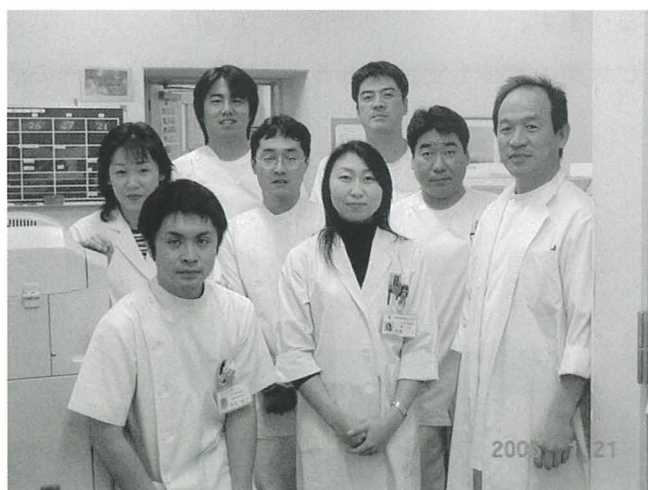
県民健康プラザ 鹿屋医療センター

鹿屋医療センターは、大隅半島の中央に位置し鹿屋市街の中心にあり健康増進センターと隣接しており県民の健康管理・維持に貢献しています。

当院の診療科は、内科、循環器科、外科、整形外科、耳鼻咽喉科、放射線科、小児科、産科、婦人科、脳神経外科、麻酔科の11科です。病床数は、180床、職員は193名です。

主な放射線機器は、一般撮影2台、マンモ装置1台、断層装置1台、X線透視装置2台、マルチスライスCT1台、1.5テスラMRI装置1台、骨密度装置1台、SPECT装置1台、心カテ装置1台、IVR-CTアンギオ装置1台、リニアック装置1台、ポータブル装置3台（OPE室用1台）、外科用Cアーム1台で診療放射線技師6名、事務員1名で稼働しております。

当院は、二次救急病院であり、時間外は毎日1名の技師が急患対応しています。私たちは、高度医療の先端技術を駆使し、より質の高い医療情報の提供ができるように日々努力しています。



(社)鹿児島県労働基準協会 鹿児島労働衛生センター

当センターは昭和52年に職場巡回健康診断及び作業環境測定の実業施設として鹿児島労働衛生センターを開設、平成8年に鹿児島市東開町に移設しました。

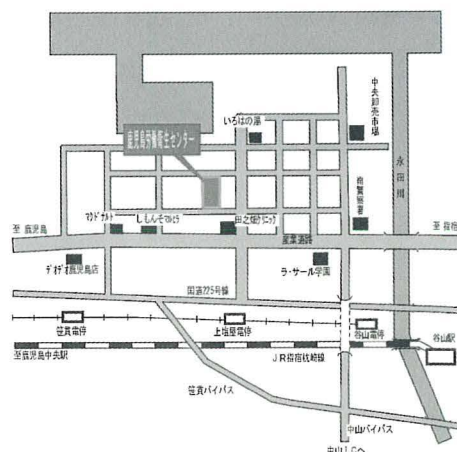
一般健康診断、特殊健康診断、雇入れ時健康診断、生活習慣病健康診断、VDT、騒音健康診断やTHP、作業環境測定などを行っています。現在、常勤医9名、非常勤医2名、職員（パート含む）100名が勤務しております。診療放射線技師は平成4年1名、平成7年2名、平成8年1名、平成12年1名、平成13年1名、平成14年1名、平成16年1名採用となり、現在8名となっています。

巡回健診車11台で年間約11万人の県内で働く人々の健康診断を行っています。平成13年度から二次精検、人間ドックが実施可能になりました。主な放射線機器は、胸部撮影（間接撮影8台、直接撮影6台）、上部消化管X線検査4台、超音波装置6台、ヘリカルCT装置1台で稼動しています。

全国労働衛生団体連合会の総合精度管理事業実施要項にそってX線写真精度管理を行っておりますが、平成16年度にはAランクを取得致しました。研究会については、技師全体が参加し技術の向上を図っています。現在4名が胃がん検診専門の技師として認定、また1名が日本超音波検査士として認定されています。

平成17年度はマンモグラフィーの導入を計画しております。

医療水準を高く維持することは当然として、サービス業の精神も実践できるよう、医療行為以外の活動の充実も目指しています。



医療法人八宏会 河井脳神経外科

当院は、谷山電停から南警察署に向かい歩いて5分程の名門ラ・サール学園の隣に位置する、脳神経外科専門の医院です。病床数は19床、職員数は52名という規模ですが、1日の外来数は250名程度と中規模病院なみです。

主な検査機器は

MRI Signa EXCITE XL Echo Speed PLUS 1.5T (GE)

CT LEMAGE SX/E (GE)

SCT-4000T (島津)

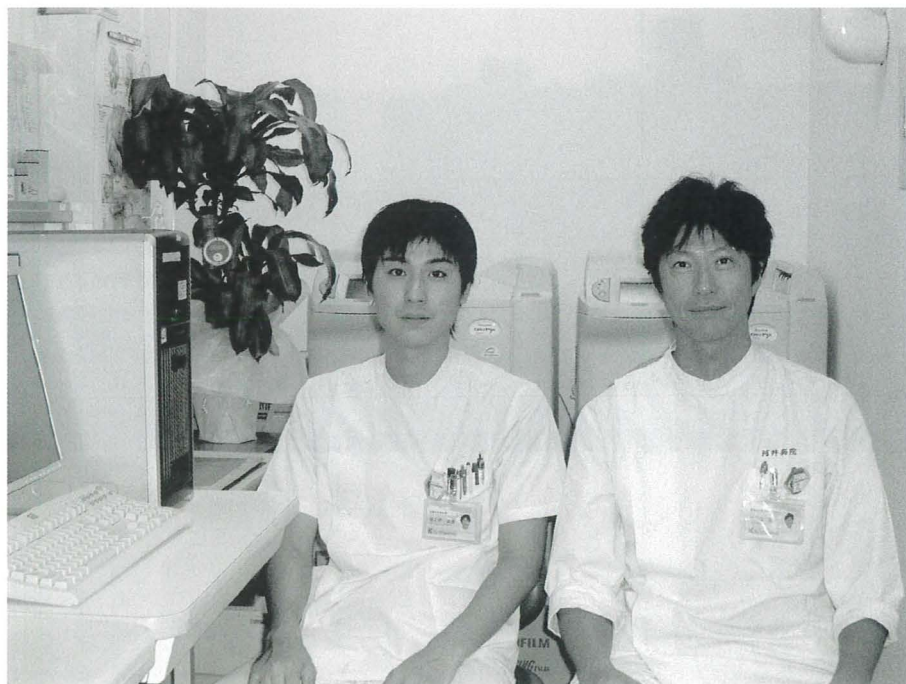
ワークステーション Advantage Workstation 4.2 (GE)

血管撮影装置 DIGITEX-2400α (島津)

超音波装置 Pro Sound SSD-5000 (ALOKA)

などと、大変充実しています。これらの機器を診療放射線技師2名、助手1名で稼働し、「正確に迅速に」をモットーに、脳神経外科のエキスパート技師になれるよう日々努力しております。毎日の診療の中でMRI、CT、血管撮影の所見を描かせていただいているので大変勉強になります。忙しいながらも充実した日々を送っています。

メンバー紹介ですが、向かって右側が技師長の瀬戸口、そして左側が堀之内です。



特定医療法人 菊野会 菊 野 病 院

【院 長】 菊 野 光 郎

【副 院 長】 菊 野 竜一郎

【職 員 数】 約270名

【技 師 数】 2 名

【郵便番号】 897-0215

【所 在 地】 川辺郡川辺町平山3815

【電話番号】 0993-56-1135 (代)

【FAX番号】 0993-56-5654

【紹 介】

当院は薩摩半島のほぼ中央、自然豊かな川辺町にあります。明治23年に初代院長が内科診療所として開設、昭和40年に現院長(三代)が菊野整形外科病院として名称変更、病床52床と増床。昭和55年に医療法人菊野会設立、名称を菊野病院とし診療科目も増え、昭和61年に150床に増築増床。

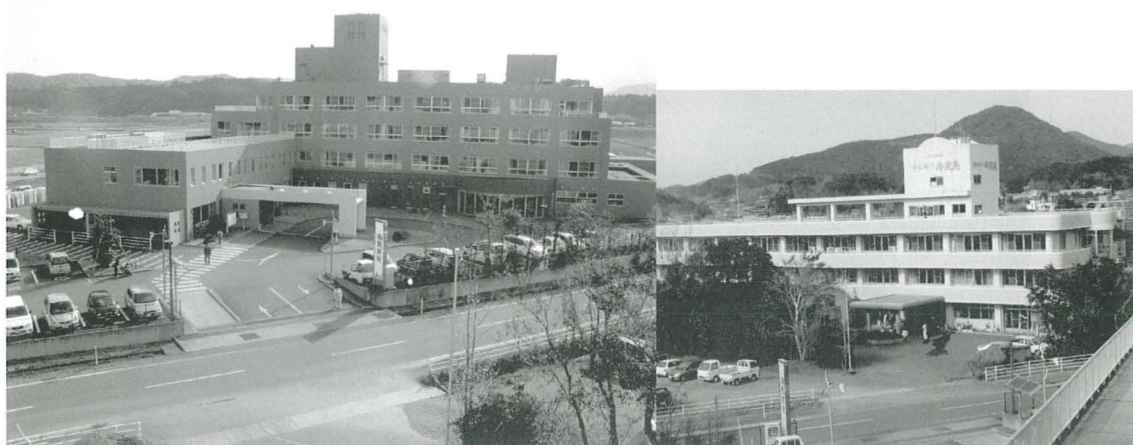
平成12年4月には大々的に新築移転。本院(150床)に隣接する老健施設「かわなべ寿光苑」(100床)、ほか在宅介護支援センター、療育センター、訪問看護、訪問介護サービスを併設。将来はサテライト施設として整形外科クリニック開設を計画しています。

【放射線室】

画像診断用装置は一般撮影2台、X線透視1台、直線式断層1台、ポータブル撮影装置2台、全身用骨塩量測定装置1台、外科用イメージ2台、CT1台、MRI1台、エコー2台を所有。

技師は野中康博(昭和41年6月生・加世田市出身、城西医技専卒)と小橋仁実(昭和49年10月生・川辺町出身、京都医技短卒)の2名。

☆写真は 左が 菊野病院、右が かわなべ寿光苑。



独立行政法人 国立病院機構 九州循環器病センター

当院は鹿児島市の城山の麓に位置し、正面には桜島を望み、隣の鶴丸城跡には美術館、図書館、歴史資料館、近くには県民交流センターなどがあり、歴史と教育・文化の色濃く漂う風光明媚な所です。

診療科は循環器科、心臓血管外科、神経内科、脳神経外科、放射線科、外科、小児科、血液内科、消化器内科、産婦人科、泌尿器科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、麻酔科の14科で、特に心血管、脳血管などの急性期疾患に特化した診療系態になっています。病床数は300床（来年20床増床予定）、職員は365名です。

主な放射線機器は一般撮影2台、X線透視装置1台、血管撮影装置2台、CT装置1台、MRI装置1台、RI装置2台、リニアック装置1台、密封小線源治療装置1台、ポータブル装置3台があり、診療放射線技師9名で稼働し、毎日1名の技師で拘束体制をとっています。

当院の技師はご存知の通り、九州、沖縄一円を転勤する転勤族であり、北は北九州から南は沖縄の技師が勤務しており、永く腰を据える事は出来ませんが、その分、新鮮な気持ちで業務を行なっています。放射線室では月1回の研究発表会、メーカーなどによる勉強会、自己研鑽のための資格取得、研究会参加など積極的に活動しています。

又患者様に対しては親切な対応と思いやりの気持ちをモットーに丁寧な検査を心掛けています。

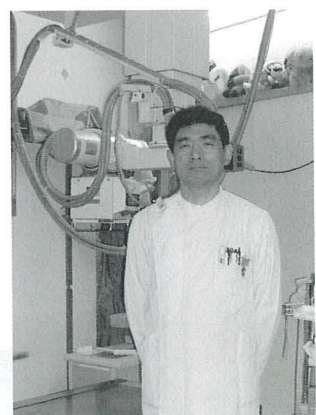
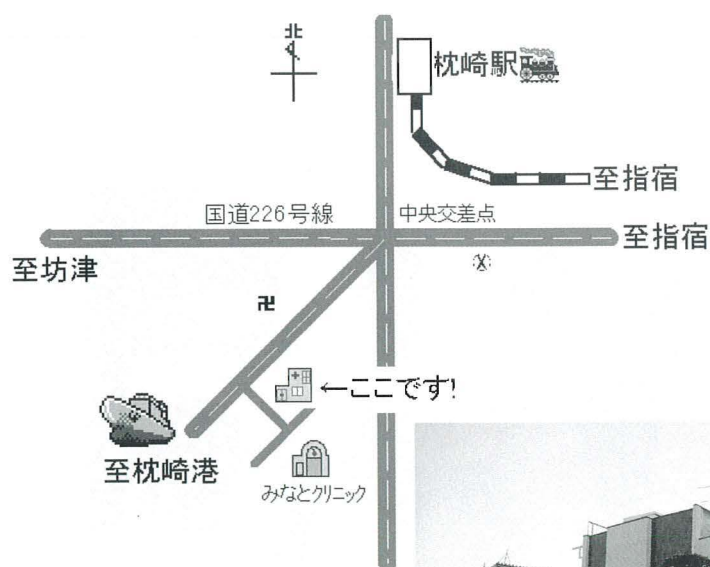


医療法人敬生会 久木田整形外科病院

当院は、薩摩半島の南西部の漁業で有名な枕崎市にあります。JR枕崎駅から歩いて6～7分。枕崎港の、すぐそばに位置しています。街中の狭い土地に建っていますので、撮影室を始めとして、何もかも手狭と言う印象は拭えません。標榜は整形外科・リウマチ科・リハビリテーション科で、病床は55床、職員は約60名です。また、当院の関連施設として、当院のすぐそばに、外来専門の「みなとクリニック」があります。（クリニックには放射線設備はありません）

放射線部門は、技師1名（私1人）です。機器は一般撮影・ポータブル・骨密度測定装置が各1台。更新の際、バックアップのため古いのを残したので、外科用イメージだけが2台、そしてCRと言う構成です。小さな病院ですので、最新鋭の装置を扱える環境にはありません。一人勤務の気楽さがありますが、自分の殻に閉じこもることなく、積極的に研修会等には参加する事を心がけております。今度とも宜しくお願いします。

園 田 実 郎 e-mail keiseikai-rg@po5.synapse.ne.jp



県立薩南病院

放 射 線 部

当院は昭和27年に県立薩南療養所として75床で開設されました。

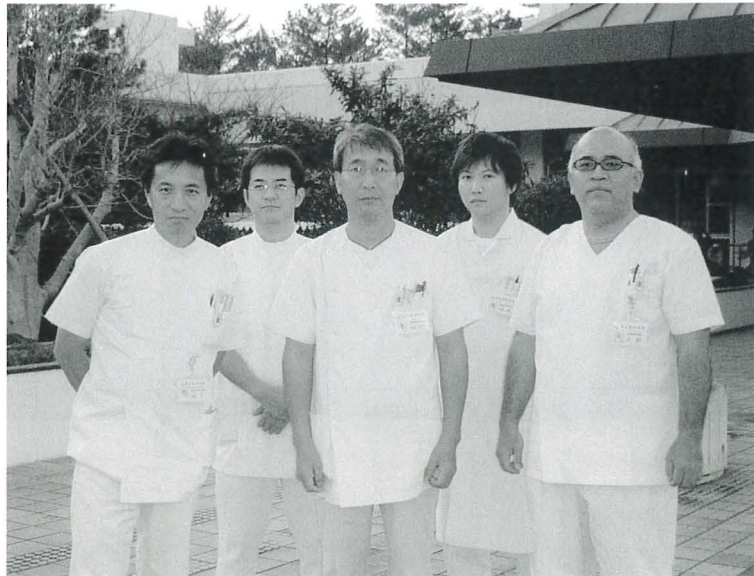
周りは松林に囲まれ、近くには万之瀬川が流れ込む吹上浜海岸（砂の祭典の開催地）があり、その河口には世界で600羽しか確認されていない絶滅危惧種のクロツラヘラサギも越冬のため飛来（11月～5月）するなど、風光明媚な場所にあります。

現在の診療科目は、内科・消化器科・循環器科・小児科・外科・整形外科・放射線科の診療体制で、病床は一般155床、結核20床を有しており、南薩地域の中核的医療機関として地域医療との連携を図りながら運営されています。職員数は約160名、診療放射線技師は5名です。設備の主なものとしては、CT、Angio、RI、リニアック等があります。

〒 897-1123

住所 加世田市高橋1968-4

電話 0993-53-5300



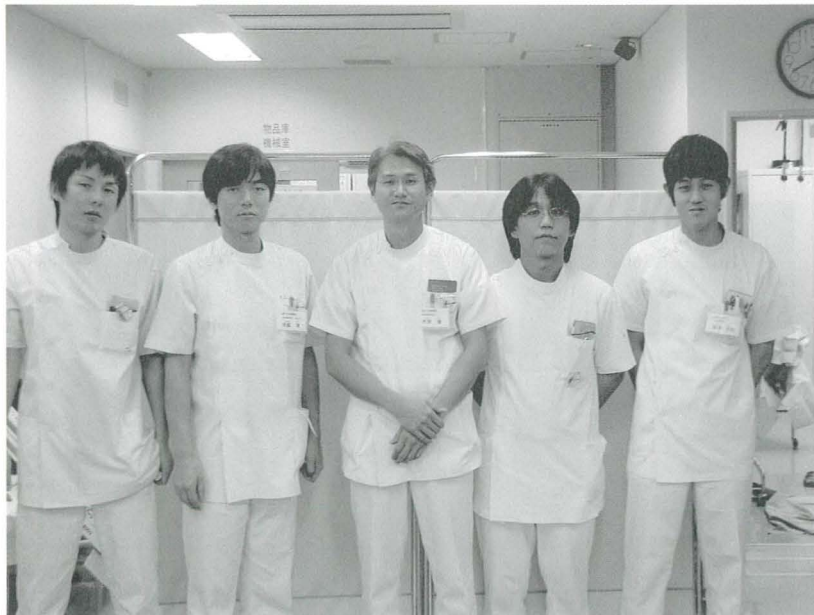
鹿児島医療生活協同組合 国分生協病院

国分生協病院は内科・外科・小児科があり、病床数は129床（一般病棟90床・療養病棟39床）の中規模病院です。

放射線機器として、一般撮影装置1台・SDCT1台・多目的透視装置1台・血管造影装置（DSA可能）1台があります。

放射線部のスタッフは、放射線技師5名・事務1名で日々の業務を行っており、技師は40代1人・30代2人・20代2人、平均年齢は32歳と若さあふれる職場です。

3月1日からは電子カルテ・オーダーリングシステムが開始となり、現在は導入に向けての準備を行っています。



医療法人蒼風会 児 玉 病 院

鹿児島県川辺郡川辺町田部田3525番地 TEL : 0993-56-4111

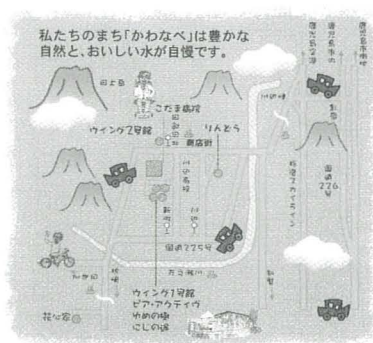
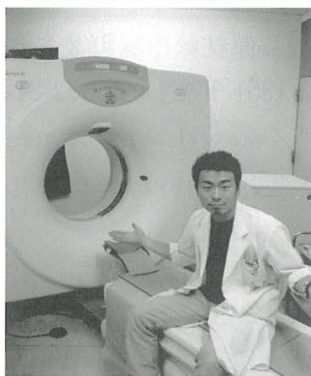
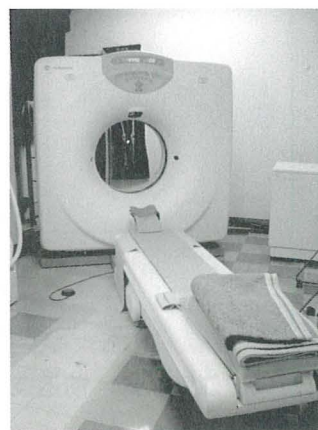
<http://www.minc.ne.jp/kodamahp>

当病院は、川辺郡川辺町の小さな町の中にあります。周りは小さな商店が並ぶ商店街で、広々とした田畑がその一帯を囲んでおり、ほのぼのとした雰囲気になっています。

当病院の診療科は、精神科、内科、神経科の三科です。病棟は、急性期病棟29床、開放病棟106床、高齢者病棟57床で、総病床数192床を有しております。その他、デイケア、ナイトケア、重度痴呆デイケア、訪問看護、地域生活支援センター、生活訓練施設、通所授産施設、精神障害者グループホーム・共同住居、高齢者グループホームなどのサービス・施設を有し、総職員数184名が勤務しています。回復途上にある方々の社会参加や家庭復帰のために、地域にその支援の輪を広げ、正に地域の中に医療と福祉を展開しております。

放射線機器としては、一般撮影用装置1台、ヘリカルCT装置1台、ポータブル撮影装置1台で、診療放射線技師1人で従事しています。

学校を卒業してすぐ1人で臨床の場に立つことになり、現在3年目の月日が経過いたしました。まだまだ未熟者ですが、勉強会や学術大会、アドバンスドセミナーなど、自分のためになることは積極的に参加するように努めています。当院の理念である『“信頼”と“思いやり”のある医療・福祉を提供する』の下に、これからも最善のサービスを提供できるよう努力していききたいと思います。



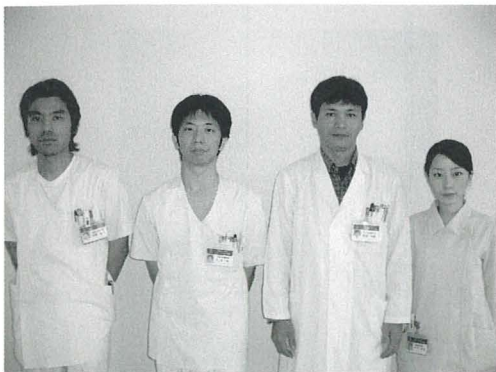
医療法人聖医会 サザン・リージョン病院

当院は、鹿児島県薩摩半島の西南端に位置する日本一の「かつおの町」として全国でも有数の港町、枕崎市にあります。地域の中核病院として多くの市民の医療に貢献すること、また特定機能病院として患者様のための医療を目標に頑張っています。

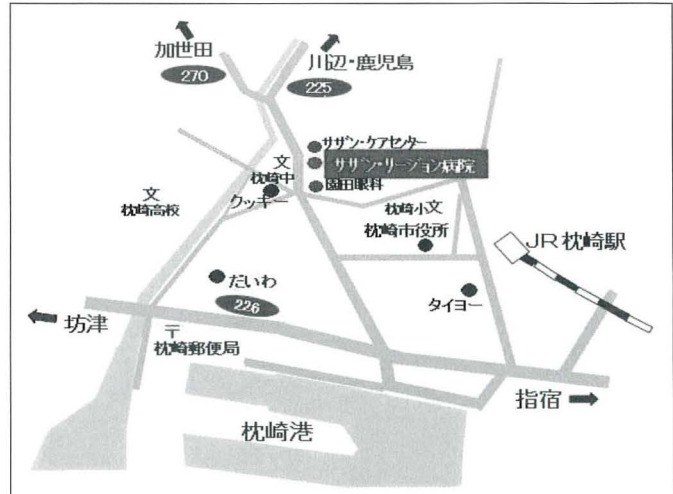
当院の診療科目は、外科・内科・消化器科・循環器科・放射線科・呼吸器科・肛門科・麻酔科・泌尿器科・リハビリテーション科・神経内科・眼科・特殊外来（人工透析・乳腺外来・糖尿病内科）の15科です。病床数は131床、職員は230名です。病棟は一般病棟・回復期病棟・亜急性期病棟・特殊疾患病棟・緩和ケア病棟を有しています。

当院の放射線室は外来診療棟の一角にあり患者様や職員とのコミュニケーションもとやすく、臨床情報も得やすい環境にあります。放射線機器は、一般撮影装置（CR）1台・X線透視装置2台・乳房撮影装置1台・骨塩量測定装置1台・CT装置1台・MRI装置1台・RI装置1台・ポータブル撮影装置1台・超音波装置4台です。診療放射線技師4名で担当しております。すべての技師がなるべく多くの症例を目にし検査技術を高めることができるように担当はローテーションをしています。予約外の検査も常時受け付けています。緊急を要する症例に対しても迅速な対応ができるように心掛けています。

これからも専門分野の責任をまっとうし良い医療サービスを提供できるよう常に学習し努力して行きたいと思います。



左より南野技師，江藤技師，前迫技師長
有村技師



898-0011 鹿児島県枕崎市緑町220番地

TEL:0993-72-1351 FAX:0993-72-2128

URL:<http://www11.synapse.ne.jp/southern/>

E-mail:sr-rad@pol1.synapse.ne.jp

医療法人 玉昌会 高 田 病 院

当病院は、鹿児島市堀江町にあり山形屋立体駐車場の近くです。

当病院の診療科は、内科、消化器科、泌尿器科、リハビリ科の4科です。

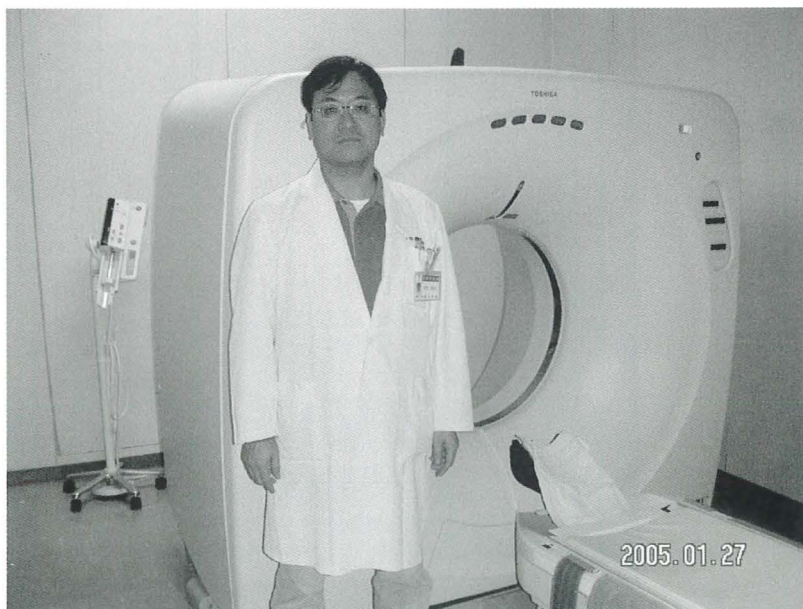
病床数は、179床、職員は197名です。

病棟は、医療療養型74床、介護療養型105床です。

主な放射線機器は、一般撮影1台、X線透視装置1台、CT装置1台、超音波装置1台、ポータブル装置1台で診療放射線技師1名で稼動しています。

主な仕事内容は、外来、入院の患者様の撮影の他に健康診断や人間ドックの方が多い為、胸部撮影、胃透視、腹部超音波、無散瞳眼底検査を午前中に、午後からは入院の方のポータブル撮影など行っています。2003年にCRが導入され、2004年より東芝製のヘリカルCTが導入され、従来のCTより検査時間が短縮されたので助かっています。

一人で仕事をしている為、段取りよくことが進まないと言検査が重なってかなりハードですが、仕事が片付くと自分の時間がもてるので気長に頑張っています。



医療法人厚生会 立神リハビリテーション温泉病院

当病院は、薩摩半島の最南端に位置し、東シナ海を眼前に、のどかな自然の中にあります。

当病院の診療科は、内科、リハビリテーション科です。病床数は110床、職員は115名です。病棟は、特殊疾患療養病棟、療養型介護施設を有しています。

主な放射線機器は、一般撮影1台、X線透視装置1台、ポータブル装置2台です。

病院の敷地には、その名の通り温泉が湧いており、その名は神乃湯と呼ばれています。特徴としては温泉に含まれる塩類が他の温泉に比べ多く、色はやや茶色をしておりいかにも温泉という風情です。現在法人の各施設に配管が引かれ、患者様到大変喜ばれております。

長寿社会にあって真に豊かな高齢化社会を望むとき、心身の健康がなにより課題と考え、「よりよき生を求めて」という理念のもと、治療・看護・介護・リハビリテーションを充実させ、保健・医療・福祉の連携により、安心できるサービスを提供できるよう努力しています。

これからの長寿社会を迎えるにあたり、安心して老いと向かい合える地域づくりの一環として、患者様の回復を心より願い、キュア（治療）とケア（介護）を合わせ持つ、老人医療にふさわしい施設づくりを目指しています。

898-0048

枕崎市火之神町620番地

電話（0993）72-7711

FAX（0993）72-2736

診療放射線技師 福元順一



垂水市立医療センター 垂 水 中 央 病 院

当病院は、桜島より北へ約30kmのところに位置する。

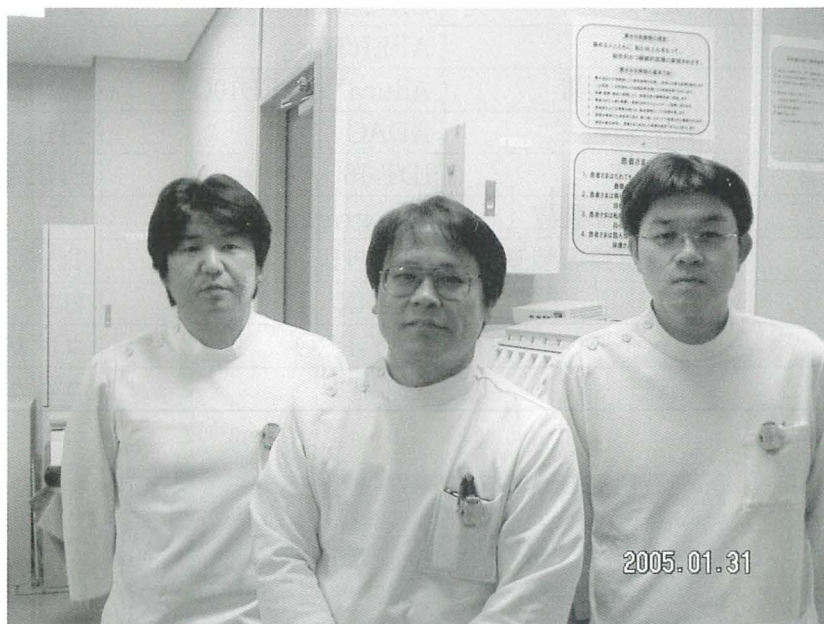
昭和62年3月に日本で最初の公設民営型の病院として開院した。

垂水市の中核病院として住民の病院に対する期待は大きい。

当院の病床数126床、診療科は、内科・循環器科・外科・整形外科・消化器科・放射線科・眼科・泌尿器科・耳鼻科・呼吸器科・神経内科を有する。

放射線室は、一般撮影、泌尿器透視装置、DR装置、CT装置、アンギオ装置、骨密度装置、外科用イメージ、ポータブル装置、超音波装置を、技師3名で業務を行い、ポケットベルによる24時間体制をしている。

二次救急病院としての病院の役割は、大きくチーム医療の一員として、より質の高い技術向上を目指し、患者様の満足度をたかめる為、日々努力している。



医療法人 天 陽 会

技師会法人化15周年おめでとうございます。私たち天陽会も今年で50周年という大きな節目を迎えました。天陽会は昭和30年桜島に桜島病院が昭和40年鹿児島市の泉町に中央病院が、ここ最近では平成15年中央病院の隣に中央クリニックが開院されました。老人保健施設などを合わせますと9施設があり職員も430名程となり大きな団体となっています。

クリニックの開院と同時に16列マルチスライスCTとMRIが導入され放射線技師も現在では9名となりました。クリニックは外来専門施設であり診療科として内科は循環器を中心に、消化器、呼吸器、内分泌、女性外来があり、外科は一般外科と整形外科があり、平成15年春より眼科が開設され従来の内科、外科診療から幅がひろがっています。

特に循環器は病院の中心的診療科となっており、昭和61年4月から始まった心臓カテーテル検査も今では今年で9000例を達成します。平成15年8月より始まった心臓CTも今では2400例を施行しました。平成16年度は心臓カテーテル装置、RIと新しい機器が導入され日々日常検査に追われているのが現状です。

なかなか皆さんのお役に立てる機会は少ないとはおもいますが、放射線技師が社会の身近な存在となるよう努力します。これからもよろしくお願いいたします。

主な放射線機器

	装 置	機 種 名	メーカ
中央病院	CT	RADIX PRIMA	日立
	DR	DR-2000X	日立
	MRI	APERTO	日立
	心カテ装置	AlluraXperFD10C	PHILIPS
	RI	ADAC	PHILIPS
中央クリニック	MDCT	IDT-16	PHILIPS
	乳房撮影装置	Senographe2000D	GE
	骨密度撮影装置	DELPHI	TOYOMEDIC
桜島病院	CT	RADIX PRIMA	日立
その他設備	レーザーイメージャー	DRY-PRO	コニカ（6台）
	CR	REGIUS	コニカ（3台）



唐仁原内科クリニック

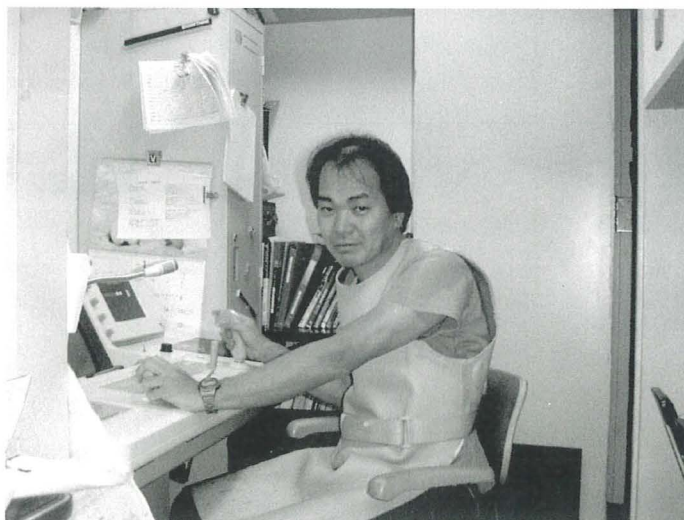
- 名 称 唐仁原内科クリニック（ベッド数 19床）
○所 在 地 加世田市東本町32-16
Tel 0993-53-3500 Fax 0993-53-3533
○院 長 唐仁原 寛
○放射線技師 江平俊雄
○E-mail tou3500@iris.ocn.ne.jp

当院は加世田市の東南に位置し静かな新興住宅街の中にあります。診療科目は内科，消化器科，循環器科で地域の方々にささえられて，昨年ちょうど10年を迎えることができました。私はこちらにお世話になってまだ4年目の新人で諸先輩に可愛がられて（ボク・コワイ）という感じで仕事しています。主に午前中は一般撮影，消化管透視，腹部エコーです。午後からは仕事が少ないこともあり経理業務で給与計算，買掛金計算，税金などを兼務でやって？やらされています。

男手が少ない（男に近いのは多いのですが）こともあり電球交換や簡単な修理など営繕作業も重要な仕事の一つです。ニセブィがよかせいか，よく業者のおじさんに間違われ「な，おまんさーはレントゲンもとっがなっとなー」とびっくりされます。

職員は25名とベッド数に対して若干多いですが，少しでも患者サービスになればという院長の方針です。また忙しい中にも仕事と遊びのめりはりをつけることがよく浸透し院長を筆頭にヨット，ゴルフ，ボーリング，卓球など職員大半がスポーツ好きで盛んです。

近くにはボーリング場やゴルフ練習場，バッティングセンターなどがあり年中キャンプのできる環境です。一汗かいたら体力維持のため，エネルギーを補給する店（薩摩の小・天文館通り？）もありますので近くへお越しの際は，ぜひ声をかけてください。あなたのふところの深さ（中身）でけしんかぎい，いきましょう。お待ちしております。



医療法人徳和会 徳久整形外科

加世田市白亀1285-1 Tel.(0993)53-4311

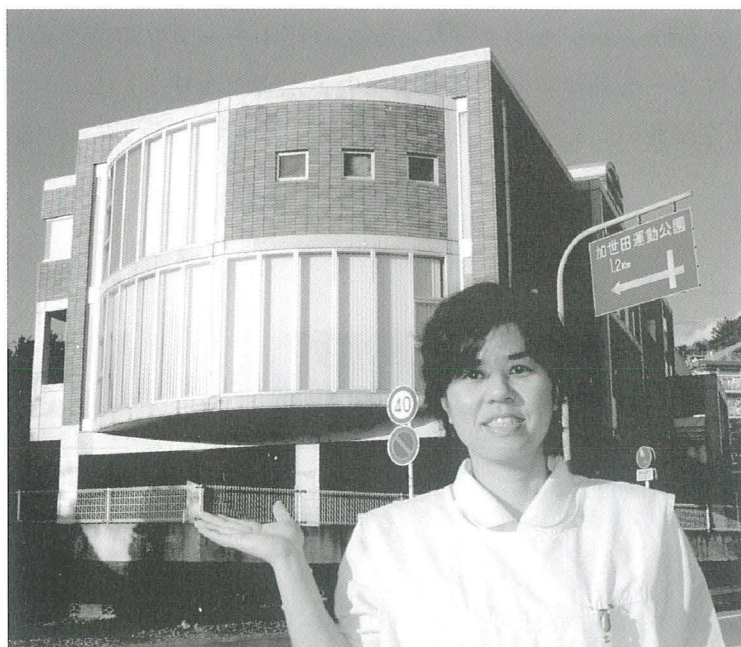
当院は、鹿児島市からおよそ45km、薩摩半島南西部のヒトツバ（イヌマキ）の街路樹が美しい加世田市のほぼ中央に位置しています。

当院は病床数19床の診療所です。診療科は、整形外科，リウマチ科，リハビリテーション科の3科です。また，通所リハビリテーション施設も併設しております。

当院院長・徳久銀一郎は，日本整形外科学会認定医・リウマチ認定医・スポーツ認定医・日本リハビリテーション医学会認定医等を有し，その専門の知識を生かして，当院は地域のスポーツ選手をはじめ，リウマチや種々の整形外科領域の患者さまに，おひとりおひとりに応じた診察・治療・リハビリテーションを行なっています。

地域に密着した診療所でありますので，常に最新の機器を備えているわけではありませんが，画像診断装置は，MRI・超音波装置・X線透視撮影装置・ポータブルX線撮影装置・外科イメージなど，診療に十分な機器を揃えております。診療所ながら職員として診療放射線技師1名がおり，撮影および管理にあたっております。

診療放射線技師として画像部門の検査を行なう限りは，出来るだけ正確に出来るだけ多くの情報を再現性よく描出できるようにと，撮影検査技術の向上に，機器の管理などに，日々精進しております。



医療法人敬親会 豊 島 病 院

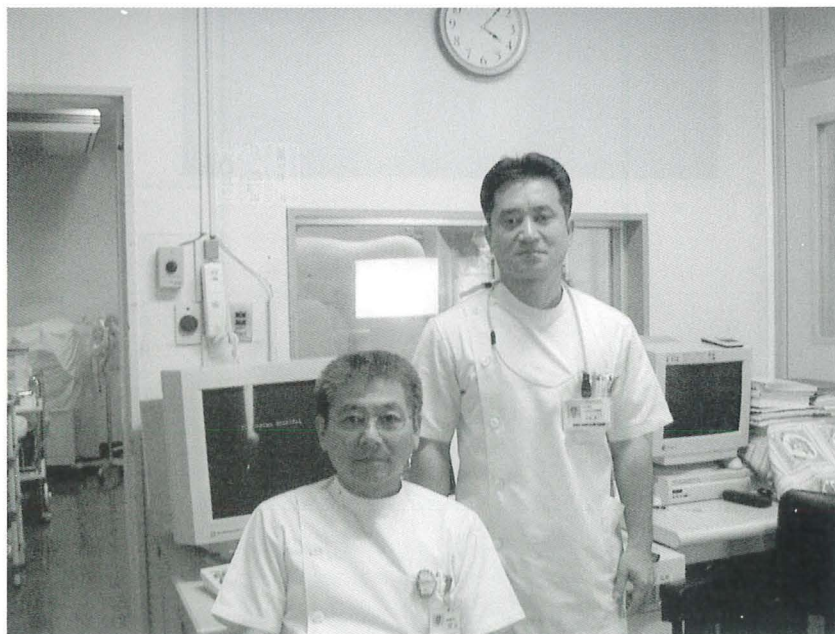
当病院は、昭和26年12月に設立し、鹿児島市のきしゃば電停と荒田八幡電停のほぼ中間に位置しています。

当病院の診療科は、外科・胃腸科・放射線科・脳神経外科・リハビリテーション科の5科です。病床数は、一般病棟32床、回復期リハビリテーション病棟24床、特殊疾患入院医療管理病床4床の60床です。スタッフは、100名です。

主な放射線機器は、一般撮影装置1台、X線TV装置1台、CT装置1台、MRI装置1台、超音波装置2台、ポータブル装置1台を有し診療放射線技師2名で稼働しています。

高齢化に伴う、脳疾患が増加傾向にある中、よりよい医療を行うため、訪問看護・訪問リハビリテーション・通所リハビリテーション・在宅介護支援事業を開設しています。

当病院は、人権を尊重し誠実な医療、質の高い安全な医療、奉仕の精神を理念として急性期医療から慢性期医療まで高齢化が進む地域社会の信頼に応えるべく、地域に根ざした医療を展開しています。



南薩ケアホスピタル

聖人会 南薩ケアほすぴたる
鹿児島県川辺郡川辺町平山5860番



社団法人鹿児島共済会 南風病院

当病院は鹿児島市の北部に位置する、上町地区にあります。上町周辺は温泉や緑豊かな自然に恵まれ、西郷隆盛にゆかりのある史跡などが多く点在しております。歴史と文化を内包しつつ、鹿児島の中心部にも近接した地域となっており、また、病院の最上階からは鹿児島を代表する桜島と錦江湾のパノラマが広がり、天然温泉が湧き出る自然に恵まれた病院となっております。

昭和29年9月に内科・呼吸機科の開設をはじめに、設立以来変化する社会のニーズに応えながら病院の拡充、診療科の充実に努めてきました。

現在の診療科は内科・循環器科・呼吸器科・消化器科・腎臓内科・肝臓内科・外科・整形外科・脳神経外科・心臓血管外科・ペインクリニック・放射線科・麻酔科・肛門科の14科です。病床数は338床、職員数は580名となっており、平均在院日数は15日、紹介率55%で、急性期特定入院料をこの8月に取得し、現在は“地域から信頼される病院作り”のビジョンのもと、地域医療支援病院や地域がん拠点病院の認定取得、DPCへの対応を目指しています。

放射線部の主な装置は一般撮影装置2台、X線透視装置3台、CT装置2台、MRI装置2台、血管撮影装置2台、RI装置2台、骨密度装置1台、超音波装置5台、ポータブル装置3台、外科用イメージ装置2台で診療放射線技師17名で業務に当たり、毎日1名が当直体制で控えております。

毎朝、8時10分から代表者朝礼を行い、毎日の業務確認、技師配置ならびに伝達事項を述べ合い、その結果を直ちに技師全員にメールで知らせ業務に支障が出ないように、また事故が起こらないように努めております。当部は非常に若い技師が多いため技術習得、後輩指導を兼ねて、月1回の勉強会を開催。また放射線部職員21名で毎月第一金曜日に全体会と称して病院各委員会の報告、事故防止のための勉強、放射線部業務見直し等を行い、患者本位の医療に努めております。

まだまだ、至らぬ所も多いと思います。鹿児島県放射線技師会ならびに会員の皆様の御指導、御鞭撻を頂きながら一步、一步成長していきたいと考えております。今後とも、南風病院放射線部をよろしくお願い致します。

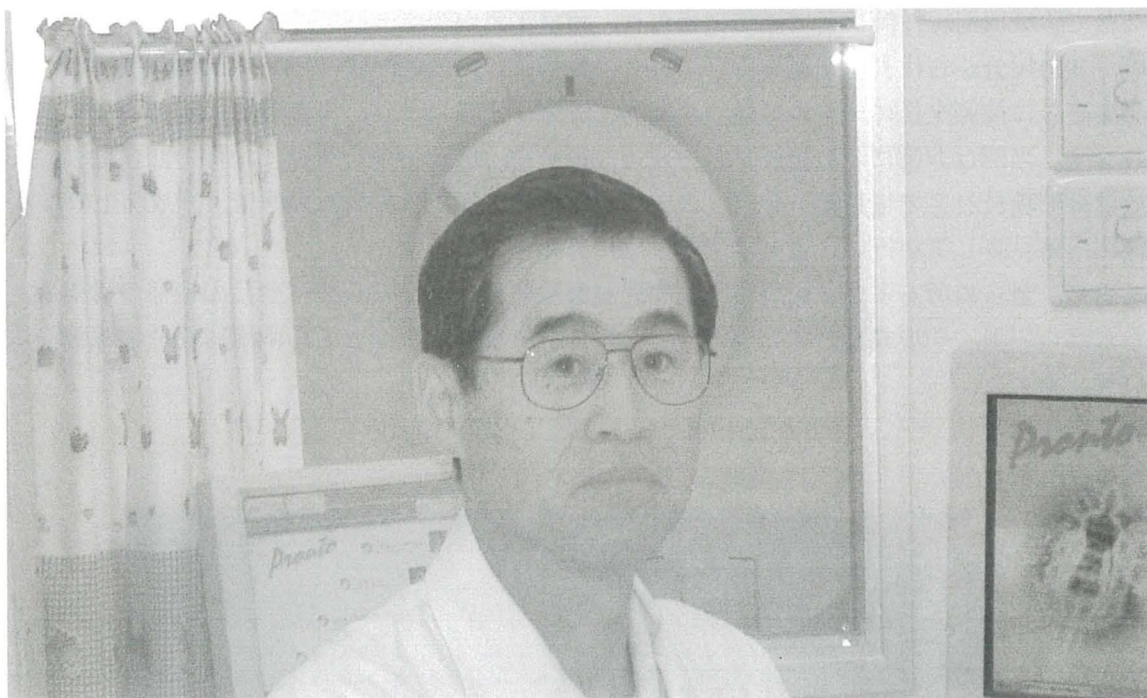


野田町立病院

尾崎 正 二

当病院は、薩摩おれんじ鉄道の野田郷駅近くに位置し、昭和23年に野田村立診療所として開設され、現在は町立病院として56年間にわたり、地域医療に貢献してきました。診療科は、内科・外科・歯科（病床数37床・職員45名）。昭和47年赴任以来、一人勤務の為、年次休暇もあまりとらず（とれず？）、病気休暇も一回もなく、度々のオンコールに文句も言わず（??），“思いやり”をモットーに32年間頑張ってます。（丈夫な身体に生んでくれた両親に感謝しております）。

昨今、医療改革及び市町村合併等、自治体病院のあり方自体を見直す大変厳しい時期に直面していますが、放射線技師として今後いっそう地域医療に貢献できるよう頑張りたいと思います。



医療法人慈圭会 八反丸病院

当院は、昭和20年7月外科医院として開設され、その後、急性期医療とリハビリテーション医療を行っていましたが、平成15年7月より入院を医療型療養病床とし、リハビリテーションを中心とした病院に生まれ変わりました。

現在、全療養病床ではありますが、リハビリテーション医療を中心としている為、急性期と慢性期の中間をなす亜急性的位置づけとなっております。

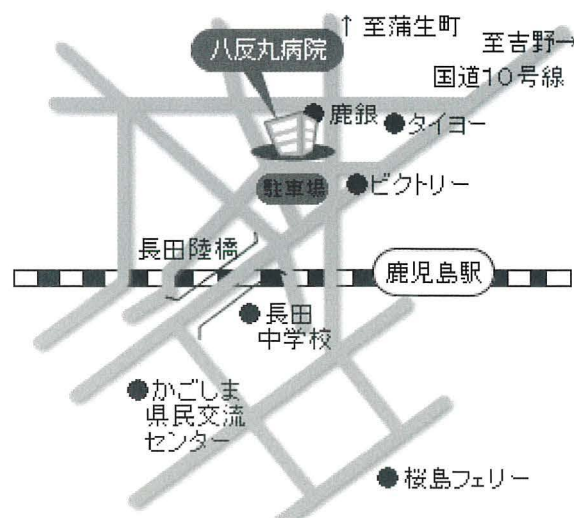
又、70名前後の入退院と在院日数も60日前後と活動性のある病院として、日々患者様のはやい社会復帰を心がけています。

当院の診療科は、整形外科、リハビリテーション科、外科、内科、心療内科の5科で病床数は155床です。

主な放射線機器は、一般撮影装置2台、X線透視装置1台、CT装置1台、MRI装置1台、骨密度測定装置1台、超音波装置2台、ポータブル装置1台で放射線科医1名、診療放射線技師3名での作業体制をとっています。

画像診断にとって必要な装置をほぼすべて揃えているので、患者様にとって必要な情報を余すことなく提供するように心がけております。

私達は診療放射線技師として撮影業務はもちろんのこと、実習生指導をはじめ入院時カンファレンスでの画像の解説、院内外の勉強会、学会等への参加など病院の一職員として、最先端の技術を習得、指導できるよう日々取り組んでおります。



隼人町立医師会医療センター

当病院は始良郡隼人町にあり、周りには霧島の大自然と多くの温泉の湧き出る温泉の町にあります。当病院は平成12年7月に国立霧島療養所から隼人町に移譲され現在の隼人町立医師会医療センターとなり、今年で5年目になる病院です。診療科は内科・循環器内科・消化器科・外科・整形外科・耳鼻科・小児科・放射線科・リハビリ科・血液内科・糖尿内科・緩和ケアの12科です。病床数は250床を有しています。

主な放射線機器は一般撮影2台・X線透視装置1台・CT装置1台・MRI装置1台・超音波装置5台・ポータブル装置2台・OPE用透視装置1台で診療放射線技師が7名で稼働し、毎日1名の技師が当直体制をとっています。

当病院が開設される際に、様々な病院より技師が集まり現在の体制となりました。現在は患者さまに最小の待ち時間で最大の検査を行える様スタッフ一丸となって取り組んでいます。また積極的に研究会や勉強会に参加し、技術や知識の向上に努めています。



東町国民健康保険診療所

当診療所は、鹿児島県と熊本県天草との県境の町で、鹿児島市から北西約100kmに位置し、出水郡東町の人口約7400人の町です。又、町内には人口約1200人の離島、獅子島を抱えています。来年は長島町との合併が予想され人口約12,600人となる予定です。当診療所は長島地区で唯一のMRI、CT装置など高度医療機器を完備した施設で、長島地区の医療の中心施設となっています。そこで、2年前のMRI装置が更新されたのをきっかけに放射線部門のデジタル化・フィルムレス化を目指し、診療所内をネットワーク化し、モニター画像診断を始めました。又、当診療所で検査した画像を鹿児島市内の大久保メディカルイメージングに送信し遠隔画像診断を開始しました。さらに隣接している、川床診療所、獅子島診療所ともネットワーク化を行いました。平尾診療所とも近じか連携予定です。このような感じで、現在地域医療連携を行っています。技師は私一人で休日当番医もあり、なかなか学会、勉強会等思うように出席できませんが、できるだけ、自己技術向上のため出席する様心がけております。見かけによらず結構寂しがり屋ですので皆さん声を掛けて下さい、宜しくお願いいたします。

病床数 19床

職員数 30名 (医師2名、看護師18名、放射線技師1名、etc)

主な放射線機器 一般撮影装置 日立DHF-153HⅡ
CR装置 Kodak DirectViewCR850
DRY PRINTER Kodak DryView8200
X線透視装置 SHIMAZU SFC-5B
ポータブル装置 GE amx4 plus
CT装置 GE HiSpeed Dxi
MRI装置 日立 Aperto 0.4T
骨密度装置 Aloka Dichroma Scan DCS-600EX
超音波装置 TOSHIBA Nemio30
院内外ネットワークシステム ELK e-coldis
画像観察モニター EIZO 3M2画面 ×3台



鹿児島県立 北 薩 病 院

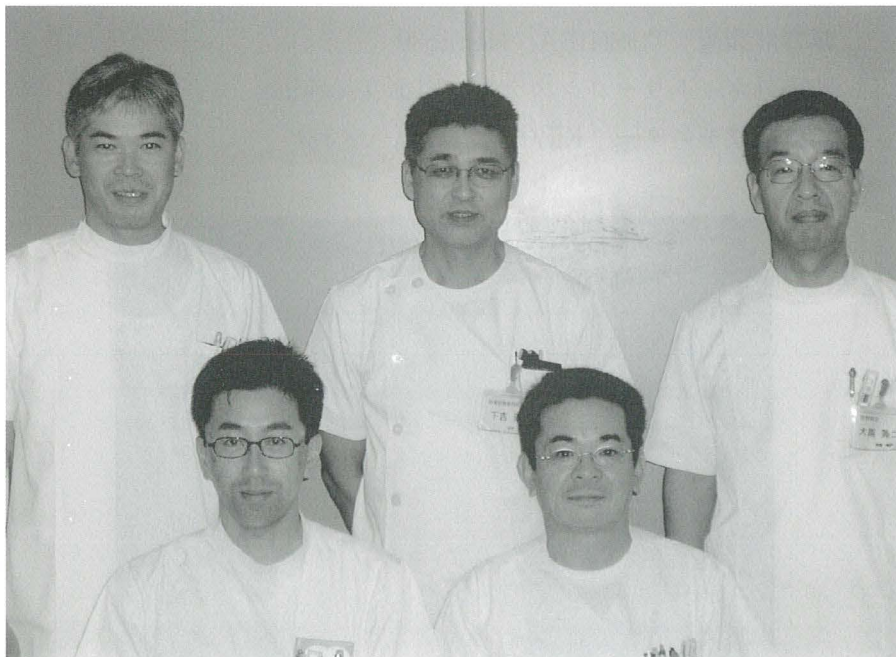
当病院は、「慈愛・協調・前進」を基本理念に掲げて、鹿児島県北部の大口市・菱刈町・鶴田町・薩摩町・宮之城町・吉松町・栗野町の1市6町を診療圏とする地域の中核病院として医療を展開している。昭和29年に結核療養所として県立北薩療養所（結核）と呼称し、内科100床にて開設し、徐々に高度化を進め、昭和56年にはへき地中核病院としての指定を受け、61年には新病院開設となり県立北薩病院と改称、病院機能の多方面への充実を図り、11年にはへきち遠隔医療支援システムの整備、13年には、病院機能評価で一般病院A認定を受け、今年は病院開設50周年を迎えこの50年間に及ぶ病院の歴史と実績は地域からの信望の厚い病院でもある。

病院のすぐ近くには、曾木の滝もあり非常に環境のよいところに位置しています。特に紅葉祭りの秋から冬にかけての曾木の滝は絶景です。

診療科目：内科，呼吸器科，循環器科，消化器科，神経内科，小児科，外科，脳神経外科，耳鼻咽喉科，放射線科の10診療科

病床数：150床　職員数：152名　放射線技師数：5名

放射線機器：一般撮影2台（CR装置12月稼働予定），乳房撮影，X-TV2台（DR装置1台），CT装置，RI装置，放射線治療装置，循環器撮影装置，ポータブルX線撮影装置2台，外科用イメージ，MRI装置（17年2月稼働予定）等。



国立療養所 星 塚 敬 愛 園

当園は、ハンセン病療養所です。鹿屋市中心部より南へ6 kmのところであり、敬愛園（星塚町）が一つの町を形成しています。

現在の入所者は320名（平均年齢78歳）、職員数は410名です。

ハンセン病のことについて、簡単に説明します。

感染源－らい菌

感染経路－主に鼻粘膜からの飛沫感染

感染しやすい時期－低栄養などによって抵抗力が弱っている時

感染力－極めて弱い

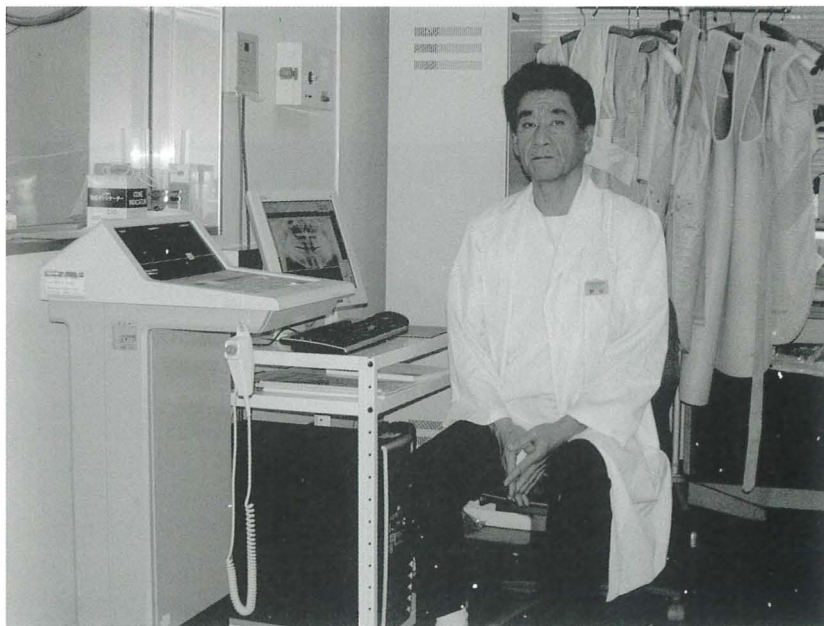
らい菌が体内に侵入し感染すると、はじめに末梢神経が侵され、次いで皮膚、さらに病状が進行すると他の臓器が侵されます。一般に3箇所（手、足、顔）に知覚麻痺、運動麻痺を起こします（特に目の不自由な人が多い。しかし入所者のうち1／3の人は健常者と同じで外見上わかりません）。

現在の入所者は、ハンセン病そのものは治癒しており、後遺症による身体障害者の方達です。

診療科は、内科、外科、形成外科、眼科、耳鼻科、歯科です。

放射線機器は、一般撮影装置、X線TV装置、X線CT装置、ポータブル装置、歯科パントモ装置、歯科デンタル装置の6機種です。

放射線技師1人で頑張っています。



医療法人一誠会 三宅病院

日 高 浩 文

当院は鹿児島市の南部にあって、病院の位置する谷山地区は、近年郊外振興住宅地の充足に伴い、鹿児島市内でも最も人口増加率が高く、高齢化現象も高い地域であります、そのため地域のニーズを考えた地域密着型病院を目指しています。

当院は、内科、消化器科、呼吸器科、放射線科、リハビリテーション科の5診療科を有しています。病床数は130床で職員約200名です。病棟は一般病床が64床、亜急性期病棟8床、介護療養型病棟52床、医療療養型6床を有しているケアミックス型の病院でリハビリスタッフも充実し在宅復帰に努力しています。

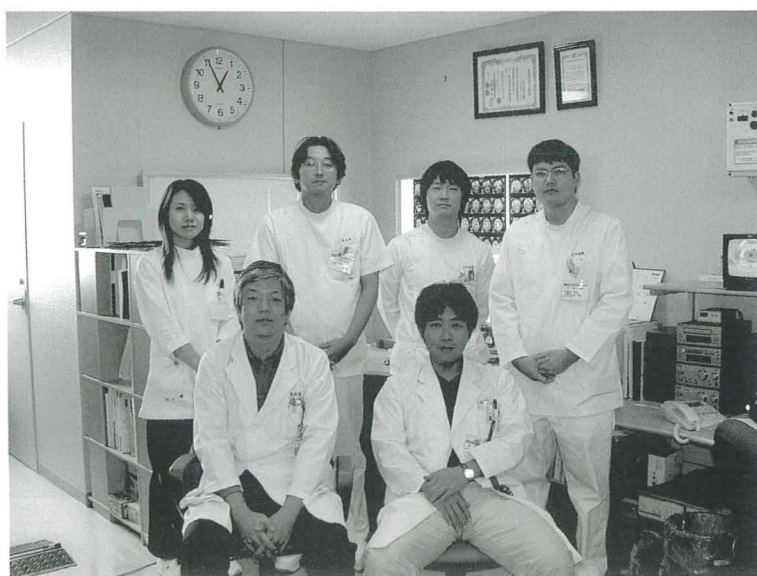
また、地域連携室を中心に訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所と密に連携を図り、在宅での診療体制の充実を図っています。近隣7カ所の施設の協力病院、4施設の嘱託医として地域医療に貢献できるように努めております。

主な放射線機器は、一般撮影装置（CR）、X線透視装置（DR、DSA）、CT装置、MRI装置（1.0T）、ポータブル装置で診療放射線技師4名、放射線科医師3名で稼動しています。

当院は内科病院ですが、CT、MRI検査は紹介率が60%ほどあり整形外科、口腔外科、耳鼻咽喉科、皮膚科等撮影内容は多種多様になっており放射線科医師とともに各科の検査のニーズにこたえられるように努力しております

また技師の年齢層も若く定期に行われる勉強会の他、院外での研修会への参加等を通じて、そこで学んだ事を業務に実践できるよう日々努力しています。

写真は上段左から診療放射線技師 牧口弥生、日高浩文、荒武俊平、恵 真吾
下段左から放射線科専門医 島田受理夫 西 広和



医療法人健誠会 湯田内科病院

当院は、こけけ王国で有名な薩摩半島中西部に位置する日置郡東市来町の温泉街にあります。

診療科は内科，消化器内科，リハビリ科を中心に10科の診療科で病床数110床，職員は170名です。放射線課は技師2名で，一般撮影，CT検査，超音波検査（腹部，頸動脈，表在），骨塩定量検査，透視検査などを担当しています。

外来患者様が多いこともあり，超音波検査やCT検査といった多少時間のかかる検査で駆け回り，患者様の検査待ち時間短縮に努める毎日です。入院患者様は歩行困難な方が多く，寝たきり状態の方も多いので写真1枚撮るのも力仕事になることが多々ありますが，「最善の医療」「人権と安全」をモットーに患者様のためにがんばっています。

また，院内のQC活動も盛んで，2004年5月には病院機能評価の認定を取得することができました。放射線課も医局と合同で写真検討会を月1回行っていますが，今後は当院の理念の1つでもある「地域社会への貢献」に沿った放射線課独自のQC活動も行っていこうと考えているところです。

診療時間は月～土曜日まで8:30～17:30までですが，放射線課では早朝検査の患者様のために7:30から業務を開始するなど地域の患者様と連携した医療を目指しています。

趣味的なことでは，数年前から自宅の前の土地を借りて家庭菜園をはじめました。夏はスイカやナス，冬はタマネギや白菜などを作って休暇は土と触れ合う生活を送っています。太陽の下，汗を流して種から育て収穫する楽しみは，何とも言えないものがあります。

新鮮な野菜を食べて体力をつけて，これからも信頼される検査施行に努めたいと思っています。

〒899-2201

日置郡東市来町湯田2994

TEL099-274-1252 放射線課 主任 宮脇 明光

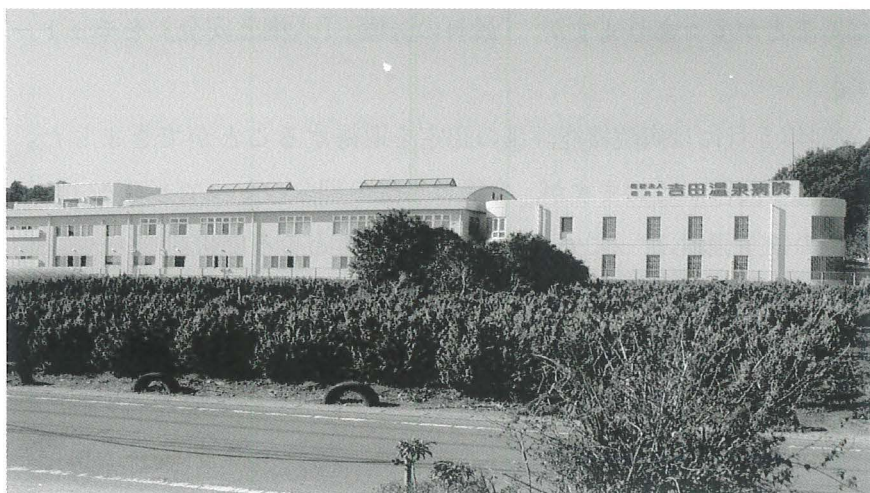
URL:<http://www5f.biglobe.ne.jp/~kensei-g/>



医療法人^{せきさいかい}碩済会 吉田温泉病院

通称 大原大地の緑に囲まれた静寂な地 鹿児島郡吉田町に昭和60年9月に開設されました。近代医療設備の充実はもちろん、温泉を利用しての理学療法による機能回復訓練、通所リハビリ等、一人ひとりの患者様が、毎日快適な生活を送れるよう配慮された病院です。平成16年11月には鹿児島市と合併し、碩済会の基本理念である

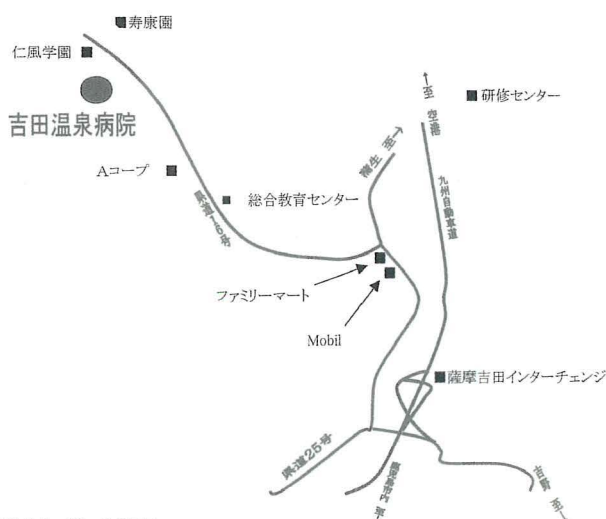
- ・利用される方々（患者様、ご家族）が喜ばれる「医療、ケアサービス」の実践
 - ・自分や自分の家族が受けた「医療、ケアサービス」の実践
- に、職員一同心も新たに、取り組んでおります。



＜病院概要＞

主な撮影機器 C R一般撮影装置
X線透視装置
超音波装置
ポータブル撮影装置

診療科	内科・胃腸科・外科・理学診療科
病床数	医療療養型 137床
理事長	木本 恵子
院長	竹下 富三
住所	〒891-1304 鹿児島市本名町470
TEL	099-294-2161
FAX	099-294-2167



碩濟會

加治木記念病院	姶良郡加治木町木田1227	0995-63-2275
第一産婦人科病院	姶良郡加治木町仮屋町13	0995-63-2158
大島保養院	大島郡瀬戸内町阿木名65	09977-2-0376
介護老人保健施設	吉田ナーシングホーム	鹿児島市本名町472
		099-294-4561



医療法人 楽 山 会

診療放射線技師 吉 松 幸 夫

医療法人楽山会は、鹿児島市の南部に位置する谷山地区にあります。

施設の周辺には鹿児島市役所谷山支所、鹿児島南警察署、鹿児島消防署、鹿児島南郵便局、鹿児島県交通安全教育センター、社会保険センター「ペアーレ鹿児島」、高齢者福祉センターなどの公的機関があります。

学校は市立谷山小学校、市立谷山中学校、県立鹿児島南高校、私立ラサール学園中学校、私立ラサール学園高校、私立鹿児島情報高校、原田学園各種専門学校などがあり文教エリアでもあります。

公共交通機関としては路線バスを始として、JR谷山駅、市電谷山電停があります。

医療法人楽山会は救急指定病院の児玉整形外科病院を中心に、児玉整形外科クリニック、児玉整形外科通所リハビリテーションセンター、谷山地区介護在宅支援事業所から成り立っています。

児玉整形外科病院・クリニックの診療科目は整形外科、リハビリテーション科、リウマチ科を中心に、入院患者様・外来患者様の診療を快適に行うための神経内科、内科、産婦人科の医師による診察、治療も行われています。手術日は、基本的には火曜日、木曜日、土曜日となっています。

しかし、救急搬送された傷病者の状態によっては、この限りではありません。

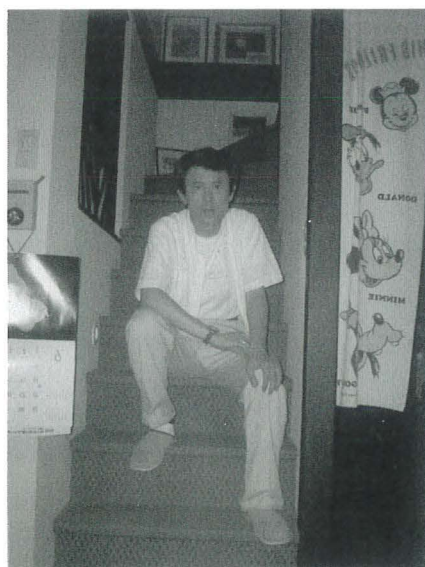
医療法人楽山会の放射線設備は一般撮影装置（CR）2台、X線TV、骨密度測定装置、外科イメージ装置、ポータブル撮影装置、腹部超音波装置があります。

児玉整形外科クリニックの勤務時間は平日8：30～18：00、土曜日8：30～18：00であり休日は日曜日、祝日となります。

参考までに、児玉整形外科病院の病床数は46床です。

病院の04年5月の入院延べ患者数は1,350名、平均在院日数は31.5日であります。児玉整形外科クリニックの一日平均患者数は約180～200名であります。

医療法人楽山会職員一同、谷山地区の中核をなす病院として地域医療に貢献し、患者様本体の治療・検査を行いたいと日々研鑽しています。





医療法人共生会 びろうの樹脳神経外科 松尾隆志



加治木温泉病院



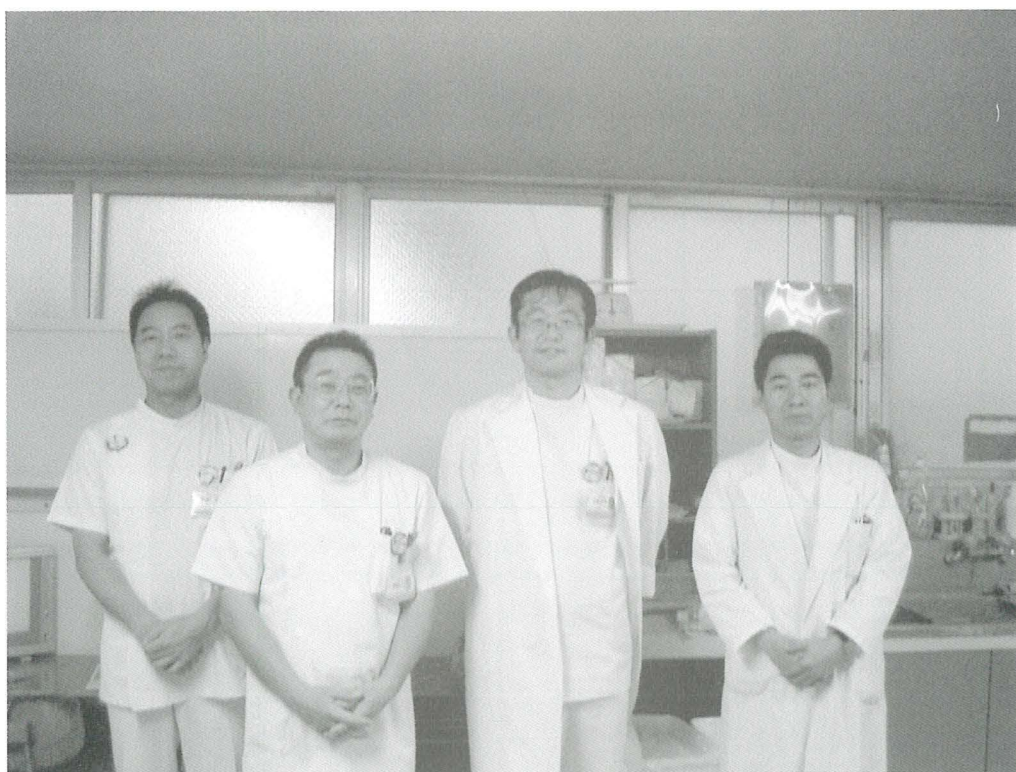
独立行政法人 国立病院機構 指宿病院 (左上)広瀬技師 (右上)渡辺技師長
(左下)前田技師 (右下)財前技師長



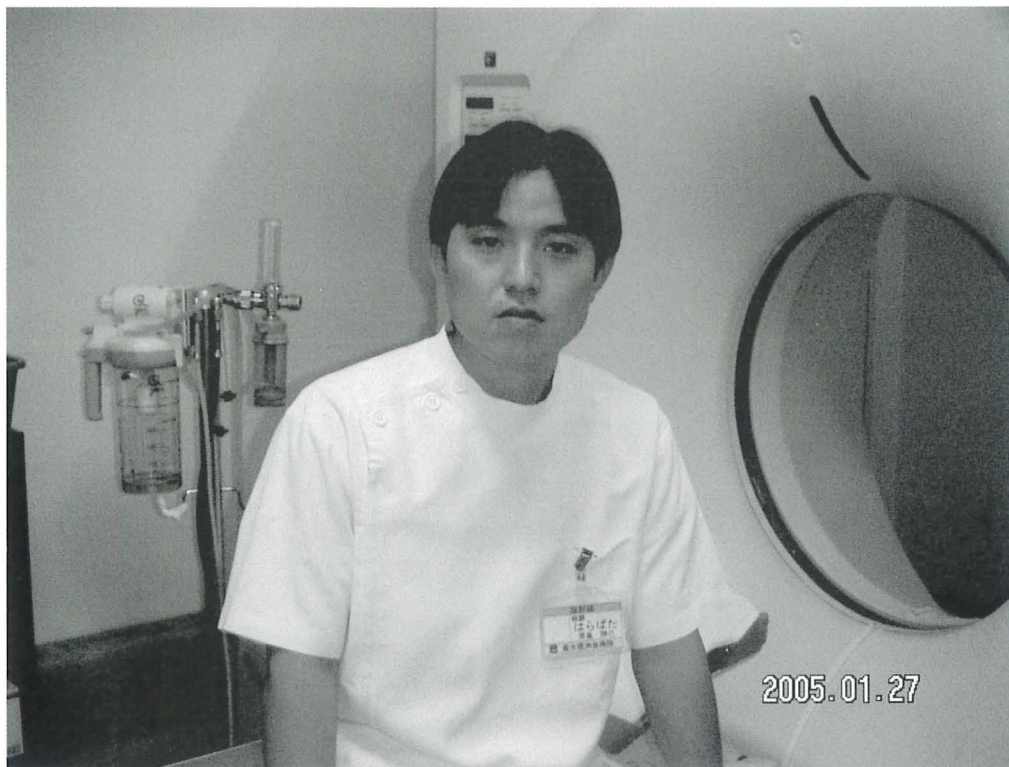
指宿温泉病院 伊地知洋一郎



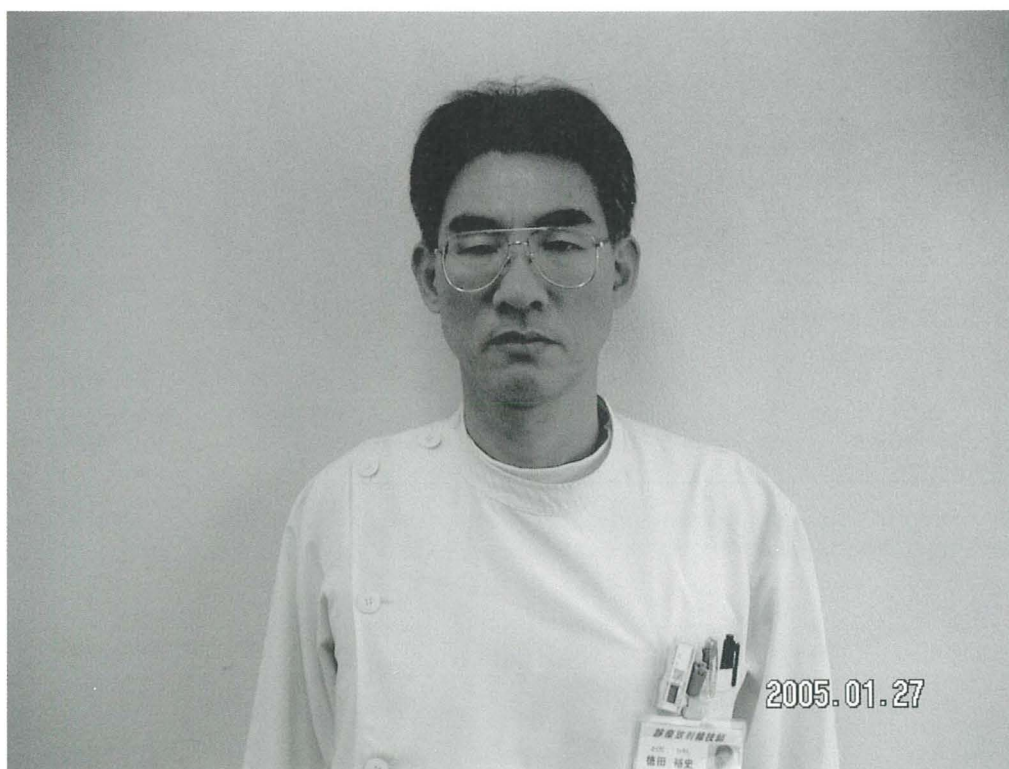
指宿公然会病院 国生さん左と東條さん右



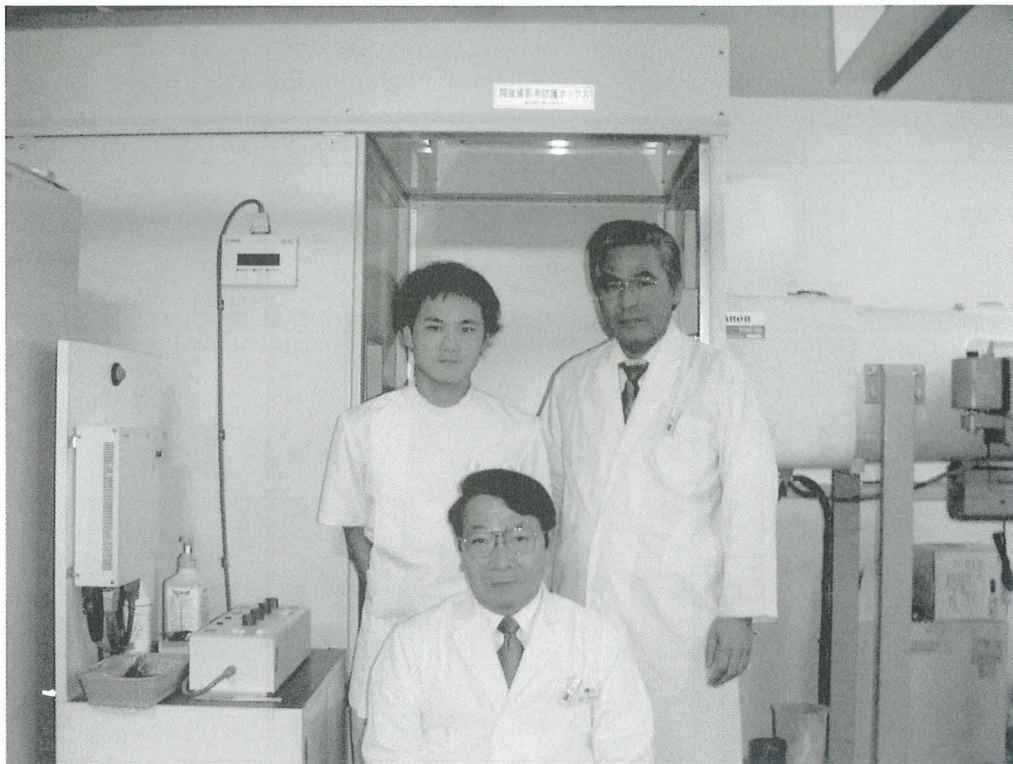
鹿児島徳洲会病院



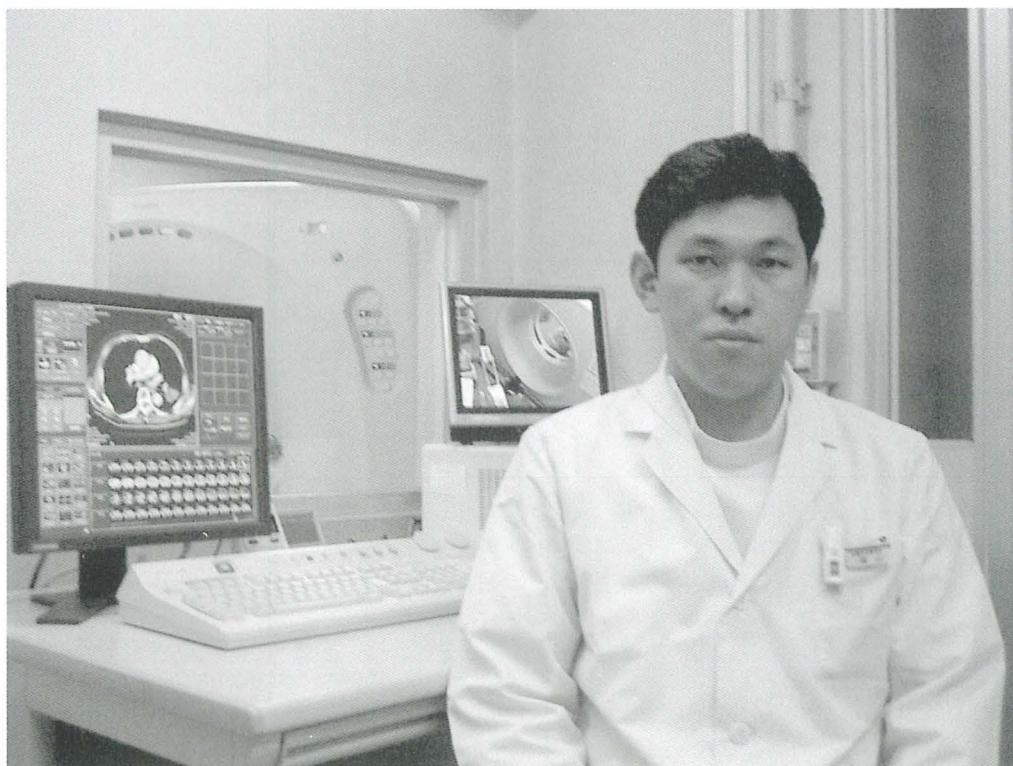
垂水徳洲会病院 原島勝巳



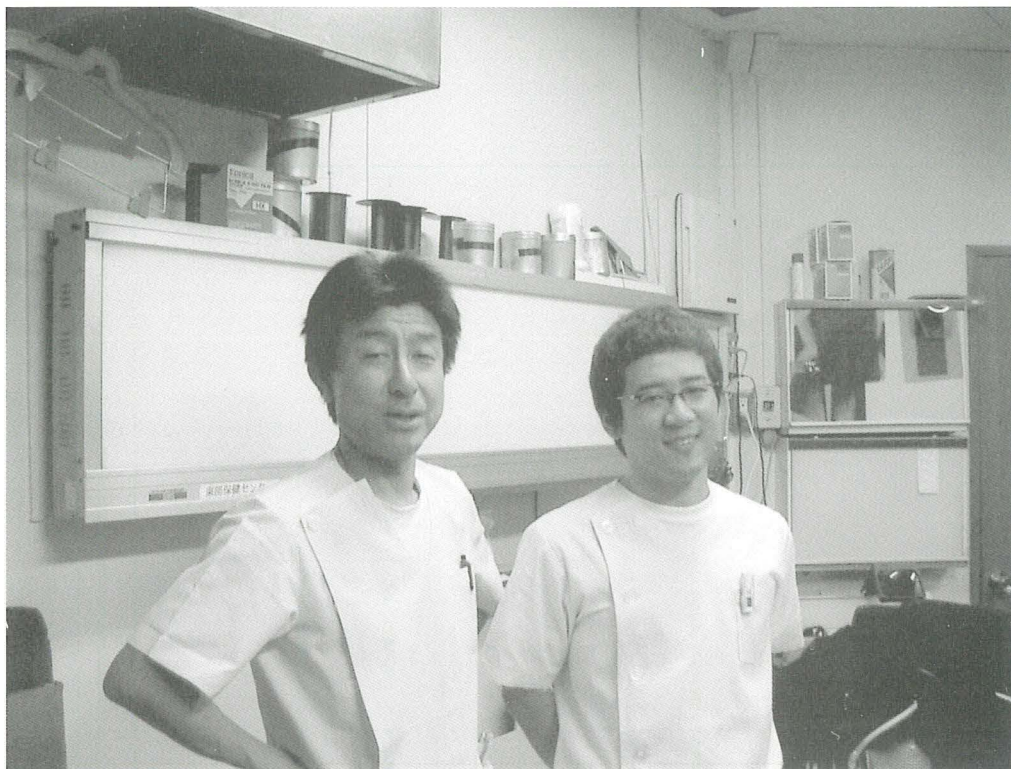
石踊病院 徳田裕史



鹿児島市保健所 中央保健センター



田之畑クリニック 福山英樹

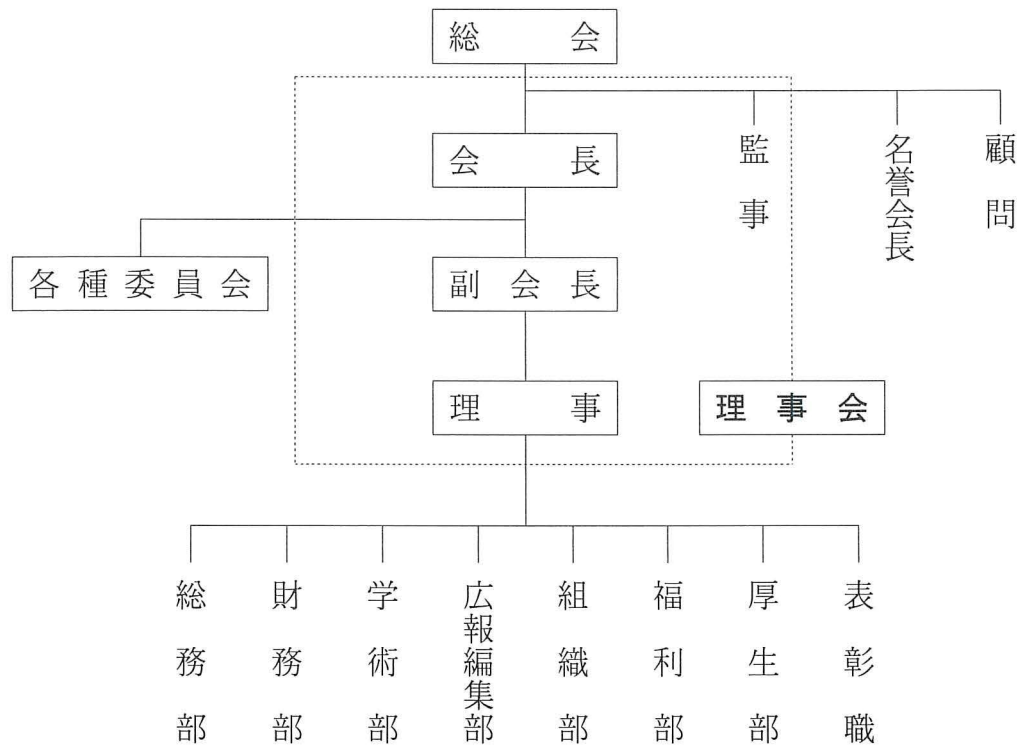


鹿児島市保健所 東部保健センター

1. (社)鹿児島県放射線技師会 組 織 図

(社)鹿児島県放射線技師会

組 織 図



2. (社)鹿児島県放射線技師会 定 款

社団法人 鹿児島県放射線技師会定款

平成元年 3 月 3 1 日制定

平成11年 3 月 3 1 日改定

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、社団法人 鹿児島県放射線技師会という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を鹿児島市東坂元四丁目 2 8 番 1 1 号に置く。

(目的)

第 3 条 この法人は、会員の職業倫理を高揚するとともに、診療放射線学及び診療放射線に関する技術の向上発達並びに公衆衛生の向上を図り、もって県民保健の維持発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地域住民への放射線に関する知識の普及に関する事業
- (2) 放射線の管理並びに放射性物質による汚染及び障害の防止についての調査研究に関する事業
- (3) 診療放射線学及び診療放射線技術の向上に関する事業
- (4) 地域住民の公衆衛生の普及向上に関する事業
- (5) その他目的を達成するために必要な事業
- (6) 会員の福利及び相互扶助に関する事業

第 2 章 会員

(会員の種類)

第 5 条 この法人の会員は、次の 2 種とする。

- (1) 正会員 県内に在住する診療放射線技師及び診療エックス線技師であって、この法人の目的に賛同して入会したもの
- (2) 準会員 県内に在住する診療放射線技師及び診療エックス線技師以外の個人又は団体であってこの法人の目的に賛同して入会したもの

(名誉会員)

第 6 条 本会の発展に顕著な功績があり、人格識見共に他の会員の模範となると認められる正会員に対しては、理事会の推薦に基づき総会の承認を得て名誉会員の称号を与えることができる。

2 名誉会員は、会務について諮問に応ずる責務を有する。

(会員の権限の制限)

第 7 条 準会員は、総会における議決権、選挙権及び被選挙権を有しない。

(入会)

第 8 条 本会に入会しようとする者は、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会費)

第9条 正会員及び準会員は、総会で定める会費をその年度当初に納入しなければならない。ただし、名誉会員の称号を与えられた正会員にあっては、この限りではない。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、書面をもってその旨を会長に届け出なければならない。

2 会員が死亡し、又は解散したときは、退会したものとみなす。

3 正会員が、毎年度9月30日までに当該年度の会費を納入しないときは、勧告し、なお納入しないときは、理事会の議決をもって退会を勧告することができる。

4 前項の勧告に応じて退会した者が、未納の会費を退会後6月以内に納入したときは、理事会の議決により再入会させることができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するとき（名誉会員の称号を与えられた正会員にあっては、第1号に該当するとき）は、総会において総正会員の3分の2以上の同意を得て、その会員を除名することができる。

(1) この法人の名誉を著しくき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(2) 前条第3項の退会勧告に応じないとき。

2 前項第1号の規程により会員を除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに、当該会員に除名の議決を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。

(会費等の不返還)

第12条 会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員

(役員の種別及び選任)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 1人

(3) 理事 8人以上10人以内（会長及び副会長を含む。）

(4) 監事 2人

2 理事及び監事は、総会において選任する。

3 会長は、理事の互選により定める。

4 副会長は、理事の中から会長が指名する。

5 支部長は、会長が委嘱する。

6 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員の職務)

第14条 会長は、この法人を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐して会務を掌理するとともに、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定した順序により、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

4 支部長は、支部を掌握し、理事会への提言を行う。

5 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員任期)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠として選任された役員任期は前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第16条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会において総正会員の3分の2以上の同意により、これを解任することができる。

2 第11条第2項の規定は、前項の規定により役員を解任しようとする場合に準用する。この場合において、同条第2項「前項第1号」とあるのは「前項」と、「会員」とあるのは「役員」と、「除名」とあるのは「解任」と読み替えるものとする。

第4章 会議

(種別)

第17条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第18条 総会は正会員をもって、理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第19条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

2 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 総会から委任された事項
- (4) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第20条 通常総会は、毎年3月及び6月に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 総正会員の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき。
- (3) 監事が民法第59条第4号の規定により招集したとき。

3 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事の3分の1以上から会議の目的を示して開催の請求があったとき。

(招集)

第21条 会議は、前条第2項第3号の場合を除いて、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の場合には請求の日から20日以内に、同条第3項第2号の場合には請求の日から15日以内に会議を招集しなければならない。

- 3 総会を招集するには、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、開会の日の10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第22条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。

- 2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第23条 会議は、総会においては正会員の、理事会においては理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第24条 会議の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員又は理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第25条 やむを得ない理由のため会議に出席できない正会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

- 2 前項前段の規程にかかわらず、次の事項については書面表決を認めない。

- (1) 定款の変更(第2条に係る変更を除く。)
- (2) 会員の除名
- (3) 役員の解任
- (4) この法人の解散
- (5) 会長が重要と認めた事項

- 3 代理人による表決は、これを認めない。

(議事録)

第26条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 正会員又は理事の現在数
- (3) 会議に出席した正会員の数又は理事の氏名(書面表決者を含む。)
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選出に関する事項

- 2 議事録には、議長のほか、出席した正会員又は理事のうちからその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 顧問

(顧問)

第27条 この法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、総会の議決を得て会長が委嘱する。

- 3 顧問は、会長の諮問にこたえ、この法人の会議に出席して意見を述べることができる。ただし、表決に加わることはできない。

第6章 資産，事業計画等

（資産の構成）

第28条 この法人の資産は，次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 資産から生じる収入
- (5) その他の収入

（資産の管理）

第29条 資産は，会長が管理し，その方法は，会長が理事会の議決を得て定める。

（事業年度）

第30条 この法人の事業年度は，毎年4月1日に始まり，翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び予算）

第31条 この法人の事業計画及び予算は，会長が作成し，その事業年度開始前に総会の議決を得なければならない。

- 2 年度開始前に予算が成立しないときは，新たな予算が成立する日まで前年度の予算を執行するものとする。
- 3 前項の規定により予算を執行した場合における収支は，新たに成立した予算に基づいた収支とみなす。
- 4 会長は，第1項の事業計画又は予算を変更しようとするときは，総会の議決を得なければならない。ただし，軽微な変更については，この限りでない。

（事業報告，決算及び財産目録）

第32条 この法人の事業報告，決算及び財産目録は，会長が作成し，監事の監査を得て，その事業年度終了後3月以内に総会の承認を得なければならない。

第7章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第33条 この定款は，総会において総正会員の4分の3以上の同意を得，かつ，知事の認可を得なければならない変更することができない。

（解散及び残余財産の処分）

第34条 この法人は，民法第68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項の規定により解散する。

- 2 民法第68条第2項第1号の規定による総会の決議に基づいて解散する場合は，総正会員の4分の3以上の同意を得，かつ，知事の承認を得なければならない。
- 3 解散したときに存する残余財産は，総会の議決を得，かつ，知事の承認を得て，この法人と類似の目的をもつ他の団体に寄附する。

第8章 雑則

(委任)

第35条 この定款の施行について必要な事項は、会長が理事会の議決を得て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、設立許可のあった日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第13条第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、平成元年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立当初の事業年度は、第30条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成元年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度の事業計画及び予算は、第31条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

附 則

この定款は、平成元年3月31日から施行する。

この定款は、平成11年3月31日から施行する。

3. 諸 規 程

諸 規 程

支部運営規程

第1条 この規程は、(社)鹿児島県放射線技師会(以下「本会」という。)の事業を円滑に遂行するために、支部の設置に関する事項を定め、もって支部の円滑な運営と会員の学術向上並びに会員の親睦を図る事を目的とする。

第2条 設置する支部は次のとおりとする。

- (1) 国分・始良支部
- (2) 鹿児島支部
- (3) 南薩支部
- (4) 大島支部
- (5) 川薩支部
- (6) 大隅支部

第3条 各支部は、次の役員を選出し、本会理事会の承認を得るものとする。

2 役員は、支部長1名をおく。

3 役員の任期は、当該年度の4月1日を始期として2年とする。ただし、再任を妨げない。

第4条 支部長は、支部事務所を定め、これを本会会長に届け出るものとする。

第5条 支部長は、支部会員の意向を把握し、本会の会務執行に反映するものとする。

第6条 支部の運営に関する経費は、本会の助成金・その他をもってあてるものとする。

第7条 その他必要事項は、支部ごとに定める。

第8条 この規程の改廃は、理事会の決定を経なければならない。

この規程は、平成7年10月1日から施行する。

役員選挙規程

第1章 総則

第1条 役員の選挙は、定款第13条に基づき本規程によって行う。

第2章 選挙管理委員会

第2条 役員を選出するために理事会の承認を得て選挙管理委員会を設ける。

第3条 選挙管理委員会は、正会員のうちから3名以内の委員を選出し、委員長は、互選とする。

2 選挙管理委員の任期は2年とする。

3 ただし、役員および、その選挙の候補者は選挙管理委員になることはできない。

第4条 選挙管理委員会は次の業務を行う。

- 1 選挙の告示。
- 2 役員の候補者届の受理、資格審査、候補者氏名の告示。
- 3 投票および開票の管理と当選の確認。
- 4 総会に選挙の結果を報告。
- 5 その他選挙に必要な事項。

第3章 役員の選挙

- 第5条 理事、監事に立候補しようとする者、または、推薦しようとする者は、選挙管理委員会に届出る。ただし推薦届の場合には、本人の同意を必要とする。
- 第6条 立候補、推薦候補の届出締切は総会の前10日とする。
- 第7条 選挙は立候補のあった者について、総会において無記名投票により行い、理事および監事については連記制とする。
- 第8条 選挙は次の順に行う。理事、監事。
- 第9条 当選者は、高得点順に定める。

第4章 無投票当選

- 第10条 候補者は役員定数を越えないときは、無投票で当選者を定めることができる。

第5章 選挙権及び被選挙権

- 第11条 選挙権及び被選挙権は、会費を完納している者にかぎる。

付 則

- 1 この規程の改廃は、理事会の決定を経なければならない。
- 2 この規程は、昭和63年12月13日より施行する。

会費及び諸経費徴収規程

平成3年4月1日制定

平成6年3月5日改定

- 第1条 この規程は、会費、入会金、再入会金及び準会員費並びに負担金徴収について定める。
- 第2条 会員の負担に関する区分は次の各号とする。
- (1) 正会員は、定款第5条第1項の者とする。
 - (2) 名誉会員は、定款第6条の者とし、会費の負担を免除するものとする。ただし、特別負担金は、この限りでない。
 - (3) 準会員は、定款第5条2項の者とする。
- 第3条 会費、入会金、再入会金、及び準会員費並びに負担金の額は別表による。
- 第4条 会員は、定款第9条により、所定の会費を当該会計年度の9月30日迄に納入するものとする。
- 2 会員は、定款第12条により、既納の会費及び負担金の返還を要求することができない。
 - 3 会員は、定款10条により、退会しようとする者に対し、会長は当該年度の会費を納入したものを認める。
 - 4 再入会者は、定款10条に基づき再入会金を徴収するものとする。
 - 5 当該年度の日本放射線技師会会費などを他県で納入後本会に入会するときは、入会年度の会費を免除することができる。
- 第5条 会員は、定款10条3項より退会したとみなされた者であっても、未納会費を納め定款第5条1項に基づく資格を回復することができる。

第6条 会員は総会の席上において、決議、決定された特別負担金については、納入する義務がある。

第7条 この規程の改廃は、第3条については総会で、その他については理事会で決定する。

附 則

この規程は平成6年3月5日から施行する。

新入会会員	新入会入会金（日本放射線技師会）	5,000円
	(㊦)日本放射線技師会費	15,000円
	九州地域学術大会負担金	1,000円
	(㊦)鹿児島県放射線技師会費	7,000円
	計	28,000円
再入会会員	再入会入会金（日本放射線技師会）	20,000円
	(㊦)日本放射線技師会費	15,000円
	九州地域学術大会負担金	1,000円
	(㊦)鹿児島県放射線技師会費	7,000円
	計	43,000円
正会員	(㊦)日本放射線技師会費	15,000円
	九州地域学術大会負担金	1,000円
	(㊦)鹿児島県放射線技師会費	7,000円
	計	23,000円
準会員	(㊦)鹿児島県放射線技師年会費	計 20,000円

事務所負担金等取扱規程

第1条 会費及び諸経費徴収規程第6条により、事務所設立に関する会員の負担金等の取扱については本規程によって行う。

第2条 各会員の負担金等については、以下の各号による。

- (1) 正会員は、負担金として5万円を納入する。
- (2) 新入会員の負担金については免許取得3年未満の者は、2万5千円を免許取得3年以上の者は、5万円を納入する。
- (3) 再入会員は、負担金として5万円を納入する。
- (4) 転入会員は、負担金として2万円を納入する。
- (5) 事務所設立後の新入会員は、負担金として2万円を納入する。

第3条 各会員の負担金納入方法は、以下の各号による。

- (1) 第2条の(1)は、平成6年度に一括納入する。
但し、平成6年度に1万円
平成7年度に2万円
平成8年度に2万円の方法で分割納入できる。
- (2) 新入会員の免許取得3年未満の者は、入会該当年度に一括納入する。
但し、入会該当初年度に5千円
入会後の2年度に1万円

入会後の3年度に1万円の方法で分割納入できる。

- (3) 新入会員の免許取得3年以上の者は、入会該当年度に一括納入する。

但し、入会該当初年度に1万円

入会後の2年度に2万円

入会後の3年度に2万円の方法で分割納入できる。

- (4) 第2条の(3)は、再入会該当年度に一括納入する。

但し、入会該当年度に1万円

入会後の2年度に2万円

入会後の3年度に2万円の方法で分割納入できる。

- (5) 第2条の(4)は、転入該当年度に一括納入する。

但し、入会該当初年度に1万円

入会後の2年度に1万円の方法で分割納入できる。

- (6) 第2条の(5)は、入会該当年度に一括納入する。

但し、入会該当初年度に1万円

入会後の2年度に1万円の方法で分割納入できる。

第4条 特典

正会員であって負担金として10万円以上を一括納入した者は、満60才の次年度からの（社）鹿児島県放射線技師会費を免除する。

第5条 規程の改廃

この規程の改廃は、理事会で決定し、総会の承認を得るものとする。

第6条 規程の効力

この規程は、平成15年3月末日をもって効力を失う。

附 則

第1条 規程の施行

この規程は、平成6年4月1日より施行する。

表彰規程

通 則

- 第1条 会員表彰に関しては、定款第4条に基づき本規程によって行う。

表彰基準

- 第2条 本会会員として10年以上経過し、会費負担金等を完納し、本会の名誉を傷つける等の行為のなかった者で、次の各号に該当するものは、本規程により表彰する。

- 1 本会の発展のために功績が抜群である者又は顕著な貢献があった者。
- 2 本会の名声を高揚する研究、発明、発見、考案を行った者。
- 3 30年以上放射線関係業務に永年勤続した者。
- 4 その他会長が適当と認めた者。

- 第3条 準会員で10年以上勤務し本会に貢献した者。

審 査

第4条 表彰の審査は、表彰委員会の答申を得て、理事会で行うものとする。

2 表彰の選考は、表彰委員会において行う。

3 各項目に該当する者であって、過去において同じ表彰を受けた事がない者に行うものとする。

表彰委員会

第5条 表彰委員は、会長が委嘱し、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 表彰委員会は、年1回以上表彰委員長が必要に応じて招集する。

表 彰

第6条 表彰は、特別な場合を除き、年次総会で行うものとする。

実施細則

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会において定める。

第8条 この規程の改廃は、理事会で行い、総会に報告するものとする。

附 則

この規程は、平成3年4月1日より施行する。

表彰規程細則

平成6年2月7日制定

この細則は表彰規程第2条に基づいて受賞者の選考基準を定めるものとする。

第1条 表彰基準

感謝状

1) 技師会に善意の奉任をした者、および準会員で鹿児島県に勤務し、本会に対して貢献があったと会長が認めた者。

2) 10年以上役員として従事した者、および各支部の会務に15年以上従事した者。

表彰状

25年以上放射線関係業務に永年勤続した者。

功劳賞

20年以上本会役員をした者。

学術賞

1) 論文(原著)を書いた者。

2) 本会の名誉を高揚する研究、発明、発見、考案を行った者。

3) 研究発表が20回を越えた者(支部研修会を含む)。ただし、共同研究発表者は除く。

学術奨励賞

研究発表が10回を越えた者(支部研修会・商業誌投稿論文を含む)。ただし共同研究発表者は除く。

第2条 表彰は賞状を授与し、副賞を添えて行うものとする。

第3条 受賞者は生存者を原則とするも、特別の場合、物故者でも差し支えない。

附 則

本細則の改廃は、理事会で行い総会に報告するものとする。

叙勲申請に関する規程

第1条 叙勲申請に関する基準は、本規程によって行う。

第2条 申請の候補者の選定については、表彰審査委員会（以下「委員会」という。）が公正に行い、自薦、他薦は受け付けないものとする。

2 選定された候補者は、委員会が審査し、会長に答申する。

第3条 候補者は、診療放射線業務（医用画像業務）に35年以上従事した者で、本会の正会員であり20年以上会費を完納し、且つ本会の名誉を毀損する等の行為がなく次の各号に該当する者とする。

(1) 本会の発展に顕著な功績のあった者。

(2) 診療放射線学及び医用画像学の向上発展に寄与する研究・発明・考案及び発見を行った者。

(3) 極めて困難な条件のもとで診療放射線業務に従事し、保健衛生向上に寄与した者。

2 候補者の選定については、年齢、本会役員歴、その他の表彰歴等について加味するものとする。

第4条 会長の指名を受けた申請の候補者は、所定の様式に従い申請に関わる書類を作成し、速やかに会長に提出する。

2 会長より指名を受けた者であっても、申請の候補を辞退することができる。この場合は、速やかに理由を付して辞退届を会長に提出するものとする。

第5条 申請に関わる経費は、候補者が実費負担するものとする。ただし、実費負担金は、別にその都度会長が定める。

第6条 この規程の改廃は、理事会の決定を経なければならない。

附 則

この規程は、平成8年11月20日から施行する。

旅 費 規 程

平成3年4月1日制定

平成8年4月24日改定

第1条 本規程は、会務のため出張する役員及び各種委員に支給する旅費・交通費・日当について規程する。

第2条 旅費は最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算し支給する。但し、天災その他止むを得ない事由により前項により難き場合は、その経路及び方法によって計算する。

第3条 旅費の種類は、次の通りとする。

(1) 航空費 九州以外（沖縄は除く）の航路旅行について路程に応じ支給する。

- (2) 鉄道賃 鉄道旅行について路程に応じ、普通旅客運賃とする。
- (3) 船賃 水路旅行において路程に応じ支給する。
- (4) 車馬賃 鉄道以外の陸路旅行時には、実費により支給する。
- (5) 宿泊料 泊数に応じ一泊当たり九州管内（沖縄を除く）は8,000円、それ以外の地域は10,000円を支給する。
- (6) 日当 一日当たり、2,000円を支給する。

第4条 鉄道賃の算定に際し、次の通り附加支給する。

- (1) 特急料金 片道100km以上の場合
- (2) L特急料金 L特急料区間は、当該料金を支給することができる。

第5条 理事会及び各種委員は、市内交通費として実費（バス代）を支給する。但し地方からの場合は、第3条を適用するが日当は除外する。

第6条 旅費計算上の旅行日程は、旅行のために要した日数とし、特別の場合は、会長の決裁を経て必要な旅費を支給する。

附 則

この規程の改廃は、理事会の決定を経なければならない。

慶 弔 規 程

第1条 会員の慶弔に関して、定款第4条第6項に基づき本規程によって行う。

第2条 会員が次の各項に該当する場合はそれぞれ定められたものをおくる。

- (1) 会員の結婚 祝電
- (2) 会員の死亡 花環と弔電
- (3) 会員の家族の死亡

イ. 妻子 弔電

第3条 第2条各項に定めるもののほか、必要なものが発生した場合は会長が理事会にはかり定める。

第4条 この規程の改廃は、理事会で行い総会に報告するものとする。

附 則

この規程は、平成3年4月1日より施行する。

役員災害規程

第1条 この規程は、本会の運営を円滑に運ぶため役員の安全を守る目的で定める。

第2条 役員とは、定款13条に定める者をいう。

2 会長が特別に必要と認めた会員についても、この規程を適用する。

第3条 会長は、会務執行中の障害事故についての災害に対処する。

第4条 会長は、本規程第2条に定める者を保険に加入させる。

第5条 この規程の改廃は、理事会の決定を経なければならない。

附 則

この規程は、平成6年1月11日から施行する。

緊急連絡規程

- 第1条 この規程は（社）鹿児島県放射線技師会（以下「本会」という）の緊急連絡に関する事項を定め、もって本会の円滑な運営及び会員の親睦を図ることを目的とする。
- 第2条 会長は理事会の承認を受けた後、本会より各支部長に緊急連絡を電話・FAX等によって伝達する。
- 支部長は会員に電話等で速やかに正確に伝達する。
- 支部長は全ての会員へ伝達が済みしだい本会に報告する。
- 第3条 緊急連絡等に費やした経費は全て会員の負担とする。
- 第4条 会員は緊急連絡等で知り得た情報・内容を会員外の者に漏らしてはならない。
- 第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は会長が理事会に図り、これを定める。
- 第6条 この規程の改廃は、理事会の決定を経なければならない。

この規程は平成7年10月1日から施行する。

4. 各種委員会

各種委員会

各種委員会の目的

鹿児島県放射線技師会の事業運営ならびに活動を円滑に実施するため委員会を設ける。

委員会規程

第1条 この規程は定款第4条に基づき、委員会設置ならびにその運営に関する事項を定める。

第2条 委員会はその目的に関して「〇〇委員会」と呼称する。

第3条 委員会の目的は次の通りとする。

(1) 会長及び理事会の諮問事項について調査、審議または立案して、これを答申する。

(2) 本会の目的達成のため必要に応じて特定の事業を遂行する。

第4条 委員会は委員長1名および委員若干名により構成する。

第5条 委員は会長が選任し、その中から委員長を互選し、会長が委嘱する。

第6条 委員会の委員長および委員の任期は2年もしくは第3条の目的を達成した日までとする。ただし再任を妨げない。

第7条 委員会は委員の過半数の出席がなければ開会することができない。

第8条 委員会の議事は出席した委員の過半数をもって議決し、可決同数のときは委員長がこれを決定する。

第9条 委員会の改廃は理事会の承認を得て行い、総会に報告するものとする。

第10条 この規程の改廃は、理事会で行い総会に報告するものとする。

附 則

この規程は、平成3年4月1日より施行する。

編集委員会

第1条 本会会誌、およびニュースの編集、発想に関する事項

第2条 本会事業の広報に関する事項

第3条 日本放射線技師会への本会事業の広報に関する事項

関連団体交流委員会

第1条 工業会等との交流に関する事項

第2条 技術・知識の公開に関する事項

第3条 各種情報交換に関する事項

第4条 その他各種団体との交流に関する事項

選挙管理委員会

第1条 役員選挙規程に準ずるもの

表彰委員会

- 第1条 各種機関に対する表彰者の推薦
- 第2条 厚生大臣表彰，県知事表彰，その他の表彰者の推薦
- 第3条 日本放射線技師会の表彰規程に基づいて表彰者の推薦書等の作成
- 第4条 その他必要と認められた個人，及び団体に対する推薦書等の作成

組織委員会

- 第1条 組織率向上に関する事項（入会の勧奨等）
- 第2条 地域・職場間の交流に関する事項
- 第3条 無資格者対策に関する事項
- 第4条 県内高等学校に対する人材確保に関する事項

総会準備委員会

- 第1条 組織運営に関する事項
- 第2条 各種委員会への企画，立案に関する事項
- 第3条 本会運営上の諸問題に関する事項
- 第4条 公益事業の企画立案に関する事項

環境測定委員会

- 第1条 本県内医療施設の線量測定に関する事項
- 第2条 線量測定の実施，及び書類に関する事項
- 第3条 線量計の購入，保管，整理に関する事項
- 第4条 本会会員に対する測定技術向上のための実施訓練，講習等の実施

学術委員会

- 第1条 講習会の企画・立案に関する事項
- 第2条 研修会の企画・立案に関する事項
- 第3条 会員の資質の向上に関する事項
- 第4条 本会と技術学会支部との連携等に関する事項
- 第5条 本会会員の技術向上に関する事項
- 第6条 技師職の高揚に関する事項

5. 会費について

会費について

新入会

新入会入会金（日本放射線技師会）	5,000円
日本放射線技師会費	15,000円
九州地域学術大会負担金	1,000円
鹿児島県放射線技師会費	7,000円
計	28,000円

再入会

再入会入会金（日本放射線技師会）	20,000円
日本放射線技師会費	15,000円
九州地域学術大会負担金	1,000円
鹿児島県放射線技師会費	7,000円
計	43,000円

正会員

日本放射線技師会費	15,000円
九州地域学術大会負担金	1,000円
鹿児島県放射線技師会費	7,000円
計	23,000円

準会員

年会費	計 20,000円
-----	-----------

○納入先は郵便振替払込にて下記宛までお願いします。

【口座番号】 02030-3-12696

【加入者名】 鹿児島県放射線技師会

○受領書は発行しませんので、振替払込時の払込表で代用して頂くようにお願いします。

○納入期限は、当款年度の9月30日までとなっています。その後の6ヶ月以内に納入がない場合は、再入会になりますのでご注意ください。

○住所変更その他連絡の場合は、払込通知表裏面の通信欄にご記入をお願いします。

※日本放射線技師会の会費規程については、資料1～3を参照して下さい。

会 費 等 納 入 規 程

昭和38年 6 月23日制定
昭和44年11月 8 日改定
昭和46年 1 月14日改定
昭和47年 8 月23日改定
昭和53年 4 月24日改定
昭和54年 4 月 9 日改定
昭和55年 5 月31日改定
昭和56年 6 月 1 日改定
昭和58年 5 月29日改定
平成 7 年 5 月20日改定
平成15年 5 月16日改定
平成16年 5 月21日改定

第 1 条 この規程は、定款第18条に定める会費（以下会費という）および会員が納入すべき金額の納入について必要事項を定めるものとする。

第 2 条 会費額は、年額13,000円とする。

(1) 本会に入会しようとする者の会費額は入会初年度に限り18,000円とする。

(2) 診療放射線技師籍登録年度内の入会者に限り、初年度会費額を5,000円とする。

2. 前項の会費額は、納入時期による割引はしない。

3. 本条第 1 項に定める会費額その他、本会定期刊行物の購読料（2,000円）を併せて納入するものとする。但し、第1項第2号に規定する者は、この限りではない。

第 3 条 会費納入方法および納入期限は、別に定めるものとする。

第 4 条 納入期限までに会費を納入しない会員は、会員としての権利を一時的に失うものとする。

第 5 条 納入期限後に会費納入を行った場合、納入時点からすみやかに会員としての権利を回復するものとする。ただし、未納であった期間にさかのぼってその権利の行使を要求することは出来ない。

第 6 条 この規程の改廃は理事会に諮り、総会の承認を得るものとする。

附 則

1. この規程は、平成15年 5 月16日より施行する。

2. この規程は、平成16年 4 月 1 日より施行する。

会費等納入規程に関する細則

平成16年5月20日制定

(購 読 料)

第1条 会費等納入規程における本会定期刊行物の購読料とは、日本放射線技師会雑誌の年間購読料とする。

2. JART情報Network Nowは、前項の購読者のうち、本会正会員には無料で配布する。

第2条 住所を一にする親族に、すでに第1条において定める刊行物を購読する会員がいる場合には、都道府県放射線技師会を通じて本会へその旨を届け出ることにより、購読を免除されるものとする。

(会費等納入)

第3条 定款第21条および会費等納入規程第3条の会費納入期限は、当該年度の9月末日とする。

第4条 会費納入方法については各都道府県放射線技師会と本会の間において決定し、会員は都道府県放射線技師会が示す方法に従い、会費を納入するものとする。

第5条 都道府県放射線技師会が、所属する会員についての会費納入を本会へおこなった場合には、会員情報システムによりその旨を本会へ通知するものとする。

附 則

1. 本細則の改廃は理事会によるものとする。

2. 本細則は平成16年4月1日より施行する。

会費免除に関する規程

平成6年7月16日制定

平成9年2月14日改定

平成11年10月22日改定

平成12年3月24日改定

平成13年10月20日改定

平成16年4月7日改定

（長期療養者等の免除）

第1条 本会会員で療養のため1カ年以上離職した者は、本規程の定めるところにより、定款第18条に定める会費（以下会費という）免除の取扱いを受けることができる。

第2条 前条の規程に基づき、会費免除の取扱いを受けようとするものは、都道府県放射線技師会長を経由して、その旨を本会に申請するものとする。

第3条 本規程に基づく会費の免除は2カ年を超えないものとする。

（終身会員資格取得者の免除）

第4条 25年または30年勤続表彰受賞者で25年以上継続して会員であった者は、100,000円を本会に納付し、その旨を申請することにより、翌年度以降の会費を終身にわたって免除されるものとする。

第5条 50年勤続表彰受賞者で35年以上継続して会員であった者は、その旨を申請することにより、翌年度以降の会費を終身にわたって免除されるものとする。

第6条 教育センター設立特別寄付等により、この規程施行時にすでに終身にわたって会費免除になっている者、及び会費免除者になる資格を有する者は、この規程の定めにかかわらず、引き続きその権利を有する。

第7条 本規程第4条、第5条および第6条に基づく会費の免除は、定款第14条の資格を有するかぎり終身とする。

（その他の免除）

第8条 本会会員は、前条までに定めるものの他、出産・育児・介護・海外勤務等のやむをえない事情による場合には、会費免除の取扱いを受けることができる。

第9条 前条による会費免除の申請については第2条の規定を準用する。

第10条 本規程の改廃は、理事会によるものとする。

附 則

1. この規程は、昭和46年1月14日より施行する。
2. この規程は、昭和52年4月1日より施行する。
3. この規程は、平成7年4月1日より施行する。
4. この規程は、平成16年5月21日より施行する。

6. 入退会について

入退会について

入会方法について

- 1 (社)日本放射線技師会 入会申込書(別紙1)および(社)鹿児島県放射線技師会 個人データシート(別紙2)を提出して下さい。
- 2 申込書等は事務所に用意してあります。ご連絡下さい。
- 3 会費は“会費について”の項を参照下さい。
- 4 いつでも入会出来ます。

退会について

- 1 氏名、勤務先等を書いた書面(退会届)を事務所に提出して下さい。

勤務異動に伴う異動届について

- 1 県内異動の場合：会報に同封の異動届(ハガキ)を提出して下さい。異動届(ハガキ)がない場合は氏名、新旧の住所、新旧の勤務先等を書いて、提出して下さい。
- 2 県外異動の場合：(社)鹿児島県放射線技師会事務所に氏名、新旧の勤務先を書いて(異動届でもよい)、提出してください。事務手続きをとります。

(社)鹿児島県放射線技師会 事務所

〒892-0861 鹿児島市東坂元四丁目28番11号

T E L (099) 248-0028 番

F A X (099) 248-0028 番

会長 鮫嶋 宗俊 総務担当 隈 浩司

※ 登録番号 第 号

社団法人 日本放射線技師会

入 会 申 込 書

私は貴会に入会したく会費及び入会金を添えて申込みます。

平成 年 月 日

フリガナ	男
氏 名	女
生年月日 大正・昭和 年 月 日生	
マリガナ	勤務先コード番号(註2)
施設名	
〒 電話 () ー	
フリガナ	
勤務先所在地	
〒 電話 () ー	
フリガナ	
現住所	
貴会よりの通信先 イ、勤務先 ロ、自宅 (希望に○印をつける)	

註1. ※印は日本放射線技師会で記入します。

2. 勤務先コード番号は「入会申込書記載についての注意」3の分類に従って番号を記入してください。

入会申込書記載についての注意

1. 入会申込書のおもて

- ① 氏名は楷書ではっきりと書いて、必ずフリガナをつけてください。
- ② 勤務先名(施設名)は簡略名でなく正式な施設名を記載し、フリガナをつけてください。勤務先コート番号も記入してください。(3. 参照)
- ③ 勤務先所在地は、正しい住居表示で記載し、フリガナをつけてください。電話番号も記入してください。
- ④ 現住所は、正しい住居表示で記載し、フリガナをつけてください。電話番号も記入してください。

2. 入会申込書のうら

- ① 診療放射線技師・診療エックス線技師免許の項で、国家試験合格年月日の個所は合格証書に記載してある国家試験の回数と合格年月日を記入してください。また登録番号と登録年月日は免許証に記載してあるものを記入してください。診療エックス線技師免許については現在の登録中のものを記入願います。
- ② 学歴は診療放射線技師教育機関についての入学・卒業年月を第一欄に記入してください。技師学校コード番号も記入してください。(4. 裏ページ参照)
- ③ その他の学歴で②以外の大学、短大、専門学校などを卒業または修了、中退された方および在学中の方は学部、学科専攻科名なども記入してください。
- ④ 技師職歴については永年勤続表彰等の参考にしますので、詳細に記入してください。技師職歴は診療エックス線技師または診療放射線技師の免許を受けてからの職歴を記入してください。
- ⑤ 関連免許については、放射線業務に関連ある免許や資格を取得している場合にご記入ください。(例 放射線取扱主任者、作業環境測定士など)

3. 勤務先の開設者分類は下記の分類より選んで下さい。

開設者分類(先頭の2桁)

	コード番号	開 設 者
国	0 1	厚生省
	0 2	労働福祉事業団
	0 3	(欠 番)
	0 4	国、その他
公 的	0 5	都道府県
	0 6	市町村
	0 7	日本赤十字社
	0 8	済 生 会
	0 9	北海道社会事業協会
	1 0	厚 生 連
	1 1	国民健康保険団体連合会
社 保 その他	1 2	全国社会保険協会連合会
	1 3	厚 生 団
	1 4	船員保険会
	1 5	健康保険組合連合会およびその連合会
	1 6	共済組合およびその連合会
	1 7	国民健康保険組合

私 的	1 8	公益法人(財団・社団など)
	1 9	医療法人
	2 0	その他の法人
学 校	2 1	個 人
	2 2	国 公 立
会 社	2 3	学校法人
	2 4	会 社(旧三公社・四現業を含む)
	0 0	自宅・無職

勤務先の種類によって次の番号の中から選び記入して下さい。

※ ※ ※ (末尾の1桁)

コード番号	勤 務 先 の 種 類
1	病院
2	診療所・クリニック・医院
3	保 健 所
4	保健センター
5	行 政
6	検診業務(集検も含む)
7	技師学校教職
8	放射線関連企業
9	接 骨 院
0	そ の 他

(別紙 1 - 2)

◎ 放射線技師会 受 付 年 月 日 平成 年 月 日 会長印				
日本放射線技師会 ※ 受 付 年 月 日 平成 年 月 日				
※ 会長決裁 年 月 日 平成 年 月 日 会長印				
診療放射線 技 師 免 許	国家試験合格年月日 第 回 年 月 日			
	登録番号 第 号・登録年月日 年 月 日			
診療エックス 線 技 師 免 許	国家試験合格年月日 第 回 年 月 日			
	登録番号 都道府県 第 号・登録年月日 年 月 日			
免の 許 取 得 歴 (大学・短大・専門 学校等) その 他 の 学 校 歴	入 学 年 月	卒業年月	学 校 名 (学 部 ・ 学 科 ・ 専 攻)	
	年 月	年 月	コード番号(註2)	
	年 月	年 月		
	年 月	年 月		
技 師 職 歴	勤 務 年 月		勤 務 先 名	勤 務 先 所 在 地
	自 年 月	至 年 月		
	自 年 月	至 年 月		
	自 年 月	至 年 月		
	自 年 月	至 年 月		
関 連 免 許	免 許 名		登 録 番 号	登 録 年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日

註 1. ※は日本放射線技師会 ◎印は都道府県放射線技師会で記入します。

2. 技師学校コード番号は「入会申込書記載についての注意」4の技師学校分類に従って番号を記入してください。

(社)鹿児島県放射線技師会会員 個人DATA SHEET

下記の項目もれなく記入して下さい。

1. 氏名 _____ 2. フリガナ _____ 3. 性別 男・女
 4. 生年月日(例1960年01月01日) _____ 年 _____ 月 _____ 日 ☆処理コード _____
 5. 放射線技師会会員番号 _____ (↑記入せず)
 6. 自宅郵便番号 _____ - _____ 7. 自宅電話番号 _____ - _____ - _____ (市外局番を含む)
 8. 自宅住所(丁目, 番地, 号等は省略せずに正確に記入してください)

9. 勤務先名 _____ 10. 所属部署 _____ (放射線科, 中央放射線部等)
 11. 勤務先郵便番号 _____ - _____ 12. 勤務先電話番号 _____ - _____ - _____ (市外局番を含む)
 13. 勤務先住所(丁目, 番地, 号等は省略せずに正確に記入してください)

14. 会報の送付先(1. 勤務先/2. 自宅) _____ (01: 勤務先□ 02: 自宅□)

15. 技師学校卒業年月(例 1973.3) _____

16. 最初の勤務年月(例 1980.4) _____

17. 診療エックス線技師免許取得年月日(例 1980.5.15) _____

18. 診療エックス線技師免許番号 第 _____ 号

19. 診療放射線技師免許取得年月日(例 1980.5.15) _____

20. 診療放射線技師免許証番号 第 _____ 号

21. (社)日本放射線技師会入会年月(例 1980.10) _____

22. 現在所属の地方支部名(例 鹿児島市 大隅 国分・姶良 北薩 大島) _____

23. 最終卒業学校名 _____ ☆処理コード _____

24. 放射線関連免許・医療関連免許 (↑記入せず)

免許名 _____	登録番号 _____	登録月日 _____
免許名 _____	登録番号 _____	登録月日 _____
免許名 _____	登録番号 _____	登録月日 _____

下記の項目については知れる限りのことを記入願います。鹿児島県以外の技師会会員であった方はその地区の技師会での記録も記入して下さい。

25. 技師会役職名(会長, 副会長, 監事, 理事, 支部長等)と従事した年度を本部, 支部別に記入願います。(例 県技師会 監事 昭和40年度~昭和48年度)

26. 表彰記録(本部, 県, 支部, 表彰された年度, 表彰名, 対象の事業)
 (例 ○○放射線技師会 昭和63年度 功労賞 ○○周年記念誌発行)

(足りない場合は別紙に記入)

(社)日本放射線技師会並びに (社)鹿児島県放射線技師会 新入会手続きについて

新入会に関する事務手続きは下記ようになります。

1. 本人は (社)日本放射線技師会 **入会申し込み書** 1 通
診療放射線技師免許書 (写) 1 部
を下記の所へ提出して下さい。

現在は、<https://www.jart.or.jp/public/servlet/Index>
でWEB入力をお願いします。

2. 本人は下記 **会費 (1 年分)** を下記口座宛振り込んで下さい。
3. 会費の全額が納入された時 (社)日本放射線技師会へ入会申し込み書を送付します。
以上で両技師会会員となります。

記

◎会 費	新入会入会金 ((社)日本放射線技師会)	5,000 円
	(社)日本放射線技師会費	15,000 円
	(社)鹿児島県放射線技師会費	7,000 円
	九州地域学術大会負担金	1,000 円
	計	28,000 円

国家試験合格年度入会の方は、

新入会入会金 ((社)日本放射線技師会)	5,000 円
(社)鹿児島県放射線技師会費	7,000 円
九州地域学術大会負担金	1,000 円
計	13,000 円

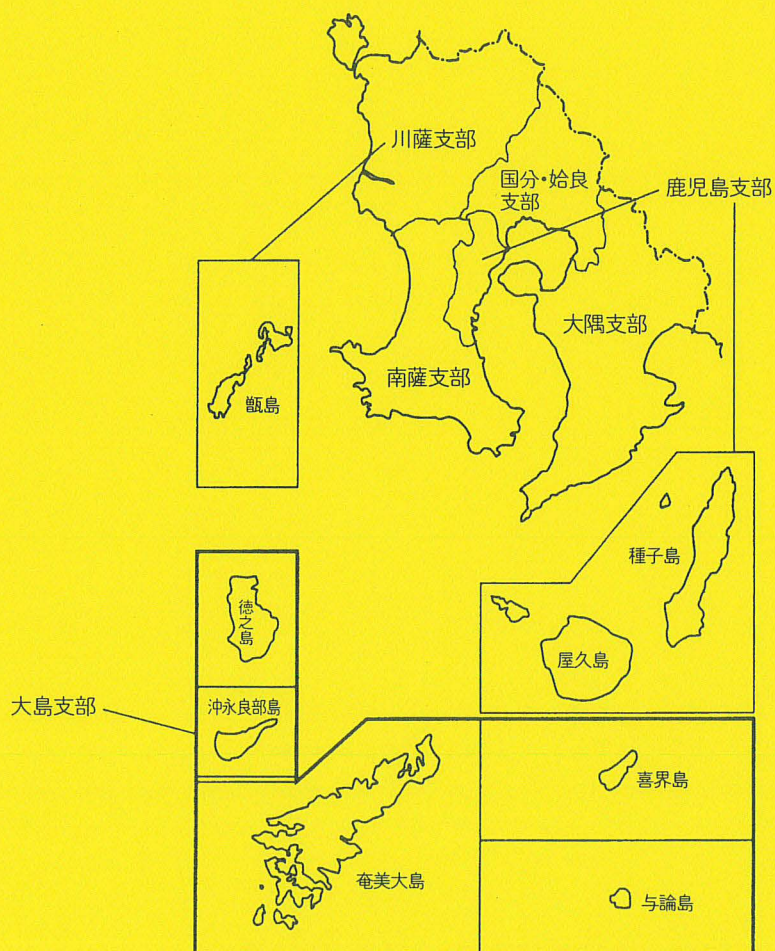
◎入会申込提出先 〒892-8580 鹿児島市加治屋町 20-17
鹿児島市立病院 中央放射線室
隈 浩司

◎振り込み先 (郵便振替払込) 口座番号 02030-3-12696
加入者名 鹿児島県放射線技師会

尚、不明な点は

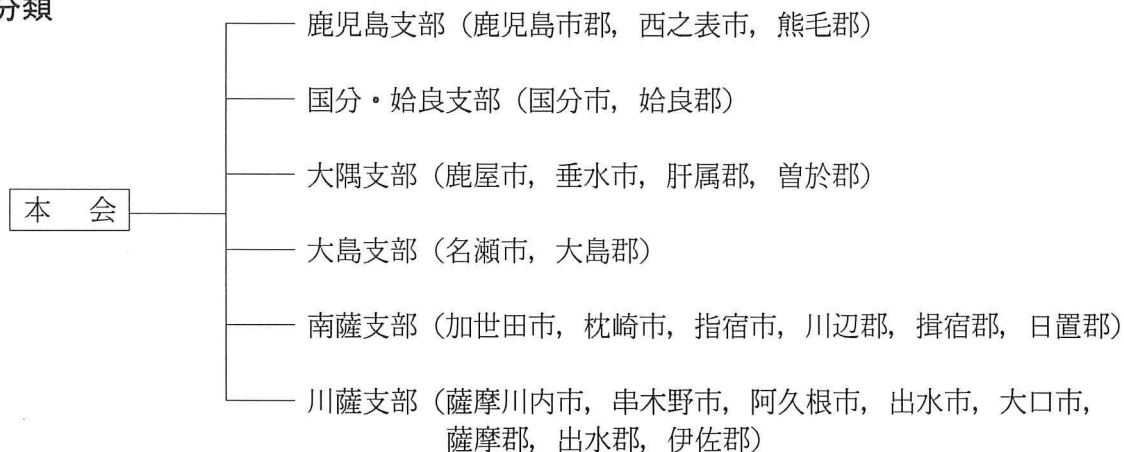
鹿児島市立病院 隈 浩司 (総務担当理事) TEL 099 (224) 2101(2610)
鹿児島市立病院 西元辰也 (財務担当理事) TEL 099 (224) 2101(2610)
へお問い合わせ下さい。

7. 連 絡 網



支部について

1. 支部分類



2. 支部長・連絡先

支部名	支部長	勤務先	電話番号
鹿児島	石山重行	鹿児島厚生連病院	099-252-2228
国分・姶良	平賀真雄	隼人町立医師会医療センター	0995-42-1171
大隅	島児末治	垂水市立医療センター垂水病院	0994-32-5211
大島	盛勝行	宮上病院	0997-82-0002
南薩	野中康博	菊野病院	0993-56-1135
川薩	下吉則孝	県立北薩病院	09952-2-8511

3. 緊急連絡方法

- ① 支部長は、連絡事項や支援要請等の緊急度に応じ迅速、且つ正確に行う。
- ② 支部長は、全ての会員に連絡が済み次第会長に報告する。

鹿児島市支部会連絡網 1

鹿児島県放射線技師会	
会 長 鮫 島 宗 俊	
鹿 児 島 市 立 病 院	099-224-2101

鹿児島市支部会	
支部長 石 山 重 行	
鹿 児 島 厚 生 連 病 院	099-252-2228

連絡係

北 部 第 1 地 区

本田 城二	鹿児島県民総合保健センター	099-220-2323
鹿児島通信病院	鹿児島通信病院	099-226-2480
099-226-2480	整形外科米盛病院	099-226-3232
	植村病院	099-220-1730
	有馬 春夫	(自) 099-220-2343
	下野 哲勇	(自) 099-229-0615
	黒岩 保雄	(自) 0993-25-4276

北 部 第 2 地 区

飯伏 順一	鹿児島市立病院	099-224-2101
今給黎総合病院	相良病院	099-224-1800
099-226-2211	済生会鹿児島病院	099-223-0101
	岩尾病院	099-225-3838
	小田原病院	099-223-7531

北 部 第 3 地 区

塩屋 弘行	今給黎総合病院	099-226-2211
八反丸病院	八反丸病院	099-222-3111
099-222-3111	三船病院	099-247-3016
	南風病院	099-226-9111
	吉田温泉病院	099-294-2161
	藤田 俊則	(自) 099-244-2601

北 部 第 4 地 区

坂元 成行	九州循環器病センター	099-223-1151
九州循環器病センター	中央病院	099-226-8181
099-223-1151	鹿児島市東部保健センター	099-224-1111
	厚地脳神経外科病院	099-226-1231
	厚地記念クリニック	099-226-8871

鹿児島市支部会連絡網 2

北 部 第 5 地 区

川畑 歳文
今村病院
099-226-2600

今村病院	099-226-2600
高田病院	099-226-4325
中江病院	099-224-3121
整形外科日高病院	099-223-3291

中 央 第 1 地 区

石山 重行
鹿児島厚生連病院
099-252-2228

鹿児島市保健所中央保健センター	099-258-2321
鹿児島市医師会病院	099-254-1125
今村病院分院	099-251-2221
厚地リハビリテーションセンター	099-252-5525
鴨池生協クリニック	099-252-1321
大勝病院	099-253-1122
小川 臣人	099-258-4696

中 央 第 2 地 区

石山 重行
鹿児島厚生連病院
099-252-2228

鹿児島厚生連病院	099-252-2228
鹿児島県厚生連健康管理センター	099-256-1137
鹿児島徳洲会病院	099-220-1110
豊島病院	099-253-0317
黒木外科胃腸科病院	099-256-2233
のぼり病院	099-256-1313
かねこクリニック	099-214-2800
大重 勝裕	099-265-0519

中 央 第 3 地 区

南 俊之
鹿児島厚生連病院
099-252-2228

パールランド病院	099-238-0301
林内科胃腸科病院	099-257-6969
新村病院	099-256-6200
米倉 誠耕	(自) 099-281-6958
竹井 忠男	(自) 099-250-7879
松村 康博	(自) 099-281-7589
石堂 昭彦	(自) 099-256-4351

鹿児島市支部会連絡網 3

南部第1地区

坂下周一郎
鹿児島大学医学部 歯学部附属病院
099-275-5664

鹿児島大学医学部歯学部附属病院	099-275-5664
河井脳外科病院	099-267-7700
整肢園	099-265-5077
労働衛生センター	099-267-1455
田之畑クリニック	099-267-3700
児玉整形外科	099-268-3001
村山 恵洋	(自) 099-255-4640
中村 純雄	(自) 099-253-1102

南部第2地区

末永 浩二
南風病院
099-226-9111

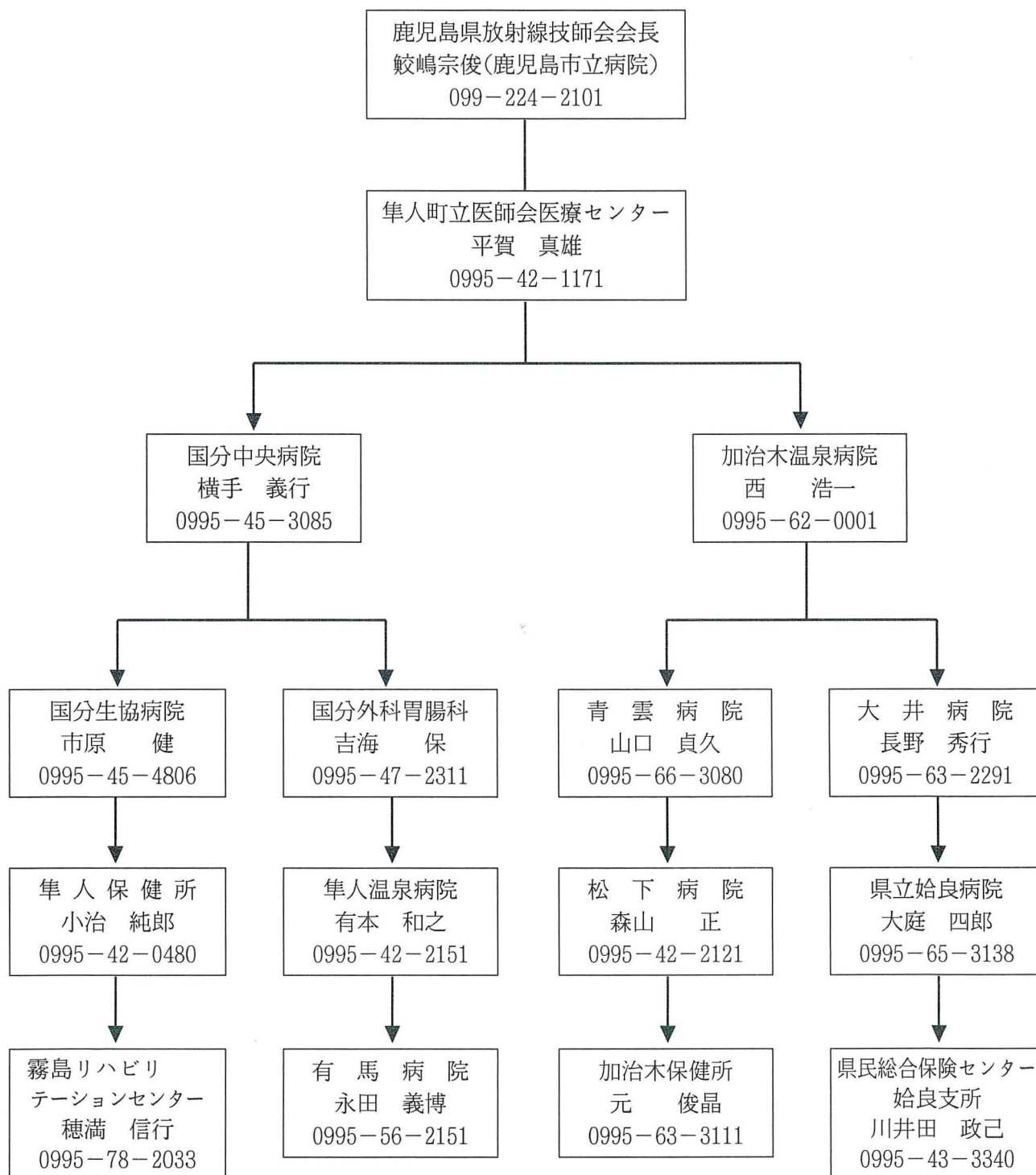
鹿児島生協病院	099-267-1455
鹿児島赤十字病院	099-261-2111
三宅病院	099-268-3512
岡田脳神経クリニック	099-263-5570
石堂 昭彦	099-256-4351
樋口 健太	携帯090-3190-3035

種子・屋久島地区

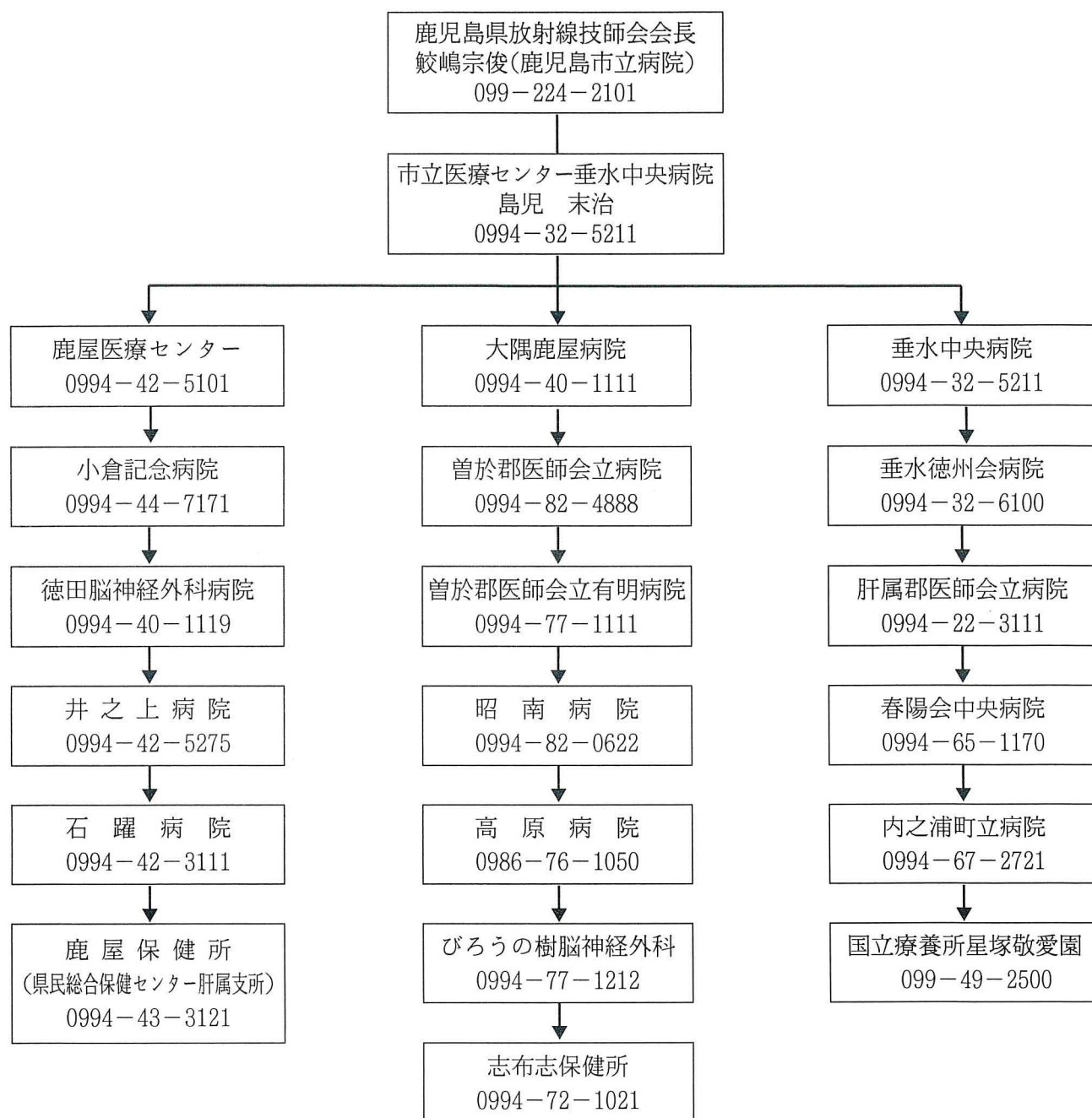
末永 浩二
南風病院
099-226-9111

南種子島町立病院	0997-26-1230
田上病院	0997-22-0960

国分・始良支部緊急連絡網



大隅支部緊急連絡網

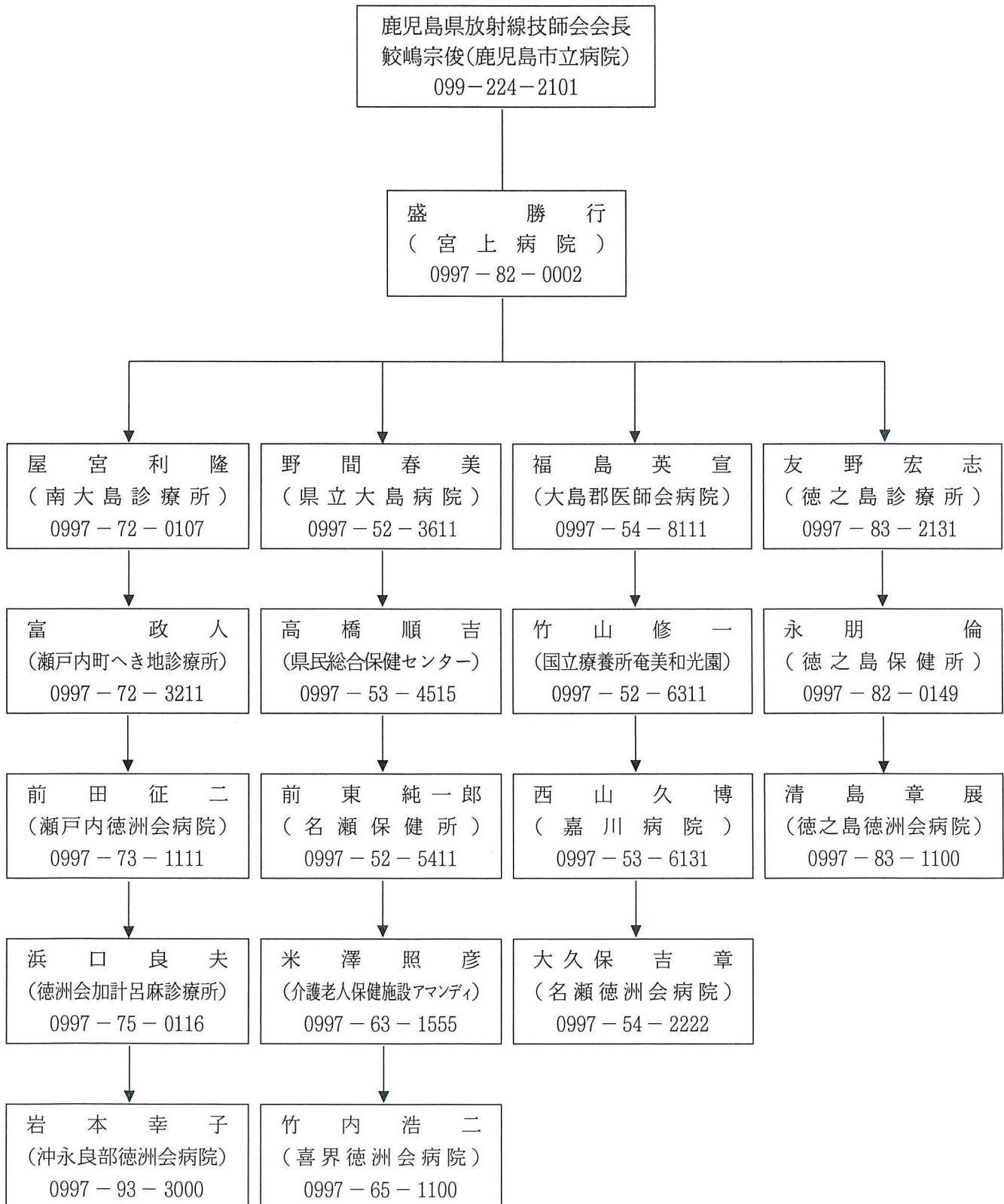


鹿児島県放射線技師会大隅支部 役員名簿

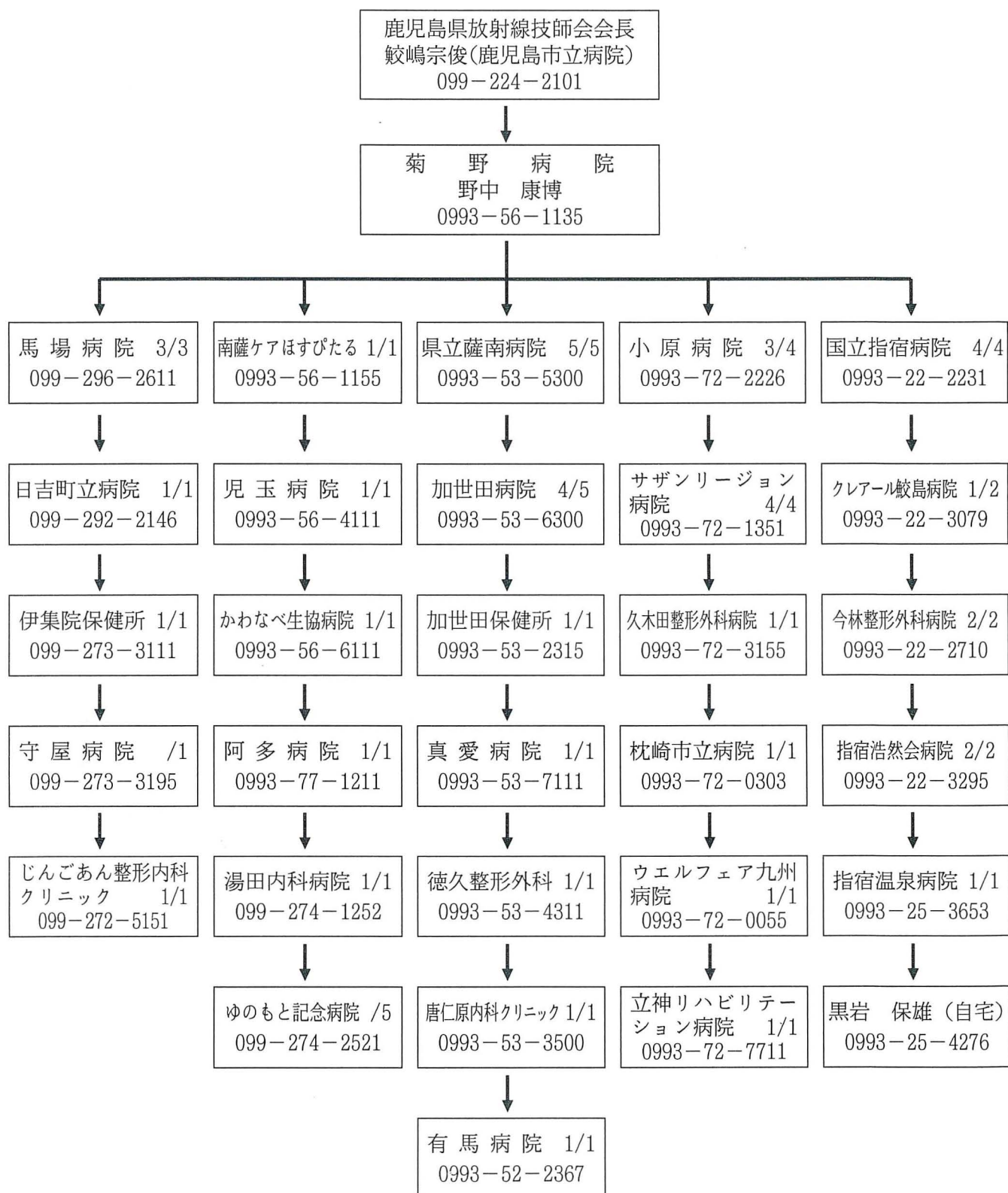
平成17年度

役 職	氏 名	郵便番号	勤 務 先	勤務先住所	電話番号
支 部 長	島児 末治	891-2124	市立医療センター垂水中央病院	垂水市錦江町 1-140	0994-32-5211
副支部長 総 務	村山 孝二	893-0015	大隅鹿屋病院	鹿屋市新川町 6081-1	0994-40-1111
学 術 幹 事	中山 龍一	893-0013	県民健康プラザ鹿屋医療センター	鹿屋市札元 1-8-8	0994-42-5101

大島支部緊急連絡網



南薩支部緊急連絡網



平成16年 8月現在
30施設 1個人
数字は技師数(登録数/技師数)

川薩支部申し合わせ事項(平成16年11月27日地区研修会にて)

<1> 支部長の任期を2期(4年)とし今後県立北薩病院, 川内市医師会立市民病院, 出水市立病院の3施設で持ち回りとして実施していく。

<2> 支部長はそれぞれの施設で責任をもって選任してもらう。尚任期中に移動等が行われた場合はその施設から選任し残りの期間につき支部長を引き継ぐ。

支部長

平成17年度～20年度	県立北薩病院
平成21年度～24年度	川内市医師会立市民病院
平成25年度～28年度	出水市立病院

川薩支部役員

<1> 支部長	下 吉 則 孝	県立北薩病院	09952-2-8511
<2> 副支部長	前 田 健一郎	川内市医師会立市民病院	0996-22-1111
<3> 総 務	山 本 文 憲	出水市立病院	0996-67-1611
<4> 会 計	久 永 健 司	県立北薩病院	09952-2-8511
<5> 学 術	設置しない		

連絡員

串木野地区(岡 野 三 男) 5施設6名

<1> 丸 田 病 院	1名 岡 野 三 男	0996-32-2263
<2> 医師会立脳外科センター	2名 灰床 利隆, 児玉 唯央	0996-32-9999
<3> 花牟礼病院	1名 堀 口 義 信	0996-32-3281
<4> 春田整形外科病院	1名 新 留 忍	0996-32-2200
<5> 南洲整形外科病院	1名 東 聡 司	0996-32-0051

薩摩川内地区(中 村 晋 輔) 7施設15名

〈1〉 医師会立市民病院	7 名	0996-22-1111	
谷 俊雄	長谷川注一郎	前田健一郎	中村 晋輔
秋葉 裕史	武宮 太	有村加奈子	
〈2〉 済生会川内病院	2 名	0996-23-5221	
村 野 和 久	児 玉 康 照		
〈3〉 若松記念病院	2 名	0996-23-3291	
岩 月 洋 孝	小 林 正 剛		
〈4〉 川薩保健所	1 名	宇 都 真 二	0996-23-3165
〈5〉 市比野記念病院	1 名	園 田 竜 二	0996-38-1200
〈6〉 上小鶴病院	1 名	黒石川 隆	0996-23-2227
〈7〉 上村 病 院	1 名	松 元 隆 志	0996-23-3185

出水地区(古 田 正 成) 6施設14名

<1> 県民総合保健センター	1名 吉 永 明 人	0996-62-7903
----------------	------------	--------------

〈2〉野田町立病院	1名	尾崎正二	0996-84-2023
〈3〉高尾野町立病院	1名	新屋健典	0996-82-0017
〈4〉吉井中央病院	2名	執印裕之, 野村英智	0996-62-3111
〈5〉出水市立病院	8名		0996-67-1611
山本文憲	古田正成	久野隆	溝下育男
中野孝二	元村重吉	平啓一郎	川口英樹
〈6〉平田整形外科クリニック	1名	石原勝	0996-62-8801

阿久根地区(城山和弘)

6施設13名

〈1〉東町診療所	1名	田中義朗	0996-86-0054
〈2〉医師会立阿久根市民病院	7名		0996-73-1331
城山和弘	内木場健一	塚元巳年	下田仁志
柏木大晋	高野亨一	吉田志麻	
〈3〉医師会立第二病院	1名	床波隆幸	0996-82-5900
〈4〉薩摩郡医師会病院	2名	中村若夫, 立石要	0996-53-0326
〈5〉県民総合保健センター	1名	東條継男	0996-53-2869
〈6〉宮之城病院	1名	九徳嘉八	0996-53-0180

大口地区(春口良久)

3施設9名

〈1〉県立北薩病院	5名		09952-2-8511
下吉則孝	久永健司	児玉公輝	
大園兼二	栄村仁史		
〈2〉寺田病院	3名		09952-2-1321
春口良久	佐藤利弘	永野喜之	
〈3〉大口保健所	1名	前田哲也	09952-2-1452

以上 28施設 57名

8. 会 員 名 簿 役 員 名 簿

凡 例

本名簿の作製にあたっては、

◎会員名はアイウエオ順に配列し、姓名、勤務先所在地、現住所ならびに
それぞれの郵便番号等を記載した。

◎集録は平成17年1月30日現在とした。

◎技師会名簿に添って作成した。

(勤務先、自宅等に間違い、変更がありましたら
事務所までお知らせ下さい。)

個人情報保護法について（個人情報の取り扱い）

日頃より会務に御協力頂きまして有難うございます。

平成17年4月から「個人情報保護法」が施行されるということで今回の記念誌における皆様の個人情報は、会員の情報交換や会員間の意思疎通を計る目的で利用させていただきます。

よって今回の発刊による個人情報の取り扱いについて各会員が十分理解していただき、また情報漏えいに対して厳重な注意が必要であることを認識していただきたく思います。また、事務局にしましても皆様の情報を厳重に管理してまいります。

以上、会員の皆様のご協力、ご理解をたまわりたく、宜しくお願い申し上げます。

今後とも皆様のご鞭撻をお願いいたします。

「個人情報保護法」には下記のように記述されています。

個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであり、個人情報を取り扱う者は、以下の原則にのっとり、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

- 利用目的による制限…個人情報は、その利用目的が明確にされるとともに、当該利用目的の達成に必要な範囲内で取り扱われること。
- 適正な方法による取得…個人情報は、適法かつ適正な方法によって取得されること。
- 内容の正確性の確保…個人情報は、その利用目的の達成に必要な範囲内において正確かつ最新の内容に保たれること。
- 安全保護措置の実施…個人情報は、適切な安全保護措置を講じた上で取り扱われること。
- 透明性の確保…個人情報の取扱いに関しては、本人が適切に関与し得るなどの必要な透明性が確保されること。

平成15年 4 月～ 役員名簿一覧

社団法人 鹿児島県放射線技師会

事務所住所 〒892-0861 鹿児島市東坂元四丁目28-11

電話番号 099 (248) 0028

F A X 099 (248) 0028

■ 理事・監事名簿

役職名	氏 名	郵便 番 号	勤務先／勤務先住所	電話番号／E-mailアドレス
会 長	鯨 嶋 宗 俊	892-8580	鹿児島市立病院 鹿児島市加治屋町20-17	099-224-2101 kaicyo@kagoshima-rt.com
副 会 長	大久保 光 男	890-8520	鹿児島大学病院 鹿児島市桜ヶ丘8-35-1	099-275-5664 fukukaicyo@kagoshima-rt.com
監 事	岡 田 淳 徳	890-0075	鹿児島大学病院 鹿児島市桜ヶ丘8-35-1	099-275-656 kanji@kagoshima-rt.com
監 事	梶 岩 雄	890-8520	鹿児島大学病院 鹿児島市桜ヶ丘8-35-1	099-275-5664 kanji@kagoshima-rt.com
理 事 総 務	隈 浩 司	892-8580	鹿児島市立病院 鹿児島市加治屋町20-17	099-224-2101 soumu@kagoshima-rt.com
理 事 財 務	西 元 辰 也	892-8580	鹿児島市立病院 鹿児島市加治屋町20-17	099-224-2101 zaimu@kagoshima-rt.com
理 学 事 術	小 林 保 浩	890-8520	鹿児島大学病院 鹿児島市桜ヶ丘8-35-1	099-275-5664 gakujutsu@kagoshima-rt.com
理 学 事 術	有 蘭 良 一	892-8512	(社)鹿児島共済会南風病院 鹿児島市長田町14-3	099-226-9111 iinkai@kagoshima-rt.com
理 学 事 術	新 村 栄 次	892-8502	今給黎総合病院 鹿児島市下竜尾町4-16	099-226-2211 gakujutsu@kagoshima-rt.com
理 事 広報編集	内 田 一 正	890-0064	鹿児島市医師会病院 鹿児島市鴨池新町7-1	099-254-1125 kouhou@kagoshima-rt.com
理 事 福利厚生	原 口 誠	890-0060	J A厚生連健康管理センター 鹿児島市与次郎1-13-1	099-256-1137 fukuri@kagoshima-rt.com

Homepage : <http://www.kagoshima-rt.com>

又は、最寄りの検索サイトより「鹿児島県放射線技師会」よりお入り下さい。

鹿児島県放射線技師会歴代会長名簿一覧

歴 代	氏 名	就 任 期 間
初代	中 島 藤 一 郎	昭和22年11月～昭和24年 3 月
2 代	湯 窪 一 雄	昭和24年 4 月～昭和28年 3 月
3 代	稲 葉 松 尾	昭和28年 4 月～昭和32年 3 月
4 代	税 所 篤 正	昭和32年 4 月～昭和38年 3 月
5 代	前 村 国 夫	昭和38年 4 月～昭和42年 3 月
6 代	湯 窪 一 雄	昭和42年 4 月～昭和48年 3 月
7 代	有 馬 春 男	昭和48年 4 月～昭和54年 3 月
8 代	下 野 哲 勇	昭和54年 4 月～昭和58年 3 月
9 代	福 屋 哲 夫	昭和58年 4 月～昭和60年 3 月
10代	黒 岩 保 雄	昭和60年 4 月～昭和62年 3 月
11代	米 倉 誠 耕	昭和62年 4 月～平成 3 年 3 月
12代	湯ノ口 武 司	平成 3 年 4 月～平成 7 年 3 月
13代	村 山 光 生	平成 7 年 4 月～平成11年 3 月
14代	岡 田 淳 徳	平成11年 4 月～平成15年 3 月
15代	鮫 嶋 宗 俊	平成15年 4 月～現在

役員名簿【平成元年度～平成8年度】

	平成元年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度
名誉会員	税所 篤正	税所 篤正	税所 篤正	税所 篤正	税所 篤正	税所 篤正	税所 篤正	税所 篤正
名誉会員	湯窪 一雄	湯窪 一雄	湯窪 一雄	湯窪 一雄	湯窪 一雄	湯窪 一雄	湯窪 一雄	湯窪 一雄
監 事	有馬 春男	有馬 春男	米倉 誠耕	米倉 誠耕	米倉 誠耕	米倉 誠耕	湯ノ口武司	湯ノ口武司
監 事	黒岩 保雄	黒岩 保雄	黒岩 保雄	黒岩 保雄	谷 俊雄	谷 俊雄	谷 俊雄	谷 俊雄
会 長	米倉 誠耕	米倉 誠耕	湯ノ口武司	湯ノ口武司	湯ノ口武司	湯ノ口武司	村山 光生	村山 光生
副会長	中村 純雄	中村 純雄	小川 臣人	小川 臣人	村山 光生	村山 光生	橋口 善治	橋口 善治
理 事	堀江 有記	堀江 有記	橋口 善治	橋口 善治	橋口 善治	橋口 善治	橋口 孝	橋口 孝
理 事	梶 岩男	梶 岩男	巽 次郎	巽 次郎	巽 次郎	巽 次郎	田中 一成	田中 一成
理 事	吉永 利彦	吉永 利彦	紫垣 誠哉	紫垣 誠哉	紫垣 誠哉	紫垣 誠哉	紫垣 誠哉	紫垣 誠哉
理 事	小川 臣人	小川 臣人	末永 浩一	末永 浩一	末永 浩一	末永 浩一	緒方 和男	緒方 和男
理 事	末永 浩一	末永 浩一	村山 光生	村山 光生	高野 修一	高野 修一	高野 修一	藤元 真一
理 事	富吉 司	富吉 司	河野 正人	河野 正人	河野 正人	河野 正人	河野 正人	河野 正人
理 事	湯ノ口武司	湯ノ口武司	池田 睦	池田 睦	池田 睦	池田 睦	池田 睦	池田 睦
理 事	鮫嶋 宗俊	鮫嶋 宗俊	室屋 純一	室屋 純一	室屋 純一	室屋 純一	室屋 純一	室屋 純一

役員名簿【平成9年度～平成16年度】

	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
名誉会員	税所 篤正	税所 篤正	税所 篤正	税所 篤正	税所 篤正	税所 篤正	税所 篤正	税所 篤正
名誉会員	湯窪 一雄	湯窪 一雄	湯窪 一雄	湯窪 一雄	湯窪 一雄	湯窪 一雄	湯窪 一雄	湯窪 一雄
監 事	湯ノ口武司	湯ノ口武司	村山 光生	村山 光生	山口 信夫	山口 信夫	岡田 淳徳	岡田 淳徳
監 事	谷 俊雄	谷 俊雄	谷 俊雄	谷 俊雄	梶 岩男	梶 岩男	梶 岩男	梶 岩男
会 長	村山 光生	村山 光生	岡田 淳徳	岡田 淳徳	岡田 淳徳	岡田 淳徳	鮫嶋 宗俊	鮫嶋 宗俊
副会長	河野 正人	河野 正人	福島 昇	福島 昇	福島 昇	福島 昇	大久保光男	大久保光男
理 事	橋口 孝	橋口 孝	末永 浩一	末永 浩一	末永 浩一	末永 浩一	隈 浩司	隈 浩司
理 事	橋口 善治	橋口 善治	石山 重行	石山 重行	石山 重行	石山 重行	小林 保浩	小林 保浩
理 事	紫垣 誠哉	紫垣 誠哉	土器屋 貴	土器屋 貴	有園 良一	有園 良一	有園 良一	有園 良一
理 事	西本 孝市	西本 孝市	西本 孝市	西本 孝市	西元 辰也	西元 辰也	西元 辰也	西元 辰也
理 事	緒方 和男	緒方 和男	藤橋 弘	藤橋 弘	藤橋 弘	藤橋 弘	新村 栄次	新村 栄次
理 事	藤元 真一	藤元 真一	松本 俊也	松本 俊也	松本 俊也	松本 俊也	内田 一正	内田 一正
理 事	池田 睦	池田 睦	高吉 宣良	高吉 宣良	高吉 宣良	高吉 宣良	高橋 順吉	高橋 順吉
理 事	室屋 純一	室屋 純一	斉藤 二郎	斉藤 二郎	斉藤 二郎	斉藤 二郎	原口 誠	原口 誠

9. (社)日本放射線技師会 定款及び諸規定

社団法人 日本放射線技師会定款

昭和26年 6 月13日制定
昭和28年 9 月11日改定
昭和29年 7 月 1 日改定
昭和34年 7 月10日改定
昭和36年 9 月26日改定
昭和44年 6 月21日改定
昭和47年 5 月27日改定
昭和55年 8 月28日改定
昭和63年 7 月15日改定

第1章 総 則

- 第1条 本会は、社団法人日本放射線技師会と称する。
- 第2条 本会は、主たる事務所を東京都中央区湊三丁目3番2号に置き、各都道府県に従たる事務所を置くことができる。
- 第3条 本会は、会員の職業倫理を高揚するとともに、診療放射線学及び診療放射線技術の向上発達並びに公衆衛生の向上を図り、もって国民保健の維持発展に寄与することを目的とする。
- 第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の各号に掲げる事業を行う。
- 1 会員の職業倫理の高揚
 - 2 診療放射線学及び診療放射線技術の向上発達
 - 3 診療放射線技術を医療科学技術として確立するとともに、診療放射線技師の生涯教育の実施
 - 4 診療放射線学に関する研究と啓蒙
 - 5 診療放射線学及び診療放射線技術に関する国際協力
 - 6 会員の福利及び相互扶助
 - 7 前各項の主旨を目標とした図書印刷物の刊行
 - 9 その他本会の目的達成に必要な事業

第2章 資産及び会計

- 第5条 本会の資産は、次の各号より成る。
- 1 寄 附 金
 - 2 会 費
 - 3 資産又は事業より生ずる収入
 - 4 その他の収入
- 第6条 本会の経費は、前条の諸収入をもって充てる。
- 第7条 本会の資産は、会長がこれを管理し、その方法は、総会の議決をもって定める。
- 第8条 資産のうち現金は、確実なる銀行若しくは信託会社郵便官署に預入れ若しくは信託し、又は確実な有価証券に換え保管するものとする。
- 2 会長は、総会の議決を経て不動産を買入れ又は処分することができる。
- 第9条 年度末に剰余金を生じたときは、総会の議決を経て、その全部若しくは一部を翌年度に繰越す

か又は積立てるものとする。

第10条 本会の毎年度の歳入歳出予算は、理事会の議決を経て総会の認定に付し、歳入歳出決算は年度終了後、すみやかにその年度末財産目録とともに監事の監査を経て、理事会の認定を得、総会の承認を求めるものとする。

第11条 本会は、その予算内の支出をなすため必要があるときは、一時借入金を行うことができる。ただし、この借入金は、その会計年度内の収入をもって償還するものに限る。

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第3章 会 員

第13条 診療放射線技師及び診療エックス線技師であって、本会の目的に賛同した者を会員とする。

第14条 本会の会員は、いずれかの都道府県放射線技師会に属するものとする。

第15条 本会に入会しようとする者は、入会申込用紙に所定の事項を記入し、所属都道府県放射線技師会を経て本会に提出し会長の承認をうけるものとする。

2 本会を退会しようとする場合も前項による。

第16条 本会の会員は、正会員及び名誉会員とする。

2 正会員は、第13条の資格を有し、かつ、前条第1項に規定する入会手続を完了した者とする。

3 名誉会員は、正会員の中で、本会の事業に顕著な功績のあった者につき、理事会の選考を経たうえ総会の承認を得た者とする。

4 正会員が名誉会員に推薦されることによって、正会員として享有した権利に制限をうけない。

5 名誉会員は、本会の重要会務について諮問に答える義務を負う。

第17条 会員は、職業倫理を尊重し、社会の尊敬と信頼を得ることに努めなければならない。

第18条 正会員は、本会所定の会費をその年度当初に納めるものとする。

第19条 本会会員が所属の都道府県放射線技師会会員としての資格を失ったときは、同時に本会会員としての資格を失うものとする。

第20条 会員が次の各号の一に該当した場合は、理事会の議決を経て除名することができる。

1 会員としての名誉又は本会の名誉を毀損したとき

2 本会の目的に違反し又は秩序を乱したとき

第21条 正会員が当該年度内に会費を納めないときは、退会したものとみなす。会費納入期日などに関しては内規をもって定める。

2 前項により退会したとみなされた者であっても、6ヵ月以内にその未納会費を納めることによって、その資格を回復することができる。

第22条 会員は、既納の会費を、その理由のいかんを問わず返還を要求することができない。

第4章 役員及び職員

第23条 本会に次の役員を置く。

会 長 1 名

副 会 長 2 名

常務理事 15名以内

理 事 若干名

監 事 2 名

第24条 会長、副会長ならびに監事は、総会において会員の中から選挙し、会長、副会長は理事とする。

ただし、監事は理事を兼ねることはできない。

第25条 理事は、別に定める各地域より選出されたものにつき会長が委嘱する。

2 前項に定めるもののほか、会長は、本会の運営上必要と認めたときは、15名以内の理事を置くことができる。

3 常務理事は、理事の互選によって定める。

第26条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 理事以外の役員に欠員を生じたときは、補欠選挙を行う。

3 補欠選挙によって就任した役員の任期は、前任者の残存期間とする。

4 役員は、任期満了後でも、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

第27条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

2 副会長は会長を補佐し会長に事故あるときは、理事会の定める順位に従いその職務を代行する。

3 常務理事は、常務を処理し、会長及び副会長ともに事故あるときは、理事会の定める順位に従いその職務を代行する。

第28条 理事は、理事会を組織し、本定款に定める会務を処理するとともに本会の目的を遂行する方針を決定し、かつ、その事業の執行を図る。

2 前項に定める会務を処理するため、幹事若干名を置くことができる。

第29条 監事は、理事の業務執行及び資産状況の監査その他法令に定めた職務を行う。

第30条 本会に顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

3 顧問は、重要な会務について会長の諮問に答える。

第31条 本会に事務局を設け事務局長1名及び職員若干名を置く。

2 事務局長及び職員は理事会にはかり会長が任免し、会務に従事する。その服務に関しては別に定める。

第5章 会 議

第32条 会議は、総会、理事会、常務理事会の3種とする。

第33条 総会は、これを定期総会及び臨時総会の2種に分ける。

2 定期総会は、毎年年度当初にこれを開催し、臨時総会は、随時必要なときこれを開催する。

第34条 理事会は、これを定例理事会及び臨時理事会の2種に分ける。

2 定例理事会は、毎年3回開催し、臨時理事会は、随時必要なときにこれを開催する。

第35条 会議は、会長これを招集し、その議長は会議構成員中より選挙する。

2 その会議を構成する会員若しくは役員の3分の1以上又は監事から連名をもって会議の目的事項を示して会議開催の請求があったときは、会長はその会議を招集しなければならない。

3 会議の招集にあたっては、開催15日前までに会議の目的事項、日時、場所を通知しなければならない。

第36条 会議は、その会員、理事又は常務理事の過半数の出席がなければこれを開会することができない。

2 やむを得ない理由のため会議に出席できない会員又は役員は、あらかじめ通知された事項についてのみ書面をもって表決をし又は代理人に委任することができる。この場合は出席したものとみなす。

第37条 会議の議事は、出席会員又は役員の過半数の同意をもってこれを決定し、可否同数のときは、

議長がこれを決定する。

第38条 総会には、この定款に規定してあるもののほか、次の事項を付議する。

- 1 事業計画の承認
- 2 財産の処分
- 3 定款の変更ならびに解散
- 4 その他会長が付議する事項

第39条 総会は、代議員をもって代行することができる。代議員の選出比率は、総会の議決をもって別に定める。

第40条 監事及び名誉会員は、理事会に出席して意見を述べることができる。

第41条 理事会には、この定款に規程してあるもののほか、次の事項を付議する。ただし、臨時急を要する場合は、この限りではない。この場合は、次の理事会においてその承認を得なければならない。

- 1 事業計画の決定
- 2 本定款を施行するに必要な諸規則の制定ならびに改廃
- 3 借入金
- 4 その他会長が付議する事項

第42条 常務理事会は、常務理事をもって構成し、次の事項を付議する。

- 1 総会の招集及びこれに提案すべき事項
- 2 理事会の招集及びこれに提案すべき事項
- 3 会務運営に関する重要事項

第43条 監事は、常務理事会に出席して意見を述べることができる。

第44条 会長は、必要と認めるときは、委員会を設置することができる。

第6章 定款の変更ならびに解散

第45条 本定款は、会員3分の2以上出席した総会でその3分の2以上の同意を得、なお厚生大臣の認可を得なければ、これを変更することができない。

第46条 やむを得ない事由のあるときは、会員4分の3以上の同意を得、なお、厚生大臣の許可を得て、本会を解散することができる。

第47条 本会を解散したときの残余財産は、総会の議決を経、なお厚生大臣の許可を受けて、これを処分するものとする。

附 則

昭和36年9月26日現在において代議員の職にある者は、同日付をもって主務官庁の変更認可を受けた。

第39条の規定にかかわらず昭和37年2月25日迄はその職務を行うものとする。

附 則

- 1 この定款は、昭和47年5月27日より施行する。
- 2 昭和47年度の会計年度については改正後の第12条の規定にかかわらず、昭和47年1月1日から昭和48年3月31日までとする。
- 3 この定款の施行の際、現に役員である者の任期については、改正後の第26条第1項

の規定にかかわらず，昭和49年3月31日までとする。

附 則

- 1 この定款は，昭和55年8月28日より施行する。

附 則

- 1 この定款は，昭和63年7月15日より施行する。

社団法人 日本放射線技師会諸規程

総会議事規程

昭和36年 6 月11日制定

昭和46年 1 月14日改定

第1章 総 則

- 第1条 この規程は、定款第33条に基づいて定められ、総会を民主的、かつ、能率的に運営することを目的とする。
- 第2条 会員の議席は、都道府県別に定める。
- 第3条 会員は、この規程に基づいて、動議を提出する権利及び討論質疑の自由を保障される。ただし、定款に定めてあるものは、それによる。
- 第4条 会員は、議長の統制に服し、その許可を得て発言する。
- 2 会員は、会議の開会時刻を守るとともに閉会以前に退席しようとするときは、議長の許可を要する。
- 第5条 議案は、原則として1件ずつ審議される。
- 第6条 議事は、原則として公開される。

第2章 召 集

- 第7条 定款第33条第2項に基づき、総会を召集しようとするときは、会長は、その30日前までに、代議員数、開会の日時、議案、その他必要な事項を各都道府県放射線技師会長に通知し、代議員章及び資料を送付する。ただし、緊急を要するときは、この限りではない。
- 第8条 総会通知を受理した都道府県放射線技師会長は、すみやかに代議員を決定し、遅くとも総会前日まで代議員氏名を本会宛に報告しなければならない。

第3章 資格審査委員会

- 第9条 総会は、会員の資格を審査するため、資格審査委員会を設ける。
- 第10条 資格審査委員会は、総会構成員中より、各地域ごとに1名及び本会役員中より3名を選出して構成する。
- 第11条 資格審査委員会は、互選によって委員長を置く。ただし、本会役員は委員長になれない。
- 2 資格審査委員会は、審査の結果を総会に報告する。
- 第12条 資格審査の方法は、資格審査委員会で定める。

第4章 総会運営委員会

- 第13条 総会は、民主的、かつ、能率的に運営するために、総会運営委員会を設ける。
- 第14条 総会運営委員会は、各地域ごとに1名を選出して構成する。
- 第15条 総会運営委員会は、互選によって委員長を選出する。
- 2 総会運営委員長は、運営委員会の審査の結果を総会に報告する。
- 第16条 総会運営委員会は、総会の付託に基づいて次の事項を審議し、その結果を総会にはかり承認を得たうえで実施する。
- 1 議長団の選出手続き

- 2 議場混乱のときの収拾
- 3 その他総会運営についての必要事項

第5章 議長及び職員

- 第17条 総会は、議事運営のため議長3名以内、書記若干名、採決係若干名、会場整理係若干名の職員を置く。
- 2 職員は、総会の承認を得て議長が指名し、必要に応じて、総会構成員以外の会員又は非会員中より選ぶことができる。
- 第18条 議長は、会議を統括して議場の秩序を保持しかつ、議事の整理を行う。
- 第19条 書記は、議長と各種委員会の指示によって、総会事務を処理する。
- 第20条 採決係は、採決の結果を集計する。
- 第21条 会場整理係は、場内外の整理にあたる。

第6章 議 事

- 第22条 発言ないし動議は、上程されている議題に関係し、議事規程にかなっていないなければならない。
- 2 動議の提案がなされたときは、議長は、会議にはかり、その採否を決めなければならない。
- 第23条 前条の定めにかなっていない発言ないし動議を、議長は、拒否することができる。
- 2 この議長の措置に対し不満の者は総会運営委員会を経て、異議を申し立てることができる。ただし、この申し立ては、10名以上の支持者を必要とする。

第7章 採 決

- 第24条 議長は、採決しようとする議案の内容と採決の方法を明瞭に会議に告げ、その確認を得た上で採決に入ることを宣言する。
- 第25条 採決宣言後は、その採決の完了まで、緊急事態の発生を除いては、会員の発言をいっさい認めない。
- 第26条 採決の方法は、挙手、起立、記名及び無記名投票の4種とし、議長は、その選用しようとする方法を会議にはかって採決する。ただし採決の方法は挙手による。
- 第27条 採決の順序は、原則として原議案に対する否決再修正、修正、賛成の順序で行う。
- 第28条 会員は、すでに行なわれた表決の更正を求めることはできない。

附 則

- 1 この規程に定めのない事項は、そのつど、必要に応じて総会で定め、その総会のみ効力をもつ。
- 2 この規程に会員とあるのは、代議員と読みかえることができる。
- 3 この規程は、昭和36年6月11日より施行する。

附 則

- 1 この規程は昭和46年1月14日より施行する。

*

*

*

役員選挙規程

昭和36年 6 月11日制定

昭和37年 5 月27日改定

昭和46年 1 月14日改定

昭和50年11月 9 日改定

平成 2 年12月 9 日改定

第 1 章 総 則

第 1 条 役員の選出は、定款第24条に基づき、この規程によって行なう。

第 2 章 選挙管理委員会

第 2 条 役員を選出するために、理事会の承認を得て、選挙管理委員会を設ける。

第 3 条 1 選挙管理委員会は、各地域ごとに 1 名の委員を選出して構成し、委員長は互選とする。

2 ただし役員および、その選挙の候補者は、選挙管理委員になれない。

第 4 条 選挙管理委員会は、次の業務を行なう。

1 選挙の告示

2 役員の候補者届の受理、資格審査、候補者氏名の公示

3 投票および開票の管理と当選の確認

4 総会に選挙の結果を報告

5 その他選挙管理に必要な事項

第 5 条 選挙管理委員の任期は 2 年とする。

第 3 章 役員の選挙

第 6 条 会長、副会長、監事に立候補しようとする者又は、推薦しようとする者は都道府県放射線技師会の承認若しくは、推薦を得て選挙管理委員会に届け出る。ただし、推薦届の場合には本人の同意を必要とする。

第 7 条 定款第25条第 1 項に定める理事の選出にあたっては、各地域ごとに当該地域の代議員によってそれぞれ行うものとし、選出された理事は、当該各都道府県の会長を兼ねなければならないものとする。

第 8 条 立候補、推薦候補の届出締切は総会前 3 ヶ月とする。

第 9 条 選挙は立候補届のあった者について、総会における代議員の無記名投票により行ない会長は、単記、副会長および監事については、連記制とする。

第10条 投票は次の順序によって行なう。

1 会 長

2 副会長

3 監 事

第11条 当選者は、それぞれ有効投票数を得た者から高点順に定める。ただし会長については投票総数の過半数を得なければならない。

2 得票数が前項の数に達しないときは、次点者を加えた決軟投票を行なう。

第4章 無投票当選

第12条 各選挙を通じ締切期日を経過するも、候補者が役員定数を超えないとき、または、超えなくなったときは、無投票で当選者を定めることができる。ただし、この場合は会長のみ信任投票を行なう。

第5章 選挙権及び被選挙権

第13条 選挙権および被選挙権は、会費を完納している者に限る。

附 則

- 1 この規程の改廃は、理事会の決定を経なければならない。
- 2 この規程は昭和50年11月9日より施行する。
- 3 昭和51年度に限り第8条の3ヶ月を2ヶ月とする。
- 4 この規程は平成3年4月1日より施行する。

役員選出地域設置規程

昭和36年6月11日制定

昭和40年2月5日改定

昭和46年1月14日改定

昭和47年8月23日改定

昭和52年6月10日改定

第1条 この規程は、定款第25条第1項に規程する地域選出理事の選出に適用する。

第2条 前条の規程に基づいて、理事の選出地域を別記のとおり定める。

第3条 この規程の改廃は、理事会の決定を経なければならない。

附 則

- 1 この規程は、昭和47年8月23日より施行する。

別 記

地 域	定員
北海道	1名
東北（新潟を含む）	2名
関東（山梨・長野を含む）	3名
東海北陸	2名
近 畿	2名
中・四国	2名
九 州	2名

代議員選出規程

昭和37年2月24日制定

昭和46年1月14日改定

昭和52年6月10日改定

昭和56年5月31日改定

第1条 定款第39条に基づいて、代議員の選出を次のごとく定める。

第2条 代議員は、比例代表制により、都道府県放射線技師会単位に選出する。ただし、定期総会においては12月31日、臨時総会においては前年度会費完納者数をもって基礎とする。

第3条 代議員の選出比率は、会員150名まで2名、151名以上150名を増すごとに1名、ただし150名以下の端数については90捨91入とする。

第4条 代議員のうち1名は、原則として会長とする。ただし、代議員と理事及び監事は、兼ねることができない。

第5条 代議員の総会出席旅費の一部は、本会負担とする。

第6条 この規程は、総会の決議を必要とする。

附 則

1 この規程は、昭和56年6月1日より施行する。

組織運営規程

平成6年7月16日制定

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、社団法人日本放射線技師会（以下本会という）定款に基づいて定めるもので、この法人の目的を合理性を以て、かつ確実に達成するために設置する。

第2章 会 長

(会長候補の資格)

第2条 本会定款第24条および役員選挙規程による会長候補者は、本会の目的に沿った理念をもち、その施策を進めるにあたって、会員および役員を適正に導くことができる人格・品性および指導力を兼ね備え、会員の尊敬を得るとともに、社会の信頼を得るに足りる者でなければならない。

(義務および責任)

第3条 会長の言動は、本会の綱領及び定款の精神に一致していなければならない。

2 会長は、本会の目的達成に努めるとともに、本会の名声を高め、会および診療放射線技師の職業発展に努力する責を負う。

(職 務)

第4条 会長の職務は、定款および諸規程に別に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 定款に定める会議のうち、理事会および常務理事会の議長を務める。
- (2) 全国放射線技師総合学術大会の大会長を務める。
- (3) 本会教育センターのセンター長を務める。

- (4) 本会が付与する資格の授与,あるいは認定を行う。

第3章 副会長

(副会長候補の資格)

第5条 定款第24条および役員選挙規程による副会長候補者は、本会の目的に沿った施策を進めるにあたっての問題の把握能力および、それへの対処能力が抜群であるとともに、本会の役員としての豊富な経験を有する者であることが望ましい。

(義務および責任)

第6条 副会長は、会長事故あるときの代行者として最高の地位にある。よって副会長は会長と同等の責務を負う。

(職務)

第7条 副会長の職務は、定款に別に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 理事会および常務理事会の議事録署名人を務める。
- (2) 本会の常務の統括をする。

(職務代行順位)

第8条 定款第27条第2項に定める会長の職務代行順位は、副会長経験の年功順位とする。

第4章 常務理事

(常務理事の資格)

第9条 定款第25条第3項により選出される常務理事は、本会の目的とその達成のための方針を十分に理解し、諸事業の企画およびその完遂能力を有するとともに、文書・弁論によるコミュニケーション能力に秀で、通常の秘書能力を備えている者であることが望ましい。

(職務および責任)

第10条 定款第27条第3項に定める常務の範囲ならびに担当は次のとおりとする。

- (1) 情報担当常務理事は、定期刊行物の発行および調査・広報に関する常務を行う。
 - (2) 学術・教育担当常務理事は、生涯教育の企画・実施および学術活動に関する常務を行う。
 - (3) 国際担当常務理事は、定款の目的に定める国際協力に関する常務を行う。
 - (4) 会計担当常務理事は、会計事務取扱規程第5条の定めに基づく常務を行う。
- 2 常務理事は、前項の常務のほか、会長あるいは理事会の任による職務を行う。
 - 3 常務理事は、前2項の職務を完遂する責を負う。

(職務代行順位)

第11条 定款第27条第3項に定める職務代行順位は、常務理事経験の年功順位とする。

第5章 地域選出理事

(地域理事候補の資格)

第12条 役員選挙規程第7条により選出される地域選出理事候補者は、本会の目的を十分に理解し、諸事業の完遂能力を有するとともに、地域の把握能力、文書・弁論による情報伝達能力に秀でた者であることが望ましい。

- 2 地域理事は、十分な指導的立場の経験が必要であることから、都道府県放射線技師会の会長を少なくとも2年以上経験した者が望ましい。

(義務と責任)

第13条 地域選出理事は当該地域を代表すると同時に、本会会長の代弁者たる責任を有している。ためにその言動は、本会の定款及び諸規程の定め、ならびに総会及び理事会の議決に適っていなければならない。

2 地域選出理事は、次条の職務を完遂する責を負う。

(職 務)

第14条 地域選出理事は、定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 地域所属の都道府県放射線技師会会長会議を年1回以上開催する。
- (2) 地域の学術大会あるいは研修会を主催する。
- (3) 地域所属の都道府県放射線技師会への諸情報の提供。
- (4) 地域会員のコミュニケーションと融和を図る。
- (5) その他、本会の目的達成のための会員の協力体制確立に必要なこと。

2 前項の職務のほか、会長あるいは理事会の任による職務を行う。

(現職会長との兼務)

第15条 地域選出理事が都道府県放射線技師会の会長を退いたときは、役員選挙規程第7条の規程により、本会理事を退任しなければならない。

第6章 事 務 局

(機 能)

第16条 定款第31条に定める事務局は、本会の運営及び事業執行にともなう諸事務を司る。

2 定款及び諸規程に規定される書類・諸帳簿等の備付あるいは保管については、事務局においてこれを行う。

(事務局長)

第17条 定款第31条に定める事務局長は、会長の総理及び関係役員の指示のもとに、諸事務を統括する。

第7章 委 員 会

(設 置)

第18条 会長が定款第44条に基づいて委員会を設置するときは、次の要件をもって設置する。ただし、本会諸規程に別に定める委員会については、この限りでない。

- (1) 諮問内容、委託内容等、委員会設置目的の具体的な明示。
- (2) 委員長及び委員の委嘱。
- (3) 設置期間の設定。

(責 務)

第19条 委員会は会長の諮問あるいは委託に対し、審議、調査、研究、企画、立案、制作、実施等、その委員会の目的に応じた活動をするとともに、その完遂の責を負う。

2 委員会はその活動による成果・結果を、委員会設置期間内に答申書、報告書等文書とともに会長に報告する義務を負う。

(権利の帰属)

第20条 委員会の活動により得られた成果の著作権、特許権、及び成果により生ずる利益等、すべての権利は本会に帰属するものであり、委員個人の権利は否定する。

第8章 都道府県放射線技師会

(総 則)

第21条 都道府県放射線技師会が、公益法人として講じる地域住民の保健維持向上のための自由な活動は保証され、本会の方針によりこれを妨げられることはない。

- 2 都道府県放射線技師会は、本会定款第3条及び第4条に定める目的達成及び事業の完遂に協力しなければならない。

(会長の責任と義務)

第22条 都道府県放射線技師会会長は、本会の綱領・定款および諸規程をよく理解し、それを都道府県放射線技師会の施策に反映するとともに、会員への情報伝達を徹底するなどして、会員の利益の擁護と向上を図る責を負う。

- 2 都道府県放射線技師会会長は、本会総会の議決事項および全国会長会議での申し合わせ事項等に反する言動あるいは施策を講じてはならない。

(従たる事務所および業務)

第23条 都道府県放射線技師会の事務所に、本会定款第2条に定める本会の従たる事務所を置く。

- 2 従たる事務所は、次の業務を行う。
 - (1) 入会の受け付けおよび会員の庶務事項にかかわること。
 - (2) 定款第18条に定める会費の徴収事務。
 - (3) その他、総会、理事会の議決により生じる諸事務。

附 則

- 1 本規程の改廃は、理事会の議決によって行う。
- 2 委員会規程（昭和59年4月23日制定）は、本規程の施行の日をもって廃止し、本規程の細則とする。
- 3 本規程は、平成6年7月16日に設置し、その日から施行する。

会費納入規程

昭和38年6月23日制定
昭和44年11月8日改定
昭和46年1月14日改定
昭和47年8月23日改定
昭和53年4月24日改定
昭和54年4月9日改定
昭和55年5月31日改定
昭和56年6月1日改定
昭和58年5月29日改定
平成7年5月20日改定

第1条 この規程は、会費、日本放射線技師会雑誌および JART 情報 Network Nowの購読料の納入について必要事項を定めるものとする。

第2条 定款第18条に定める会費は、技師会費ならびに日本放射線技師会雑誌および JART 情報 Network Nowの購読料の総称をいう。

第3条 前条の会費は、年額15,000円とする。

2 新人会員の初年度会費は20,000円、再入会員の初年度会費は35,000円とし、入会時に納入するものとする。

第4条 会費は、各都道府県技師会を経由して当該年度の当初に納入するものとする。

第5条 定款第21条の会費納入期限は、当該年度の9月30日とする。

第6条 この規程の改廃は理事会にはかり総会の承認を得るものとする。

附 則

1 この規程は、平成7年5月20日改定し、適用は平成8年4月1日とする。

会費免除に関する規程

昭和33年4月1日制定

昭和46年1月14日改定

昭和52年3月13日改定

平成7年3月24日改定

（長期療養者の免除）

第1条 本会会員で療養のため1ヵ年以離職した者は、本規程の定めるところにより、会費免除の取扱いを受けることができる。

第2条 前条の規程に基づき、会費免除の取扱いを受けようとするものは、会費免除申請書（第1号様式）に、1ヵ年以上療養のため離職したことを証明する医師の証明書を添え、都道府県放射線技師会長を経由して、本会に申請するものとする。

第3条 本規程に基づく会費の免除は、昭和33年度以降のものに適用する。

第4条 本規程による会費の免除は、2ヵ年を超えないものとする。

（教育センター設立特別寄付者免除）

第5条 本会の会員で、教育センター設立寄付をおこない資格を得たものは、定款第18条の会費を免除する。

第6条 前条の資格は昭和53年3月31日までに10万円以上の寄付を完了し満55才に達した年度から適用する。

第7条 本規程第5条に基づく会費の免除は定款第14条の資格を有するかぎり終身とする。

（その他の免除）

第8条 本会会員は、本規程に別に定めるものの他、理事会の議決により、会費免除の取扱いを受けることができる。

第9条 前条による会費免除の申請については第2条の規定を準用する。

附 則

1 この規程は、昭和46年1月14日より施行する。

2 この規程は、昭和52年4月1日より施行する。

3 この規程は、平成7年4月1日より施行する。

(第一号様式)

失費免除申請書

住 所

会員番号

氏 名

年 月 日生

私は会費を免除されたく医師の証明書を添え会長連署のうえ申請いたします。

平成 年 月 日

氏 名 印

上記申請が事実と相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

都道府県放射線技師会長

氏 名 印

日本放射線技師会長

殿

日放技発 第 号

平成 年 月 日

都道府県放射線技師会長

殿

社団法人 日本放射線技師会

会長

会費免除について（承認）

平成 年 月 日付申請のありました下記のものに対する標記のことについて審議の結果承認いたします。

但し、平成 年度会費とします。

記

会員番号

会員氏名

生年月日

表 彰 規 程

昭和38年 6 月23日制定

昭和46年 1 月14日改定

昭和47年 8 月23日改定

昭和54年 7 月10日改定

昭和57年 6 月 1 日改定

昭和62年 5 月30日改定

平成 5 年10月 1 日改定

通 則

第1条 日本放射線技師会会員に対する会長の表彰に関しては、別に定めるものを除き、この規程の定めるところによる。

表 彰 の 対 象

第2条 会長は、次の各号の1に該当する会員を表彰する。

(功労表彰)

- 1 本会の発展に関し、功績が抜群である者又は顕著な貢献があった者。
- 2 保健医療に関する研究、発明、発見および考案を行った者。
- 3 きわめて困難な勤務条件の下で職務に献身精励し顕著な功績があった者。
- 4 特に他の模範となる善行があった者。

(永年勤続表彰)

- 5 30年以上放射線業務に従事した者で本会に入会後引続き10年以上技師会費を完納した者。
- 6 前号の表彰を受けた者で放射線業務に50年以上従事した者。

表 彰 の 審 査

第3条 表彰の審査は、会長が委嘱する委員の選考によりその答申を得て行うものとする。

- 2 前項の審査委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

表 彰 者 の 推 せ ん 及 び 基 準 等

第4条 都道府県放射線技師会長は、所属の会員で第2条に該当者として推せんする場合は、次の各号に該当する者でなければならない。

- 1 同条第1号の該当者にあつては、社団法人日本放射線技師会の役員として在任期間が5年以上の者であること。
- 2 本会定款第20条各号に該当しない者であること。
- 2 第2条各号該当者のうち第1号、第3号及び第4号については、功績調書を、同第2号については、業績論文をそれぞれ提出すること。
- 3 会長が特に必要とする表彰にあつては別途会長が推せんする。

表 彰 の 時 期

第5条 表彰は、毎年年次総会において行うものとする。ただし、特に必要があるときは、臨時に行うことができる。

- 2 第2条第2号、第5号及び第6号に該当する表彰については、学術大会において行うことができる。

表彰の方法

第6条 表彰は、表彰状を授与して行うものとする。

- 2 前項の表彰状には、副賞を添えるものとする。
- 3 特に功労のあった者については細江基金から副賞として細江賞を授与することができる。

実施細則

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が理事会にはかりこれを定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和62年5月30日より施行する。
- 2 この規程は、平成5年10月1日より施行する。

会計事務取扱規程

昭和56年2月1日制定

昭和58年3月19日改定

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、社団法人日本放射線技師会（以下「本会」という。）の財務及び会計の取扱（以下「会計」という。）に関する基準を定め、その財政状態を明らかにし、もって事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(総 則)

第2条 本会の会計に関し、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会計原則)

第3条 本会の会計は、正確な報告を提供するとともにすべての取引について、正規の簿記の原則に従って正確な会計帳簿を作成するものとする。

(会計の総括)

第4条 本会の会計は、会長が総括するものとする。

(会計理事)

第5条 会長は、会計を担当する理事（以下「会計理事」という。）を任命するものとする。

- 2 会計理事は会計責任者とする。

- 3 会計責任者は、会計の出納に関し、その一部について補助者を命じ、行わさせることができる。

(年度区分の取扱)

第6条 本会の会計における資産、負債及び基本金の増減異動ならびに収益及び費用の所属する事業年度は、その事業取引の発生した日の属する年度とする。

(会計の区分)

第7条 本会の会計は、一般会計と特別会計に区分し行うことができる。

- 2 本会の事業に関し、特定の事業を行う必要があるときは、特定の資金を保有し、その運用を行う場合は、特別会計を設け、その目的に従い運用するものとする。

(会計年度)

第8条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(書類の保存期間)

第9条 予算書、会計帳簿、伝票及び計算書類の保存期間は、10年とする。

第2章 勘定科目及び帳簿

(勘定科目)

第10条 本会における取引は、別に定める勘定科目により処理するものとする。

(帳簿及び伝票)

第11条 帳簿は、主要簿、補助簿及び必要に応じその他の補助諸表を備付けるものとする。

- (1) 現金出納簿
- (2) 貯金出納簿
- (3) 収支予算の管理に必要な帳簿
- (4) 固定資産台帳
- (5) 基本財産明細台帳
- (6) 会費明細帳
- (7) その他の補助諸表

- 2 伝票は、入金及び振替伝票とする。

第3章 予 算

(予算の作成)

第12条 会計理事は、毎会計年度開始前、当該年度の事業計画の決定に基づき収支予算を第7条に定める区分に従い作成し、理事会の承認を得て総会に提出し、議決を求めるものとする。

(予算の執行)

第13条 支出予算の執行は会長とする。

- 2 会長にやむを得ない事情があるときは、会計理事がこれを行い予算の執行後すみやかに会長に報告するものとする。

(予算の流用及び予備使用)

第14条 予算の執行にあたり、大科目間の流用は、理事会に承認を求めるものとする。ただし、緊急の場合は、理事会の事後承認を求めることができる。

- 2 予備費使用を行う必要があるときは理事会の承認を得て行うものとする。

(継続費)

第15条 支出予算決定後、本会の事業実施上特に数年にわたり執行する必要があるときは、その所要額及びその年割執行額を定め、理事会の承認を得て行うものとする。

(繰越明許費)

第16条 支出予算のうち、その事業実施上特に必要がある場合であって当該年度において支出が終らない場合は、予め理事会の承認を得て翌年度に繰り延べて使用することができるものとする。

(積立金)

第17条 年度決算において剰余金が生じたときは、その一部について積立金に計上することができる。

第4章 金 銭 会 計

(金銭の範囲)

第18条 この規程において、金銭とは、現金及び貯金をいい、現金は通貨小切手その他随時通貨と引替えることのできる証書をいう。

2 前項の預金とは、普通預金、通知預金、定期預金及び金銭信託等をいう。

(出納方法、証拠書の授受)

第19条 金銭の収納は、伝票及び証拠書に基づいて行うものとし、会長及び会計責任者の承認を得るものとする。

2 金銭の支払いは、会長及び会計責任者の承認を得た伝票及び証拠書により行うものとする。

3 預金証書等は、金庫に保管又は金融機関に保管預託するものとする。

(金融機関の指定)

第20条 預金口座を設ける銀行その他の金融機関は、会長が指定するものとする。

(借入金)

第21条 予め決められた短期借入金の限度内で借入れをしようとするときは、常務理事会にはかるものとする。

2 定時総会前において資金の不足を生じる場合は、最少限度の短期借入をすることができるものとする。その場合理事会の事後承認を求めるものとする。

(手持現金)

第22条 手持現金は必要最少限度にとどめるよう努めるものとする。

(収入、支出事務兼業の禁止)

第23条 金銭の収納、支出の事務は同一職員が兼ねて取扱うことはできないものとする。

(預金の名義人)

第24条 預金の名義人は会長とする。

2 出納に使用する印鑑は、本会会長の会印を使用するものとする。

3 会計責任者は前項の印鑑の保管及び押印するものとする。ただし、印鑑の保管及び押印については、事務局長に委任することができる。

(金銭の残高照合)

第25条 現金残高は、現金出納簿残高と照合するものとする。

2 預金残高は、毎4半期毎に取引銀行等の預金残高証明書又は預金通帳及び預金証書により照合するものとし、差額が生じたときは調整表を作成するものとする。

第5章 棚卸資産

(棚卸資産の定義)

第26条 棚卸資産（以下「物品」という。）とは、消耗品、備品、図書及び医療器械器具であって1件10万円未満のものをいう。

(保管管理)

第27条 物品のうち、消耗品を除く備品等については、備品台帳を設け、記入整理するものとする。

2 事務局長は、物品の出納、保管を行うとともにその使用状況について監督を行うものとする。

3 事務局長は、物品のうち必要に応じその一部を補助者に保管管理をさせることができる。

(物品の照合)

第28条 事務局長は、毎年1回以上保管する物品と台帳を照合するものとする。

(物品の廃棄)

第29条 事務局長は、物品を廃棄しようとするときは、その理由を付して会長、会計理事の承認を得て行うものとする。

第6章 固 定 資 産

(固定資産の定義)

第30条 固定資産とは、耐用年数が1年以上であって、かつ取得価格が20万円以上のものをいう。

(取得価格)

第31条 固定資産の取得価格は、固定資産の区分に従い次の各号によるものとする。

- (1) 製作にかかるものは、その製作費及び附帯費
- (2) 購入にかかるものは、その購入価格及び附帯費
- (3) 医療器械器具等贈与にかかるものはその公正な評価額

(固定資産の譲渡及び担保等)

第32条 固定資産の譲渡及び担保の設定については、総会の承認を得るものとする。

- 2 不動産登記を必要とする固定資産は取得後登記するものとする。

第7章 決 算

(決算書の作成)

第33条 会計年度が終了したときは、次の各号の財務諸表を一般会計及び特別会計の別に次の各号に掲げる財務諸表を作成するものとする。

- (1) 収支計算書
 - (2) 借貸対照表
 - (3) 財産目録
- 2 決算書は、会計年度終了の翌月15日までに完結するものとする。
 - 3 会計理事は、前項の決算が完結したときは、すみやかに監事の監査を受け理事会及び総会に報告し承認を求めるものとする。

(監 査)

第34条 会計理事は、会計に関して毎年10月及び年度決算完了後の2回監事の監査を受けなければならない。

第8章 契 約

(契約責任者)

第35条 契約に関する責任者は契約責任者とする。

- 2 契約責任者は会長とする。
- 3 会長にやむを得ない事情があるときは、会計理事が契約者として職務を代理するものとする。

(契約方法)

第36条 契約は、一般競争入札に付し、当契約の目的に従い、最高又は最低の価格による入札者と締結するものとする。

(指名競争入札)

第37条 契約が次の各号の1に該当する場合においては、前条の規定にかかわらず、指名競争入札の方法により契約を締結することができる。

- (1) 契約の性質又は目的により競争に加わる者が少数で一般競争入札に付する必要がないとき
- (2) 一般競争入札に付することが不利と認められるとき
- (3) 前各号に規定するもののほか、事業運営上必要があるとき

2 随意契約によることができる場合においては、指名競争入札に付することを妨げない。

(随意契約)

第38条 契約が次の各号の1に該当する場合においては、前条の規定にかかわらず、随意契約の方法により契約をすることができる。

- (1) 契約の性質又は目的が競争を許さないとき
- (2) 緊急を要する場合で、競争に付す暇がないとき
- (3) 競争に付すことが、不利と認められるとき
- (4) 前各号に規定するもののほか、事業運営上必要があるとき

2 第1項の規定により随意契約をしようとするときは、なるべく2人以上から見積書をとらなければならない。

(契約書)

第39条 契約を締結しようとするときは、その履行に関し、必要な条項を、記載した契約書を作成しなければならない。ただし、軽易な契約については、契約書の作成を省略し、又はこれに代える書類をもって処理することができる。

第9章 雑 則

(規程の改正)

第40条 この規程の改廃は、理事会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 この規程は、昭和58年3月19日より施行する。

学術奨励基金「中村学術賞」取扱規程

昭和61年11月19日制定

(趣 旨)

第1条 この基金は、中村實博士から藍綬褒章受章を記念した寄付金によるものであって、中村博士の多年にわたる本会会長としての業績を記念するため学術奨励基金「中村学術賞」とする。

(目 的)

第2条 診療放射線学の発展と診療放射線技師の学術的業績の向上をはかり、もって会員の医療への自覚の高揚を奨励するため、学術賞授与の制度を制定する。

(受賞資格者)

第3条 社団法人 日本放射線技師会に所属する会員とする。ただし、受賞の対象が共同研究の場合は、その研究を代表する者とする。

(受賞の対象)

第4条 診療放射線学に関する学術、調査研究で日本放射線技師会雑誌又は全国放射線技師総合学術大会等において発表された中から優れた内容のものを選んで表彰する。

(審 査)

第5条 表彰の審査は、会長が委嘱する委員5名の選考によりその答申を得て理事会において決定する。

(表 彰)

第6条 中村学術賞は、表賞状及び記念品とし、学術大会において授与する。

(基 金)

第7条 基金は、「中村学術賞」基金として管理する。

第8条 学術賞は、前条の基金によって生ずる預金利息をもってこれに充てる。

第9条 この規程は、理事会の決議により変更することができる。

附 則

1 この規程は、昭和61年11月19日より施行する。

調査・研究助成に関する取扱規程

平成7年3月24日制定

(目 的)

第1条 この規程は(社)日本放射線技師会定款第4条に基づき、調査・研究を行うにあたり助成金等その運用の方法について定める。

(調査研究課題の公募)

第2条 日本放射線技師会会長(以下「会長」という)は、助成金の交付の対象となる調査・研究課題について、これを会告するものとする。

(助成金の申請)

第3条 助成金の交付を受けようとするものは、調査研究助成金交付申請書(第1号様式)により、取

扱規程の定める期限までに提出しなければならない。

- 2 研究を行う者が二人以上のときは、主任研究者を定め、その者が前項の手続きを行うものとする。
- 3 第1項の申請書には、研究を行おうとする者が施設に勤務しているときは、当該施設長の承諾書（第2号様式）を添えなければならない。

（助成金交付の条件）

第4条 助成金の交付決定には、次の条件を付するものとする。

- 1 申請書の内容のうち、次の事項を変更しようとするときは、あらかじめ会長の承認を受けなければならない。
 - イ 申請者の氏名または名称及び住所
 - ロ 所属施設及びその所属施設における職名
 - ハ 研究の目的及び内容
 - ニ 研究に要する経費の配分
 - ホ 研究の終了予定期日または研究実施計画
- 2 研究を中止または廃止する場合には、会長の承認を受けなければならない。
- 3 特許権または実用新案権を得ることによって相当の収益が生じると認められる場合においては、交付した助成金の全部または一部に相当する金額を技師会に納付させることがある。

（助成金の交付決定）

第5条 会長は、調査研究助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係わる書類等の審査及び研究目的並びに内容が適正であるかどうか、申請金額の算定が適正であるかを調査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、すみやかに交付の決定をしなければならない。

（助成金決定の通知）

第6条 会長は、助成金の交付決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を助成金の交付申請した者に通知しなければならない。（第3号様式）

（収支簿等）

第7条 主任研究者は、交付を受けた助成金の収支を明らかにする帳簿及び受取書等助成金の収支を証明する書類を、研究終了後5年間整理保存しなければならない。

（研究状況の報告）

第8条 会長は、必要があると認めるときは研究者に対して、研究状況の報告を求めることができる。

（調査研究の報告）

第9条 研究者は、当該年度における調査研究終了後、会長が定める期間内に研究報告書（第4号様式）及び収支決算報告書（第5号様式）を提出しなければならない。

（研究報告書の発表）

第10条 会長は、前条の調査研究報告書の全部または一部を会誌、その他の方法により発表することができる。

- 2 研究者は、当該調査研究の成果を次年度に開催される全国放射線技師総合学術大会において発表しなければならない。

（刊行の届出）

第11条 助成金の交付を受けて研究を行った者は、研究の結果または経過の全部若しくは一部を刊行し、または雑誌等に掲載する場合には助成金による研究の成果である旨を明記しなければならない。

- 2 助成金の交付を受けて研究を行った者は、助成金による研究の結果または経過の全部若しくは

一部刊行し，または雑誌などに掲載した場合には，その刊行物またはその別刷一部を添付して会長に届け出なければならない。

（特許権）

第12条 助成金の交付を受けて研究を行った者は，助成金による研究の成果に関して特許権または実用新案権を得たときは，特許公報または実用新案公報の写しを添付して，すみやかにその旨を会長に届け出なければならない。

附 則

この規程は，平成7年4月から施行する。

あ　と　が　き

鹿児島県放射線技師会の広報編集を拝命されて2期目にこの100号記念誌の編集に携わることが出来まして大変光栄であります。昭和28年7月1日に会報第1号誌が手書きで発行され、100号誌までに51年の時代を経て今回の記念誌発行となりました。私も鹿児島県放射線技師会に入会してまだ20年。広報編集の担当からまだ3年目。まだまだ、未熟者ですが、精一杯今回の記念誌の編集に携わって参りました。7名様の歴代会長寄稿文また、施設紹介58施設(11施設は写真のみ)、と多数の原稿を頂きありがとうございました。この記念誌が少しでも会員の皆様のお役に立てば幸いです。

今後の鹿児島県放射線技師会のさらなる発展と次会の記念誌に向けて新たな歴史が築き上げられていくことを期待しております。

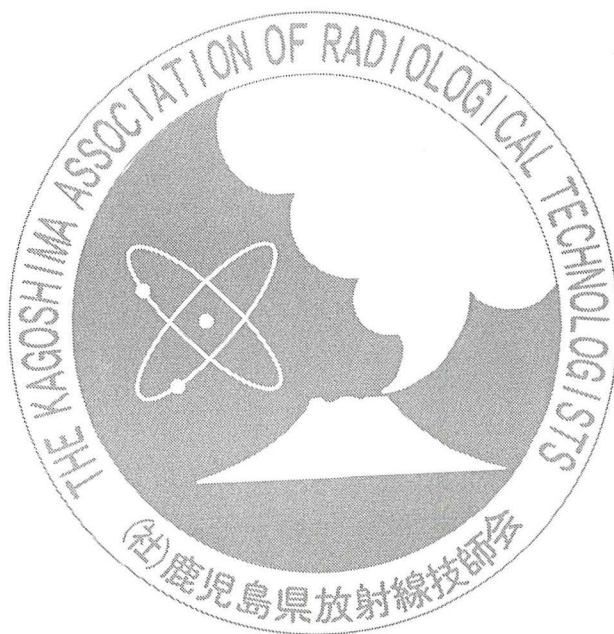
鹿児島県放射線技師会 広報編集 内田 一正



誌 念 記

法人設立15周年
会報発行100号

別 冊



社団法人 鹿児島県放射線技師会

鹿児島県立 大 島 病 院

中央放射線部

当院は、鹿児島本土より南へ約300km、青い海と多くの珊瑚礁に囲まれた亜熱帯の島、奄美大島に明治34年（1901年）に開設され平成12年には、創立100周年を迎え奄美群島の中心拠点病院として15の診療科、350の病床をかかえ、通常の診療はもちろん一次～三次救急、結核・A I D Sなどの感染症にも対応しています。また地域に密着した医療として毎月、奄美群島内の巡回診療を行い離島の多い鹿児島県の僻地医療にも貢献しています。

中央放射線部では、9名の診療放射線技師と1名の受付事務員が業務にあたっており主要機器として4ヶ所の一般撮影室（断層撮影装置・マンモ装置を含む）の他、C T装置2台、1.5TのM R I装置1台、原体照射可能な放射線治療装置（X線・電子線）1台、S P E C T装置1台、ポータブル撮影装置3台、手術室外科用イメージ1台そして心カテ及びその他の血管造影撮影が可能なA N G I O装置1台と3ヶ所の一般透視室（泌尿器科専用を含む）の高度医療機器を配備し、時間外の救急業務を含めて24時間体制で技師が放射線業務にあたっています。

地理的には、離島という環境から鹿児島県技師研究会等への勉強会へ参加する機会が限られていますが、奄美群島内の放射線技師研修会を開くなど、モチベーションは高く、患者さんに、より良い医療情報を提供できるよう日々研鑽しています。また大島地区の災害拠点病院として病院全体で大規模災害を想定してトリアージ体制の講習及び病院機能の整備を図り、今後も県立病院として奄美の医療に貢献し、住民に信頼される病院作りを目指して行きたいと考えています。



医療法人 厚生会 小 原 病 院

住 所 鹿児島県枕崎市折口町109番地

T E L 0993-72-2226

F A X 0993-72-2225

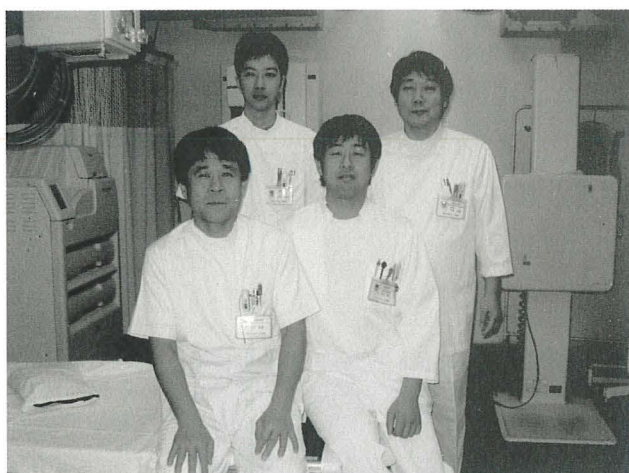
ホームページ <http://www.synapse.ne.jp/koseikai/>

当病院は、薩摩半島の南端枕崎市の港に隣接しております。磯の匂いがやさしく漂うこの地に、大正7年医院として開業してから80数年の長きにわたって地域医療を担ってきました。

当病院は、外科、脳神経外科、整形外科、内科、循環器科、胃腸科、放射線科など11の診療科、118床のベッドを有しています。

『地域の皆様に安心できる医療を提供させて頂くためにベストを尽くします』という理念のもと、一般撮影（CR）、マンモグラフィー、X線透視装置、CT、MRI、血管撮影（DSA）、骨密度測定装置等々の機器設備を行ってまいりました。

また、現在病院の新築工事中ですが、完成移転時にはもっと充実したものになると思っています。ハード面のみならずソフト面の充実も図ってまいりたいと研修会等への参加も心がけています。



完成予想図

医療法人昭泉会 馬場病院

日置市吹上町湯之浦 2378

当病院は、谷山インターより約20分、薩摩半島の中西部に位置する、日置市吹上町湯之浦にあります。地名のとおり近所には、よか温泉が数件あり、町内には「富の宝山」、「西海の薫」などのおいしい焼酎で知られる2軒の酒造メーカーがあります。

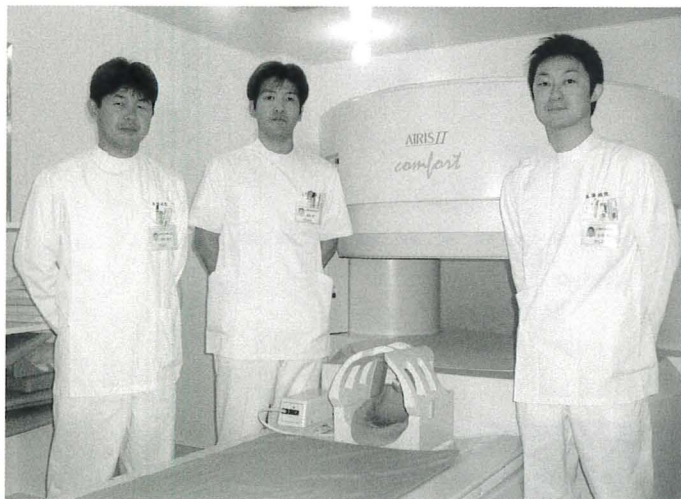
当病院は平成15年12月に新築し、診療科は、内科・神経内科・外科・整形外科・脳神経外科・胃腸科・放射線科・麻酔科・リハビリテーション科・循環器科・リウマチ科の11科で、病床数は112床、通所リハ定数20名、職員数は約130名です。

また、老人保健施設「湯の浦ナーシングホーム」を併設しており、入所定数70名、通所リハ定数40名、職員数は約50名となっております。

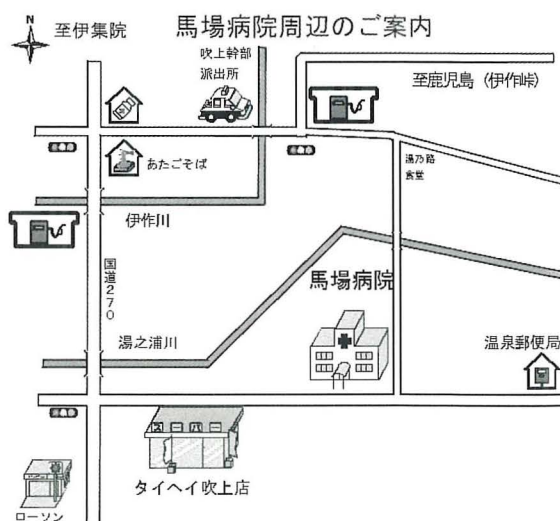
主な放射線機器は一般撮影、X線透視装置、MDCT（4列）、MRI（0.3T）、骨密度測定装置、ポータブル、外科用イメージが1台ずつあり、診療放射線技師3名で稼働させ、毎日1名は時間外待機体制で、救急患者に対応しております。

ところで、院内には約35名の男性職員で構成する「球技部」と称するクラブがあり、ソフトボール・バレーボール・ゴルフ、及び「飲んかた」を通じて交流を図っております。そして、この球技部のつながりが、他部門との業務の連携や情報交換に非常に良い効果をもたらしております。

さて、私どもの所属する県技師会南薩支部では、年2回の研修会の他に、ソフトボール大会を平成15年から毎年8月に開催しております。他支部からの参加も大歓迎ですのでよろしくお願い申し上げます。



写真左より 長野勝悟 長野晃一 佐多洋二 技師



医療法人 健仁会 平田整形外科クリニック

当医院は鹿児島県と熊本県との県境にある人口約4万人の出水市にあります。当市は全国的に鶴の越冬地で有名で毎年、冬になると万羽鶴が飛来します。

当医院は整形外科単科の無床診療所で診療科目は整形外科、理学療法科、リウマチ科、麻酔科です。職員は17名です。

主な放射線機器は一般撮影1台、胸部用撮影装置1台、骨密度撮影装置1台でF C R、ドライプリンターを備え、撮影画像は外来の画像ビューワへ即座に転送、デジタル保存しております。

私は昭和63年に出水市立病院を退職後、当クリニックに勤務し17年が経ちました。主に一般撮影の仕事をしています。

老人から赤ちゃんまで、毎日、撮影が多いので患者様に負担を掛けたくない心がけています。

放射線技師として仕事を始めた当時のX線装置は裸線で裸管球、現像液、定着液も指定の処方に従い、天秤で計り調合してバットで現像していた頃を思い出しています。

今は撮影装置も読み取りもデジタル化され現像が不要になり画像の出力も驚くほど早くなり隔世の感があります。

今後も患者様の立場に立って診断価値の高い写真を提供できるよう精一杯、心がけていきたいと思えます。

